宇和島鉄道関係資料目録



愛媛県歴史文化博物館

こあいさつ

活かすとともに、資料の有効活用を図るため、逐次資料目録を刊行してまいりました。そしてこのたび、収蔵資料のうち、宇和島鉄道関係 当館では平成六(一九九四)年の開館以来、継続して愛媛の歴史や文化に関する資料の収集・整理・保存に取り組み、展示や調査研究に

資料について目録を刊行することとなりました。

戦争による経済的影響を受けて資金難に陥り、同三八年に同社は解散しました。 おいても地元の有志が宇和島と東北部を軽便鉄道で結ぶ計画を立て、同三〇年に宇和島鉄道株式会社を設立しました。しかし、 県内の鉄道史を振り返ると、明治二一(一八八八)年の伊予鉄道に続き、同二八年に道後鉄道、翌年に南予鉄道が開業しました。南予に 日清・日露

線路幅を改軌して、現在では予土線の一部となっています。 全通しました。宇和島鉄道は地元の有志による強い意志によって完成した鉄道でした。昭和八(一九三三)年に宇和島鉄道は国有化され、 有志は県内外から資本金を調達し、大正三(一九一四)年に宇和島~近永間が、同一二年には近永~吉野間が開通して、宇和島~吉野間が その後、明治四三年に「軽便鉄道法」が公布されると、宇和島鉄道の再興に向けた機運が盛り上がり、翌年に免許状が下付されました。

をとらえた写真を紹介しています。 今回の目録では、宇和島鉄道に関する会社の定款や株主、経営状況などを表す資料のほか、当時の駅舎や車両、 本目録が宇和島鉄道の歴史、さらには予土線の歴史を振り返る機会になれば幸いです。 沿線の風景や人々の様子

最後に、本目録の刊行にあたり貴重な資料をご寄贈いただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

令和七年三月

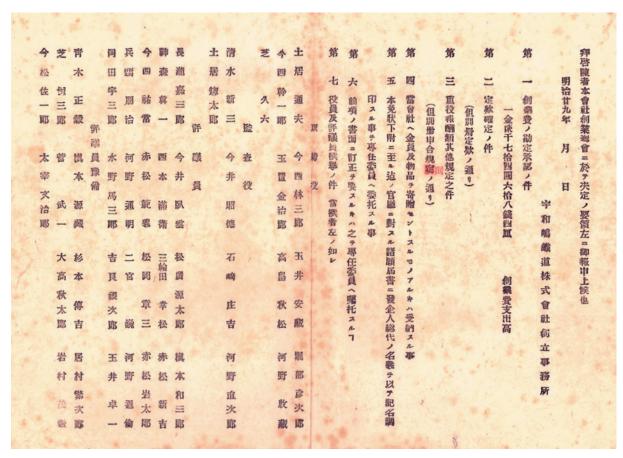
目 次

凡 ごあいさつ 資料目 資 資 資 目 (宇和島鉄道路線図)… 料 料 料 翻 写 解 真 録 説 刻 例 次 55 2 15 3 2 1 54 49

凡例

- 翻刻・解説は写真掲載した資料を取り上げた。料写真は文字が確認できるように周辺部をトリミングしたものもある。2.本目録の構成は資料写真・資料翻刻・資料解説・資料目録である。資
- (ママ)、かすれや破れなどで判読できない箇所は□とした。た。また、読みやすくするため適宜読点をつけた。誤字などは(カ)漢字表にない字は、いわゆる康熙字典体を用いるか、そのまま表記し3.資料翻刻では原則として常用漢字を用いた。但し、人名や地名、常用
- 量(㎝)、備考、整理番号、図版番号とした。4.資料目録については、番号、年代、表題、作成者、受取者、数量、法
- 語を使用・準用しているが、本目録では分かりやすく駅と表記した。設鉄道法」、同四三年四月二一日付「軽便鉄道法」では停車場という用5.明治二〇年五月一八日付「私設鉄道条例」、同三三年三月一六日付「私
- 6. 本目録の編集・執筆は当館専門学芸員平井誠が担当した。

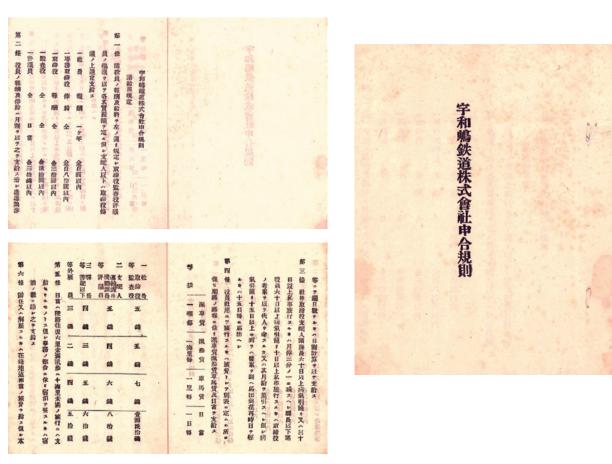
資 料 写 真



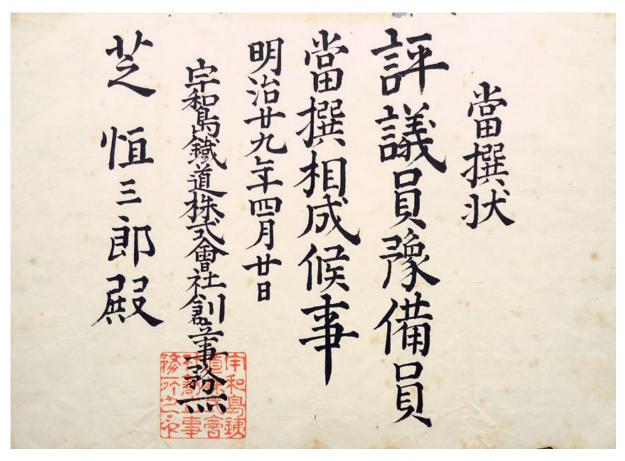
【資料1】「宇和嶋鉄道株式会社創業総会決定要領」(明治29年)



【資料2】「宇和嶋鉄道株式会社定款」(明治29年カ)



【資料3】「宇和嶋鉄道株式会社申合規則」(明治29年カ)



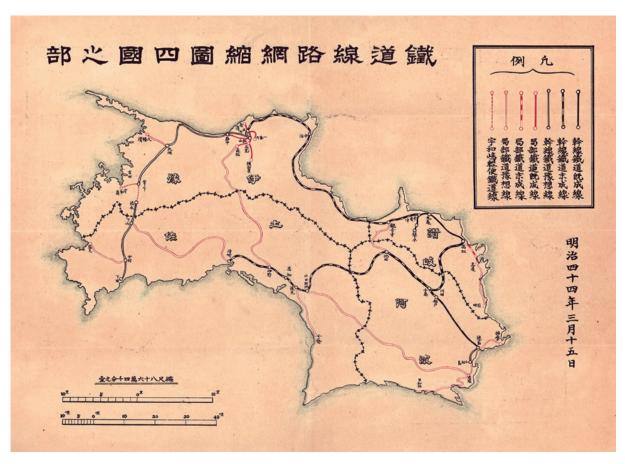
【資料4】「評議員予備員当選状」(明治29年4月20日)



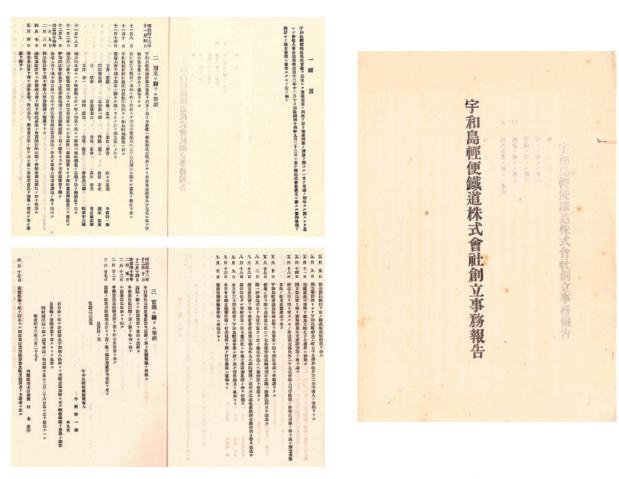
【資料5】「宇和島鉄道再興之趣意書」(明治43年10月)



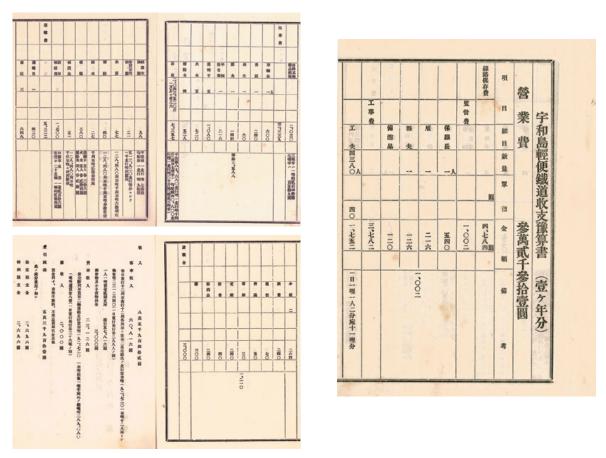
【資料6】「宇和嶋鉄道布設ノ義ニ付有志大会決議」(明治43年11月8日)



【資料7】「鉄道線路網縮図 四国之部」(明治44年3月15日)



【資料8】「宇和島軽便鉄道株式会社創立事務報告」(明治44年9月末頃)

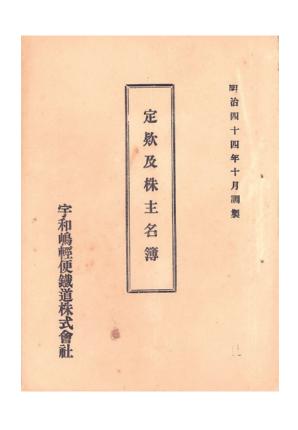


【資料9】「宇和島軽便鉄道収支予算書」(明治44年7月18日)

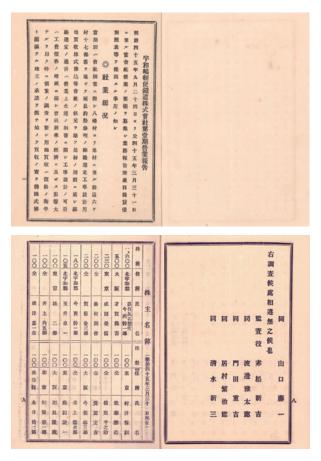


【資料 10】「(第一回株金払込通知書)」(明治 44 年 8 月 1 日)



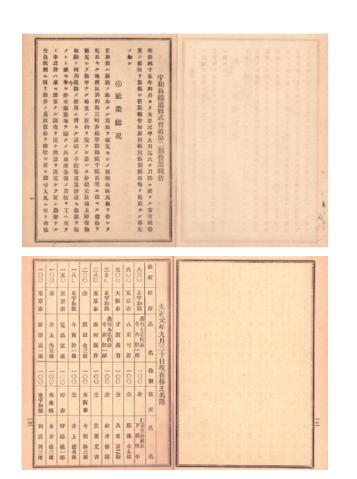


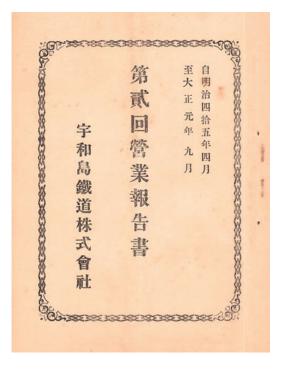
【資料 11】「定款及株主名簿」(明治 44 年 10 月調製)



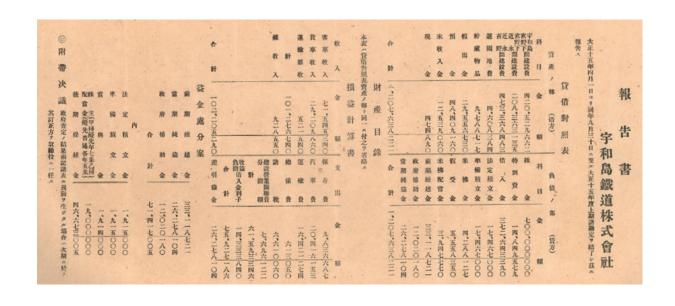


【資料 12】「第壱回営業報告書」(明治 44 年 3 月 31 日)





【資料 13】「第弍回営業報告書」(大正元年9月30日)



【資料 14】「報告書」(大正 15 年 9 月 30 日)



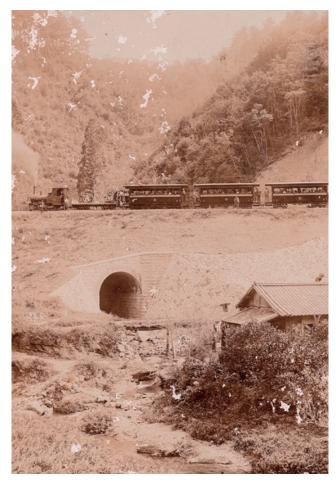
【資料 15-1】宇和島駅と宇和島鉄道(3号機関車+客車2両)(大正3年頃)



【資料 15-2】宇和島駅と背後の和霊神社(拡大)



【資料 15-3】勢いよく煙をはく3号機関車(拡大)



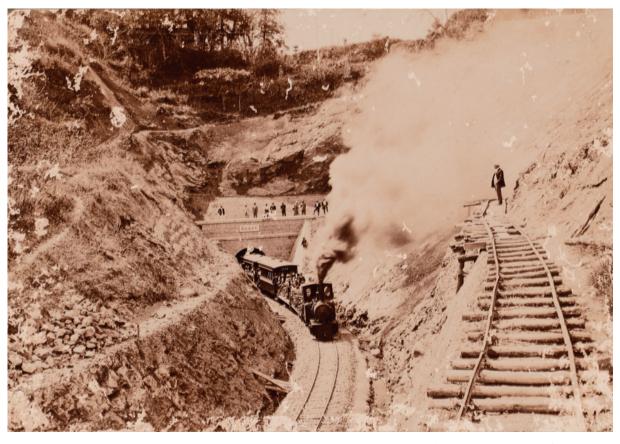


【資料 16-2】 2号機関車(拡大)



【資料 16-3】橋梁の構造(拡大)

【資料 16-1】長追川を渡る宇和島鉄道(2号機関車+無蓋貨車1両+客車3両)(大正3年頃)



【資料17】窓峠を走る宇和島鉄道(機関車+無蓋貨車2両+客車2両)(大正3年頃)



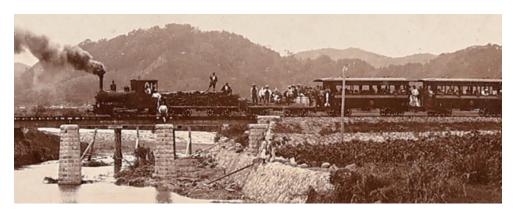
【資料 18-1】上三間川を渡る宇和島鉄道(2号機関車+無蓋貨車2両+客車2両)(大正3年頃)



【資料 19-1】下三間川を渡る宇和島鉄道(機関車+無蓋貨車2両+客車2両)(大正3年頃)



【資料 18-2】上三間川は宮野下~中野間と思われる(拡大)



【資料 19-2】下三間川は大内~深田間と思われる(拡大)



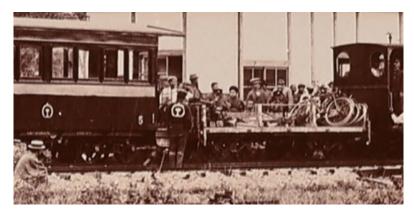
【資料 20】ホッケ山を走る宇和島鉄道(大正 3 年頃)



【資料21-1】近永駅と宇和島鉄道(2号機関車+無蓋貨車1両+客車3両)(大正3年頃)



【資料 21-2】向きの異なる2両の機関車(拡大)



【資料 21-3】無蓋貨車に積まれた自転車(拡大)

資 料 翻 刻

【資料1】「宇和嶋鉄道株式会社創業総会決定要領」(明治29年)

拝啓 陳者本会社創業総会ニ於テ決定ノ要領左ニ御報申上候也 宇和嶋鉄道株式会社創立事務所

第 創業費ノ勘定承認ノ件

金弐千七拾四円六拾八銭四厘 創業費支出高

定款確定ノ件(但別冊定款ノ通リ

重役報酬額其他規定之件 (但別冊申合規則ノ通リ)

当会社へ金員及物品ヲ寄贈セントスルモノアル片ハ受納スル事

本免状下附ニ至ル迠ノ官庁ニ対スル諸願届書ニ発起人総代ノ名義ヲ以 テ記名調印スル事ヲ専任委員へ委托スル事

前項ノ書面ニ訂正ヲ要スル片ハ、之ヲ専任委員へ嘱托スルヿ

役員及評議員撰挙ノ件 当撰者左ノ如シ

取 締 役

通夫 今西林三郎 玉井 安藏

玉置金治郎

高畠

堀部彦次郎 今西幹一郎

查 役

新三 今井

清水

昭德 石崎 庄吉 河野直次郎

土居惣太郎

松廣源太郎 槇本和三郎 神森

赤松岩太郎 三輪田幸松 兵頭 赤松 朋治 新吉 今西 道明

範義

西本

章三 満衛

道倫

岡田宇三郎

水野馬三郎

吉良銀次郎

玉井 二宮 赤松 長瀧嘉三郎

今井

臥雲

員

員

大高秋太郎

茂敝

今松佐一郎

太宰文治郎

恒三郎

槇本 源藏 杉本 傅吉 居村繁次郎

【資料2】「宇和嶋鉄道株式会社定款」(明治29年カ)

第 其責ヲ負フモノトス 当会社ハ株式組織ヲ以テ成立シ、 其義務ニ対シテハ会社ノ財産ノミ

第 条 当会社ハ宇和嶋鉄道株式会社ト称シ、本社ヲ愛媛県北宇和郡宇和嶋 町ニ設置ス

三 条 間、二名、好藤、 当会社ノ目的ハ、愛媛県北宇和郡宇和嶋町ヨリ仝郡八幡、 旭 泉、明治各村ヲ経テ吉野生村大字吉野ニ達スル鉄

第

第 兀 条 当会社ノ資本金総額ハ弐拾六万円ニシテ、之ヲ五千弐百株ニ分チ、 道ヲ敷設シ、旅客貨物運輸ノ業ヲ営ムニ在リ

第 壱株ヲ五拾円トス

<u>Ŧ</u>i. 条 当会社ハ社印及役印ヲ調製シ、 ヲ押捺ス、其図式左ノ如シ 債権、手形及ヒ当会社力権利ヲ得 義務ヲ負フ可キ重要ノ書類ニハ皆之 官庁ニ宛タル文書又ハ報告書、株券、

会道和 社 株 嶋





式鉄宇

条 外国人ヲ除クノ外ハ何人ヲ問ハス当会社ノ定款ヲ遵守シテ株主タル 第二章 · 株式

第

六

第 七 条 当会社ハ株主名簿ヲ備へ左ノ事項ヲ記載ス

事ヲ得

各株主ノ氏名住所

各株主所有ノ株式ノ数及株券番号 各株式ニ付払込タル金額

各株式ノ取得及譲渡ノ年月日

第 八 条 又其住所姓名ニ異動ヲ生シ若クハ改印シタル片ハ其都度届出ツ可シ 当会社ノ株主トナリタルモノハ其住所姓名ヲ記シタル印鑑ヲ差出シ、

第 九 条 諸帳簿ノ展閲ヲ請求スル事ヲ得 株主ハ何時ニテモ執務時間中ナレハ取締役ニ対シ営業上ノ質問又ハ

但毎年一月及七月ノ通常総会前十五日間ハ、諸帳簿撿正ノ為メ本文ノ 展覧ヲ停止ス

第 + 券ヲ発行シ、全額入金後本株券ニ引替ユ可シ 条 当会社ノ株式ハー株毎二株券一通ヲ作リ、 第 回株金払込後ハ仮株

第

何

号

宇和嶋鉄道株式会社仮株券

氏

名

殿

仮株券雛形

壱株

此金額五拾円

一条 当会社発行ノ本株券及仮株券ノ雛形左ノ如シ

本株券雛形

第

何

号

宇和嶋鉄道株式会社株券

名 殿

氏

宇和嶋鉄道株式会社 専務取締役 社 長

年

印月社

表

此株券ニ当会社ノ印章ヲ押捺シ、之ヲ交附スルモノナリノ内壱株、即チ五拾円ノ持主タル事相違ナキ証拠トシテ、

右記名者宇和嶋鉄道株式会社ノ定款ヲ遵守シ、当会社株式此金額五拾円

面

一壱株

氏氏氏 名名名 印印印

裏面

調印シ、 此株式ヲ売買譲渡セントスル片ハ、 社長其罫劃内ニ記名調印シテ株式ノ移転ヲ証明シ、之ヲ還附ス可シ 之ヲ当会社ニ差出ス可シ、当会社ニ於テ相当ノ檢査ヲ遂ケ、 売買譲渡ノ双方左ノ罫劃内ニ記名

年月日
譲渡人記名調印
譲受人記名調印
社長記名調印

面

第二回 第一回 金 金

円 一明編月日 <u>|</u> 明煌月日 第七回 金 金

払込金額 年月日 社長調印 第六回 払込金額 円明編目 ||明編|||| 年月日 社長調印

会社へ持参ス可シ、当会社ハ領収セシ証トシテ金額並ニ年 テ此仮株券ヲ交付ス、 式ノ内壱株、 月日ヲ記入シ、之ニ社長ノ印ヲ押捺ス可シ 右記名者ハ宇和嶋鉄道株式会社ノ定款ヲ遵守シ、当会社株 ノ上ニテ本株券ト引替ユルモノナリ 即チ五拾円ヲ引受ケタル事相違ナキ証拠トシ 払込金ヲナス片ハ此株券ヲ其都度当 追テ金額入金

表

年 印月社 日

宇和嶋鉄道株式会社

専務取締役 氏氏氏 名名名

印印印

裏面

社長其罫劃内ニ記名調印シテ株式ノ移転ヲ証明シ、 調印シ、之ヲ当会社ニ差出ス可シ、 此株式ヲ売買譲渡セントスル片ハ、 当会社ニ於テハ相当ノ檢査ヲ遂ケ、 売買譲渡ノ双方左ノ罫劃内ニ記名 之ヲ還附スへシ

年月日
譲渡人記名調印
譲 受人記名調印
社長記名調印

条 納ム可シ、此金ハ第一回株金払込ノ際、其払込金ト相殺スルモノトス 当会社株式申込人ハ申込株壱株ニ付、 契約保証金トシテ金五拾銭ヲ

第十二

|第一回払込ヲ為サヽル時ハ会社ノ所得トス

- 金拾参円以内トシ、毎回少クモ拾週間ヲ隔テ漸次ニ払込マシムルモノトポ十三条 当会社株金払込ハ工事竣成予定期限内ヲ拾回ニ分チ、毎回壱株ニ付
- 二各株主ニ通知スへシ但毎回払込ノ時日金額ハ取締役ニ於テ之ヲ定メ、少ナクモーケ月以前
- 一日金四銭ノ割ヲ以テ、延滞日数ニ応シ延滞償金ヲ支払フヘシ第十四条 株主株金払込ヲ怠リタル片ハ、其払込ムヘキ金額ニ対シ、百円ニ付
- タル払込金及其延滞償金、其他之カ為ニ生シタル諸費ノ償還ニ充テ、尚ヲナスモ尚入金セサル片ハ、其株式ヲ公売ニ付シ、其代金ヲ以テ延滞シ日ヲ指定シ、其期日迠ニ延滞日歩ヲ添テ入金スヘキ事ヲ催告シ、此催告第十五条 株主株金ノ払込ヲ怠リタル片トキハ、当会社ハ更ニ廿日間以内ノ期

不足アレハ更ニ之ヲ徴収シ、若シ剰余アレバ之ヲ還附スヘシ

- 券壱通ニ付金五銭ヲ徴収スリ裏面ニ記名調印シテ株式ノ移転ヲ証明ス可シ、此登録手数料トシテ株ヲ添へ当会社ニ差出ス可シ、当会社ハ之ヲ株主名簿ニ登録シ、社長株券ヲ添へ当会社ニ差出ス可シ、当会社ハ之ヲ株主名簿ニ登録シ、社長株券ヲ譲十七条 株式ヲ売買譲渡セント欲スル片ハ、其ノ株券ノ裏面ニ売買譲渡ノ双
- 但此場合ニ於テハ所轄役場ノ証明ヲ要スル事アルヘシ録請求書ヲ差出シ、株主名簿ニ登録ヲ受クヘシ、其手数料ハ前条ニ同シ第十八条 相続又ハ遺贈ニ依リ株券ヲ取得シタル片ハ、親族ニ名以上連署ノ登
- 二於テ之ヲ証明シ、登録請求ノ手続ヲナスヘシ、其手数料前条ニ同シポ十九条 法律命令ノ結果ニヨリ株券ノ所有権他へ移転シタル片ハ、其引受人
- メ株式移転ノ登録ヲ停止ス、此場合ニ於テハ当会社ハ其旨新聞紙ヲ以テニ十条 当会社ハ事業年度毎ニ三十日以内ヲ限リ、株主名簿及計算閉鎖ノ為

告スヘシ

第三章 株主総会

- 第廿一条 株主総会ヲ分テ通常総会、臨時総会ノニトナス
- 提出ス可シ及利益ノ分配案ヲ議決ス、又此書類ニ就キ監査役ノ報告書モ同時ニ之ヲ書、財産目録、貸借対照表、事業報告書ヲ提出シ、株主ノ認定ヲ求メ、第廿二条 通常総会ハ毎年一月、七月ノ両度ニ開キ、取締役ヨリ前半期ノ計算
- ス 第廿三条 臨時総会ハ取締役又ハ監査役ニ於テ必要ト認ムル片之ヲ開クモノト
- ノ開会ヲ請求スルドハ、取締役ハ之ヲ招集セサルヲ得ス第廿四条 総株金ノ五分ノ一以上ニ当ル株主ヨリ会議ノ目的ヲ明示シ臨時総会
- 目的事項ヲ明記シ、各株主ニ通知ス可シ第廿五条 当会社ノ総会ヲ開クニハ、少クモ十四日以前ニ開会ノ日時、場所及
- スル事ヲ得ス 第廿六条 総会ハ総株金ノ四分ノ一以上ニ当ル株主出席スルニ非ラサレバ決議
- 第十、京 「京ででは、「京ででは、「京でででででででです。」 総株金ノ半額以上ニ当ル株主ノ出席スルニ非レハ之ヲ為スヲ得ス第廿七条 定款変更、債権発行、会社解散ノ決議ハ、総株主ノ半数以上ニシテ
- 認可シタル片ハ、之ヲ有効トスヘキ旨ヲ告知スヘシ
 其通知ニハ若シ第二総会ニ於テ出席株主ノ多数ヲ以テ第一総会ノ決議ヲニ於テ仮ニ決議ヲナシ、其決議ヲ総株主ニ通知シテ再ヒ総会ヲ開設ス、第廿八条 前二条ニ掲ケタル決議ニ要スル定数ノ株主出席セサル片ハ、其総会
- 但第廿二条ニ依リ開会シタル総会ハ此限リニ非ス
- 取締役悉ク差支アル片ハ出席株主中ヨリ之ヲ撰任ス第廿九条総会ノ議長ハ社長之ニ任ス、社長差支アル片ハ他ノ取締役之ニ任ス、
- 加へ、百一株以上ハ十株毎ニー個ヲ加フ 五十株迠ハ二株毎ニー個ヲ加へ、五十一株以上百株迠ハ五株毎ニー個ヲ第 卅 条 株主ノ撰挙権及議決権ハ其所有一株毎ニー個トスレ灹、十一株以上

第卅二条 ハ議長之ヲ決ス 総会ノ議事ハ出席株主議決権ノ過半数ニ依リ決ス、可否同数ナル片

之二記名調印スヘシ 総会議事ノ要領ハ総会議事録ニ掲載シ、 議長及出席取締役、 監査役

第四章 役員

第卅四条 当会社ニ左ノ役員ヲ置ク

九名

第卅五条 取締役ハ二十株以上、監査役ハ拾株以上ヲ所有スル株主中ヨリ臨時

総会ニ於テ之ヲ撰挙ス

第卅七条 取締役ハ同僚中ヨリ専務取締役三名ヲ撰ミ、内一名ヲ社長ト称ス 取締役、監査役ノ任期ハ各二ケ年トス、但再撰スルコヲ得

第卅八条 取締役又ハ監査役中不時ニ欠員ヲ生シタル片ハ、臨時総会ヲ開キ補 現任者ノ数、法定ノ数ニ満チ、事務ニ差支ナキ場合ハ、次期ノ改撰期迠 欠撰挙ヲ為ス可シ、其補欠当撰者ノ任期ハ前任者ノ残期間トス、然レヒ

第卅九条 取締役ハ就任ノ日ニ於テ其所有株二拾株ヲ当会社ニ預置クヘシ、 会社ハ封印シテ之ヲ留置ス 当

補欠選撰ヲ延期スルヿヲ得

第四十条 取締役ハ法律命令、定款及ヒ総会ノ決議ヲ遵守ス可シ

第四十一条
取締役ハ毎半期末ニ計算ヲ閉鎖シ、計算書、財産目録、貸借対照 表、事業報告書、損益勘定及利益金ノ分配案ヲ作リ、監査役ノ撿査ヲ受 ケ、総会ノ認定ヲ経タル后、其財産目録、貸借対照表及損益勘定ヲ新聞

第四十二条
取締役ハ総会ノ認定ヲ経タル書類ノ外、重要ノ事項ヲ蒐輯シ、毎 半期報告書ヲ印刷シ、之ヲ株主ニ配附ス可シ 紙二広告シ、其報告ニハ取締役、監査役署名スヘシ

第四十三条 取締役、監査役ノ報酬及評議員ノ日当ハ、総会ノ決議ヲ以テ之ヲ

第四十四条 監査役ハ取締役ノ業務施行カ法律命令、定款及総会ノ決議ニ適合

スルヤ否ヤヲ監視スヘシ

第四十五条 監査役ハ毎半期末計算書、財産目録、貸借対照表、 損益勘定及利益金ノ分配案ヲ撿査シ、之ヲ総会ニ報告シ、又当会社ノ為 事業報告書、

メ必要有益ト認ムル時ハ総会ヲ招集スヘシ

第四十六条 当会社ニハ評議員二十名ヲ置キ、臨時総会ニ於テ十株以上ヲ所有

第四十七条 評議員ノ任期ハ二ケ年トス、但再撰スルヿヲ得

第四十八条 当会社ハ評議員撰挙期毎ニ拾名ノ予備員ヲ撰挙シ、評議員ノ欠員 ヲ生シタル片、最高点者ヨリ順次ニ欠員ヲ補フモノトス、但其任期ハ前

第四十九条 評議員ハ取締役ノ諮問ニ応へ、其意見ヲ取締役ニ開陳ス

任者ノ残期間トス

第 五 十 条 事務員ノ撰任ハ取締役之ヲ定ム

第五章 計算

第五十一条 当会社ノ事業年度ハ壱ケ年ヲ二期ニ分チ、一月一日ヨリ六月三十 期ノ末日ニ於テ之カ決算ヲナス可シ 日迠ヲ上半期トシ、七月一日ヨリ十二月三十一日迠ヲ下半期トシ、両半

第五十三条 当会社ノ準備積立金ハ確実ナル預金トシ、又ハ之ヲ以テ公債証書 第五十二条 当会社ノ純益金ハ、其金高百分ノ五ヲ以テ準備積立金トナシ、百 分ノ十以内ヲ以テ役員ノ賞与金トシ、残金ヲ以テ株主ニ配当ス

【資料3】「宇和嶋鉄道株式会社申合規則」(明治29年カ)

ヲ買入ルヘシ

第一条 諸役員ノ報酬及給料ヲ左ノ通リ規定シ、取締役、監査役、評議員ノ協 社 長 報 酬 一ケ年 金百円以内議ヲ以テ各其実給額ヲ定ム、但シ支配人以下ハ取締役協議ノ上適宜支給ス

一専務取締役 一社 長 俸報 船 酬 ー 全 ケ 年 金百八拾円以内

報酬 仝 金三拾円以内

一評 蓋 査 締 員 役 仝 仝 金三拾銭以内 金弐拾円以内

第二条 役員ノ報酬及俸給ハ月割ヲ以テ之ヲ支給ス、若シ進退黜渉等ニテ端日 数ナル片ハ日割計算ヲ以テ支給ス

第三条(社長、取締役、支配人、諸課長六十日以上病気引籠り、又ハ三十日以

案ヲ副へ届出、尚荏苒時日ヲ経ル片ハ十五日毎ニ届出ヘシ スルカ、又ハ其月給ヲ差引スヘシ、但シ病気引籠リ十五日以上ニ到ラハ医 上病気引籠リ、十日以上私事旅行スル片ハ、取締役ノ考案ヲ以テ代人ヲ命 上私事旅行スル片ハ、月俸三分ノ一ニ減スヘシ、駅長以下諸役員六十日以

第四条 、路程ニ依リ滊車賃、 役員社用ニテ旅行スル片ハ、旅費トシテ別表ニ定ムル所ニ従ヒ、 **滊船賃**、 車馬賃及日当ヲ支給ス 順路

等外 雇 員	三等「駅長	二機関課長一季一大配人	一 等 取締役 長	級
三	四	五	五	滊車賃
銭	銭	銭	銭	哩毎
$\vec{\exists}$	三	Щ	五.	滊船賃
銭	銭	銭	銭	海里毎
四	五.	六	七	車馬賃
銭	銭	銭	銭	里毎
五拾銭	六拾銭	八拾銭	壱円弐拾銭	日当一日毎

第五条 ノトス、 日当ハ陸路往復六里未満、 但シ事務ノ都合ニ依リ宿泊ヲ要スル片ハ、 **滊船ハ十海里未満ノ旅行ニハ支給セサルモ** 宿泊ノ数ニ応シ之ヲ支

第六条 辞任又ハ解雇スル片ハ在籍地迠相当ノ旅費ヲ給ス、但シ本人ノ都合ニ 赴クトキハ其里程在籍地ヨリ遠キ片ハ在籍地迠、近キ片ハ其地方迠ノ旅費 依り在籍地ニ帰ラスシテ旧地ニ滞在スル片ハ旅費ヲ支給セス、又他地方へ ヲ支給ス

新 交 付 請 求 書

宇和嶋鉄道株式会社株式券状之内

ヲ以テ此段御請求申上候也 右ハ年号月日誤テ毅集致候ニ付、 第何号株券 壱通 (但数通ニ渉ルモノハ第何号マテト記載スヘシ) 新株券御交付相成度、 定款規定ノ保証人連署

> 住 所

年号月日 仝 請求人 何 之 某 印

宇和嶋鉄道株式会社御中 保証人 何

之

某

印

式 登 録 請 求 書

宇和嶋鉄道株式会社株式券状ノ内

一第何号株券 壱通 (但数通ニ渉ルモノハ第何号マテト記載スヘシ)

申上候也 右ハ今般譲写候ニ付、 自今何ノ誰所有候間、 名面御更正被成下度、此段御請求

(年号月日欠力)

住 所 売譲 渡人

何

之

某

印

仝

宇和嶋鉄道株式会社御中

買譲 受人 何 之 某

印

(明治2年4月2日)

【資料4】「評議員予備員当選状」

評議員予備員当撰相成候事

明治廿九年四月廿日 恒三郎

> 宇和島鉄道株式会社創立事務所 (EII)

【資料5】「宇和島鉄道再興之趣意書」(明治43年10月)

附セラレ、且株式会社ヲ設立シ、漸ク工事着手ノ域ニ進行セントスルヤ、 **滊船若シクバ帆船ノアルアリ、以テ運輸交通ノ機関備ラザルナシ、而シテ陸地** ニ至ル拾七哩間ニ軽便鉄道敷設ノ計画ヲ為シ、乃チ政府ニ申請シテ免許状ヲ下 吉野生村ニ至リ高知県ニ達スル県道アルモ、其道幅狭隘ニシテ僅カニ馬車、人 我ガ宇和島ノ地タルヤ三面陸地ニシテ一面海ニ接ス、由来海上ニ於テハ数個ノ ノ設備ニ至ツテハ南部津島組ニ通ズル県道アリ、北部三間郷及川原淵組ヲ経テ 荷車等ヲ以テ運輸交通ノ具ト為スニ過ギズ、曩ニ宇和島町ヨリ吉野生村

期スベシ、同感ノ諸士ハ奮テ発起人トナリ一致協力、 所ノ人員又ハ貨物ヲ調査シ以テ概算セルモ、 建設費、第二乗客及貨物ノ数、 ヲ促スニ至ルハ亦タ自然ノ情勢ナリ、然リ而シテ本年四月軽便鉄道法ノ発布ア 至レリ、 明治三十七、八年日露戦役ニ遭遇シ、各種ノ事業ハーニ其ノ進行ヲ阻止スルニ シテ実地ノ明示スル所ナリ、 営業シツヽアル所ノ実況ニ鑑ミ、之ヲ標準トセバ大差ナキモノト信ズ(第一表 ハ福岡県久留米市筑後軌道株式会社外四会社ニ於テ現在軽便鉄道ヲ敷設シ、且 及発達ヲ促スモノヽ如シ、此ノ時ニ当リ宇和島鉄道ノ再興ヲ計画スルハ、時機 メ、事業ヲ起スコト能ハザルモノニ対シ、稍々其制裁ヲ寬假シ、以テ斯業ノ普 / 宜シキヲ得タルモノト信ズレバナリ、而シテ鉄道敷設ニ関スル要点ハ、第一 照)、 、実例等ヲ酌量シテ計算セリ(第三表参照)、最モ乗客貨物ノ数ハ現今通行スル 次デ仝年八月仝法施行細則ヲ実施セラレ、従来鉄道法ノ程度高上ナルガ為 貨物往復ノ頻繁ナルコ実ニ昔日ノ類ニ非ズ、益々完備ナル交通機関ノ必要 地方実業界ノ為メ太タ遺憾トスル所ナリ、爾来殆ンド七箇年矣、 乗客貨物ノ数ハ実地ノ調査ニ拠ル 而シテ該鉄道ノ如キモ免許期限ノ満了ト共ニ会社解散ノ悲運ニ陥リシ 若シ夫レ該鉄道ニシテ開通センカ地方ノ繁栄得テ 第三営業収支、予算是ナリ、則チ建設費ニ於テ (第二表参照)、営業収支、予算モ他 将来益々増加スルハ多弁ヲ要セズ 以テ此ノ目的ヲ達セシメ

首唱者

明治四十三年十月

軌道条例ニ拠ル各地ノ軽便鉄道取調表													
地名	久留米 熊本 二日市 山口 廣島												
線路延長	18哩	12哩余	7哩51鎖	8哩	2 哩								
機関車 種類	福岡式	雨宮式	仝上	仝上	仝上								
原動力	石油瓦斯	蒸気	仝上	仝上	仝上								
軌道幅員	3間半	3間半	4間	3間半	4間								
軌条	18ポンド	仝上	24磅	18磅	仝上								
軌間	3 呎	2呎6吋	仝上	仝上	仝上								
機関車 代価	1,600円	3,100円	3,600円	3,700円	4,000円								
客車代価	不詳	1,300円	1,800円	1,300円	1,500円								
貨車代価	不詳	800円	700円	800円	有蓋800円 無蓋500円								
機関車数	47台	12台	5台	5台	2台								
客車ノ数	25台	10台	10台	16台	3台								
貨車ノ数	60台	11台	10台	4台	4台								
枕木ノ 種類	栗	栗檜混用	栗	仝上	仝上								
枕木ノ 寸法	長5尺6寸 ト3寸5分	長4尺8寸 4寸(分力) ト3寸5分	不詳	長4尺5寸 5寸(分カ) ト3寸5分	長4尺5寸 6寸(分カ) ト4寸								
客車定員	30人	30人	36人	40人	36人 38人								
乗車賃銀 1哩二付	2銭5厘	1区二付 2銭	2銭5厘	2銭5厘 強	2銭5厘								
建設費 1哩二付	20,000 円強	13,000 円強	17,000 円強	18,600 円強	21,820 円								
線路ノ 勾配	最急 40分ノ1	最急 30分ノ1	最急 50分ノ1	最急 60分ノ1	不詳								
		テ無代価ナルヲ以ナリ ニ低廉ナルハ軌道取拡 メノ土地ガ官有地ニシ 熊本鉄道建設費ノ類外											

第

表

漢数字はアラビア数字で記載した。

線路ト光満谷ニ至ル線路ノ分岐点)外四ケ所通行人馬車取調北宇和郡八幡村大字下村県道線路ノ分岐点(但千馬ケ峠ニ至

		第	二表	
千馬ケ峠	近永	務田 堀切	下村 分岐点	地名
415人	278人	239人	2,519人	通行人
0	7	9	32	人力車
0	28	55	46	乗合馬車
0	0	31	0	自転車
0	58	85	129	荷馬車
0	0	45	257	荷車
0	0	0	8	牛車
78	0	15	0	駄馬
仝上	41 (43カ) 年2月中	全年 9月	取調 月日	
月中ノ平均数ナリ、近永千馬ケ瀬手がピッナチーモットター	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	間下車スルモノシテ他ノ三ケ所ヲ計算スルニ該	リ、故二鉄道敷設ノ目的タル乗客貨物ノ宇和島町ニ交通スル咽喉ノ要衝タレバナ本表四ケ所ノ内、就中務田堀切ノ如キハ	備考

標題と備考欄を除く漢数字はアラビア数字で記載した。

第 表

宇和島鉄道営業収支概算書

収入之部

金九万弐千三百拾五円八拾銭 平均一ケ年 収入高

内 訳

金七万三千四百五拾弐円六拾銭 乗客賃金

拾人、合計四百六拾八人、三間村大字務田堀切ニ於ケル調査ニ拠ル、全線上九台、乗合馬車仝上五拾五台、一台ニ付平均四人ツヽトシ此人員弐百弐 路延長拾七哩、一哩一人こ付賃金弐銭五厘トシ全線拾七哩ニ対シ四拾三銭、 但乗客一日平均約四百六拾八人(通行人一日平均弐百三拾九人、人力車仝 八百弐拾人ナリトス 日ノ収入高弐百壱一円弐拾四銭、一ケ年三百六拾五日ノ乗客総数拾七万

金壱万八千八百六拾参円弐拾銭 貨物ヨリ収入

弐拾貫目ヲ輸送スルモノトシ、即チ壱万弐百貫目ヲ噸数ニ換算ス)最モ壱 但貨物一日平均約卅八噸(荷馬車一日平均往復八拾五台、壱台二付平均百 入高五拾壱円六拾八銭、一ケ年三百六十五日ノ貨物総数壱万三千八拾七噸 噸壱哩ニ対スル賃金ヲ八銭トシ、全線拾七哩ニ付壱円三拾六銭、 一日ノ収

三 第 表

支出

69,977.8

22,338

22,338

運転費

合計

収入

乗客賃金 73,452.6

差引

18,863.2 92,315.8

貨物賃金

合計

ナリトス

金弐万弐千三百三拾八円 弐哩、即チ弐台ニ付弐百○四哩ナリ、 運転費(燃料及運転手、車掌、 台一日往□□□(片道六回)ヲ運転スルモノトシ、□台ニ対スル延哩数百一台ニ対スル延哩数百弐哩、即チ弐台ニ付弐百○四哩ナリ、四噸積貨車ニー 但三拾五人乗客車二台、 支出之部 一日往復三回

金六万九千九百七拾七円八拾銭 引

即チー□ニ付金六拾壱円弐拾銭、壱ケ年三百六十五日分ヲ計上シ如此

火夫ノ俸給、総係リ費等)金拾五銭ト見積

合計延哩数四百〇八哩走行、壱哩ノ

(片道六回) ヲ運転スルモノトシ、

差

金参千六百五拾円 金千七百八円弐拾銭 車輛其他修繕費一日拾円宛一ケ年分 拾七万八百弐拾人ニ対スル通行税

金三千四百九十九円 法定積立金

小計金壱万三千三百五十六円二十銭 金三千四百九十九円 役員賞与金

再 差 引

金五万七千六百二十一円六十銭 但工費予算三十五万円ニ対シ壱割六歩四厘強

1,708.2
3,650
3,499
3,499
13,356.2
(12,356.2 力)

再差引	純益	57,621.6

※本表は編集者が作成したものである。

収入ニ対スル説明

増加スベシ、加フルニ積年ノ宿題タル本県ト高知県トノ連絡線タル県道、乃チ 滑床山ノ坂道ヲ上下シテ多額ノ賃金ヲ支消シ来リシモ、鉄道全通ノ暁ニ至ラバ 掘切ヲ以テセリ、而シテ同所ノ乗客貨物ヲシテ悉皆之ヲ全線乗リトナス片ハ、 収入ノ部ニ計上セル所ノ乗客及貨物ノ数ハ、第二表ノ内県道線三間村大字務田 吉野生ヨリ川崎ニ至ル道路ノ改修モ近々ノ内竣功致候ニ付、交通及物資ノ運輸 則チ松丸停車場ヨリ鉄道ニ拠テ運搬スルガ便利ナルヲ以テ、貨物ノ積載ハ一層 ガ如ク、運搬費一ケ年分約壱万七千円内外ナリトス、右ハ従来運搬不便ノ為メ 村大字目黒国有林ヨリ毎年搬出セル材木及薪炭ノ如キ、別紙参考書ノニニ示ス 分岐点ノ三ケ所ニ於ケル通行人、馬車等ハ総テ収入ノ部ニ参入セズ、中間下車 則チ中間乗降者ノ為メ必ズ増減無キヲ得ズ、故ニ該表中近永及千馬ケ峠、下村 スル荷客ニ対スル補充トナシ、以テ収入ノ確実ナランコヲ期ス、且又本郡明治 ハ益々増加スベキヲ以テ、将来愈々有望ノ線路タルハ更ニ疑ヲ容レザル所ナリ

支出ニ対スル説明

支出ノ部ニ計上セル所ノ金額ハ、大日本軌道株式会社廣島支部ニ於テ実地営業 上ノ経験ニ依リ明示セラレタル所ノ率ニ基キ、 (但壱哩ニ付金拾銭以上拾五銭以内ニテ足ル云々)ト見積リ計上セリ 但燃料及運転手、車掌、火夫ノ給料、 其他総掛リ費等ナリ 軌道走行哩数二付費金額十五銭

参考書ノー

県道線三間村務田掘切ニ於ケル乗客貨物ニ対スル一日平均運賃額概算

人力車一日平均九台

此賃金七円弐拾銭 但壱台ニ付平均八拾銭

此賃金五拾五円 但壱台二付乗客平均四人、壱人二付賃金平均弐拾五銭

乗合馬車仝上五十五台

荷馬車仝上八拾五台

荷車仝上四拾五台

此賃金八拾五円 但壱台二付平均壱円

駄馬仝上十五

此賃金弐拾弐円五拾銭 但壱台二付平均五拾銭

此賃□七円五拾銭

但壱駄二付平均五拾銭

21

合計金百七拾七円弐拾銭 一日平均額

通行人(歩行ノモノ)一日平均弐百三拾九人 ケ年間、 即チ三百六十五日ニ乗スレハ六万四千六百七拾八円トナル、外ニ

参考書ノニ

郡内目黒山国有林搬出用材薪炭壱ケ年平均額概算

樅壱万三千尺〆 板(四分、五分)六万坪

此運搬賃九千円 但壱坪ニ付金拾五銭宛

栂弐千五百尺〆 製材ニ直シ千五百尺〆 但六分留リノ割

此才数十五万才

此搬出賃四千五百円

但壱才二付金参拾銭宛

製材ニ直シ三百六拾尺〆 但六分留リノ割

此才数三万六千才

槻六百尺

此搬出賃千四百四拾円 但壱才ニ付金四銭ノ割

雑木(樫其他)千二百棚 炭ニシテ壱万弐千俵

此搬出賃弐千弐百五拾円 但壱俵ニ付金拾五銭ノ割

合計金壱万七千百九拾円

【資料6】「宇和嶋鉄道布設ノ義ニ付有志大会決議」(明治43年11月8日)

第 壱 条 宇和嶋鉄道株式会社ヲ興シ、第一期線トシテ宇和嶋吉野生間ニ軽便

第 弐 条 鉄道ヲ布設シ、漸次枢要ノ地点へ延長スル事 資本金額ヲ四拾万円トシ、之ヲ八千株ニ分チ、壱株金五拾円トス

第 参 条 発起人ノ持株ハ弐拾株以上タルベキ事

第 兀 条 発起人ハ信認金トシテ各自金拾円宛ヲ出シ、創立費ニ充ツル事

但此信認金ハ会社成立ノ上、株金ニ引直スモノトス

第 五. 条 株金半額払込ノ上ハ、社債ヲ起スヿヲ得ルモノトス

第 六 条 モノトス 発起人中ヨリ創立委員十五名ヲ互撰シテ、創立事務ヲ担任セシムル

第 七 条 選シテ、常務ヲ所理セシムルモノトス 事務ノ統一ヲ図ル為メ、創立委員中ヨリ委員長壱名、理事弐名ヲ互

第 八 条 委員長、理事ノ報酬ハ、一ケ月一名ニ金拾弐円ツヽヲ支給スルモノ

第 九 条 事務繁劇ノ際ハ創立事務所ニ書記及小遣ヲ雇入ルヽコトヲ得 但人撰及給額ハ委員長、理事ニー任スルモノトス

拾 創立委員出張滞在往復等ノ旅費ハ、総テ実費ヲ支給スルモノトス

第

第拾壱条 創立費ハ発起人総会ニ於テ評決シタル費途ニ充ツ、若シ発起人総会

二於テ否認シタルモノハ、創立委員連帯ヲ以テ其責ヲ負フベキ事 発起人中ヨリ三名ノ代表者ヲ定メ置キ、官庁へ提出スル書類及外部

ニ対スル代理権ヲ委任スベキ事

第拾参条 第四条ノ信認金ハ本月末日迄ニ徴集スルモノトス 但本文代表者ハ創立委員長及理事ヲシテ之ニ任スルモノトス

第拾四条 創立事務所ハ宇和嶋町ニ設置スルモノトス

第拾五条 ザルモノトス 中途ニテ発起人ヲ罷ムルモノニ対シテハ、第四条ノ信認金ハ返与セ

【資料7】「鉄道線路網縮図 (絵図のため翻刻なし) 四国之部」 (明治44年3月15日

【資料8】「宇和島軽便鉄道株式会社創立事務報告」 (明治44年9月末頃)

緒言

創立ニ関スル事項

三 官庁ニ関スル事項

几 測量ニ関スル事項

Ŧi. 株式募集ニ関スル事項

以上

事項ヲ列記シテ、株主各位ニ報告スルモノ左ノ如シ 期スルハ普ク有志ノ切望スル所ニシテ、是レガ発起人会合以来、明治四十三年 宇和島軽便鉄道株式会社ヲ創立シテ運輸交通ノ利便ヲ計リ、殖産利源ノ開発ヲ 十一月十日以降、同四十四年九月二十二日ニ至ル同株式会社成立ニ関スル要件

二 創立二関スル事項

十一月 治四十三年 四 日 者トナリ、地方有志家百八十七名二宛テ宇和島公会堂二会合ノ 宇和島軽便鉄道株式会社ヲ創立ノ為メ、今西幹一郎外四名主唱

八 日 鉄道布設主唱者ノ通知ニ依リ会合スル者玉井安藏氏外二十七名、 通知ヲナス

十一月 創立ニ関スル諸氏ノ賛成ヲ求ム

十一月 一月十六日 + 日 発起人会ヲ開キ創立ニ関スル規□ヲ定メ、左ノ創立委員ヲ置ク宇和島軽便鉄道株式会社仮事務所ヲ宇和島町堀端通ニ設ク

安藏 石崎 忠八 赤松 新吉 佐々木高義

今西幹一郎 清家吉次郎 太宰喜一郎 門脇 惠三

高田 正命 吉次 岡本 高田 景光 春男 吉良銀次郎 营 武市 玉井 渡邊雅太郎 卓一

十一月十八日 地方出身者ニシテ他府県ニ在ル有力知名ノ氏ニ今西幹一郎外四 赤松兵三郎 岡田宇三郎

十一月二十日 創立委員会ヲ仮事務所ニ開キ、創立委員長トシテ今西幹一 名ノ名義ヲ以テ勧誘状ヲ出ス 郎

十二月 九 日 伊予鉄道会社長井上要、 同理事トシテ河野虎尾、門脇惠三ヲ撰任ス 赤松範義ノ両氏、 線路視察ノ為メ来宇

明治四十四 年 発起人会ヲ開キ山口藤一氏外十六名来会、 セラル、仝夜招待会ヲ開ク 鉄道布設線路ノ件及

一月 五. 日 ビ発起人信任金振込ノ件ヲ協議ス

月三 日 創立委員会ヲ開キ発起人増加勧誘ノ相談ヲナス

四 月 廿 日 鉄道布設許可ニ付発起人会ヲ開キ、株式募集ノ件、 実測技師招

聘ノ件、株金払込銀行ノ件ヲ協議ス

五. 月 四 日 創立委員会ヲ開キ証拠金額、株式募集、測量費用等ノ件ヲ議シ、 更ニ赤松新吉氏ヲ理事ニ撰任シ、其ノ承諾ヲ得タリ

日 株金払込銀行ヲ定メ、株式取扱依頼状ヲ発ス

五五 月月 九五 日 創立事務所トシテ宇和島町船大工町七十七番戸、松井芳三郎宅

借入ノ契約ヲナス

月十一日 堀端通仮事務所ヲ船大工町七十七番戸ニ移転ス

五五五 月十四日 創立委員会ヲ開キ実地測量、 発起人会ヲ開キ会スルモノ渡邊雅太郎氏外二十七名、発起人引 地主承諾書等ノ件ヲ議ス

> 受株数ノ件、 株式公募ノ件ヲ議シ、 創立費当日迄ノ収支決算承

認ヲ受ク

月 廿 日 宇和島町会議員、各区長等ヲ公会堂ニ招キ、 鉄道布設二付勧誘

ヲナス

Ŧi.

五.

月廿七日 発起人会ヲ開キ石崎忠八氏外十七名来会、 回払込期日ヲ協議ス 株式締切期日及第

月 _ \Box 送セリ 第一回払込期日ヲ八月十五日ト定メ、株式申込人へ通知状ヲ発

八

八 月十六日 創立委員会ヲ開キ来会者渡邊雅太郎氏外九名、線路実測ノ説 株式募集成績、 創立総会期日等ヲ協議ス 明

八 月十八日 線路沿道タル各村役場ニ宛、 ヲ依頼ス 土地買収ニ付地主承諾書取附ノ件

九 月 九 \exists 本月廿三日、 ニ通知セリ 創立総会ヲ宇和島町公会堂ニ於テ開ク旨、 各株主

九 月十六日 本月廿日、 創立総会準備ニ付委員会ヲ開ク旨、 各委員へ通知セ

月 H 日 委員会開会、 総会準備ニ付協議セリ

九

 \equiv 官庁ニ関 スル事項

明治四十三年 今西委員長、 鉄道布設許可請願ノ為メ愛媛県庁ニ出頭ス

十二月十日

二月五

日

今西委員長、

明治四十四年 十二月十四日 請願ニ関スル図面、 書類ヲ松山ニ送附ス

請願ノ為メ再ヒ松山ニ赴ク

月十二日 今西委員長、 松山ヨリ帰ル

請願ノ結果、 今西委員長、 内閣総理大臣ヨリ左ノ通リ鉄道布設許可免状ヲ受 請願要務ヲ帯ヒ松山及東京ニ赴ク

監第三三五号

宇和島軽便鉄道発起人 今西幹 郎外九名

【資料9】「宇和島軽便鉄道収支予算書」(明治44年7月18日)

海車費									線路保存費	項目		宇
			工事費					監督費				和
	備品消耗 根 料 其他	工夫		備消品	雑夫	雇	保線長			細目	営業	島
		(ママ 一)哩計算力)			1	1	一人			数量	費	便 鉄 道
		四〇							円	単価		収支
壱三、三三九	1, 010	一、七五二	三、七八二	1110	一二六	二 六	五四〇	1,0011	四、七八四	金額	参万斗	予算書
	七哩半ハ 百五拾九円三哩半ハ一哩約弐百四拾円	一日一哩一人二分宛十一哩分			- ((-					備考	弐 千 参 拾 壱 円	[壱ヶ年分]

掃除	糸屑	油 客貨 車 用	油機関脂車	石炭	掃除夫	火夫	運転手	檢 車 査 番輌	雑夫	給仕	書記	車輌長
				一万斤二付三六 (円欠力)	四	五.	五.	_	1	1	_	一人
				二六 (円欠力)								
<u> </u>	t t	= -	九 八	七、三五七	五 二 八	七 二 〇	一、 〇 八 〇	二 六	— 四 四	六 〇	 	六 〇 〇
千列車哩 参拾壱銭宛一二八、四八〇列車哩	千列車哩 六拾銭宛一二八、四八〇列車哩	一千走行哩 四円(銭カ)宛五一三、九二〇走行哩分ニシテ	勾配線 一(千欠力)走行哩 九拾銭平坦線 一(千欠力)走行哩 七拾銭	勾配線四〇、八〇〇走行哩 一走行哩二十斤宛(延長三哩半)平坦線八七、六八〇走行哩 一走行哩十四斤 (延長七哩半)				3	奉命三、丘しし			

								運輸費				
雑夫	ポイントメン	車掌	助役	駅長	雇	書記	運輸長		修諸	備消品	被服	給水
	11	五	_	11		111	_					
二六四	二六四	七二〇	二 一 六	四八〇	一 四 四	六四八	四 二 〇	五、三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	一、七〇〇	五一	三八〇	二 七
			を 名 三 一 ヨ ブ	一杯の「こ、「こ」、					客貨車 二十五輌 一輌約弐拾四円機関車 五 台 一台弐百拾六円	千列車哩ニ付四拾銭一二八、四八〇列車哩	掃除 美 四人 各	千列車哩 弐拾参銭宛

				総係費								
監査役	取締役	(兼営業長)	社長		雑費	料販切 売符 手委 数托	印刷	広告	乗車券	賄費	被服	備消品
	111	1	1									
五〇〇	六〇〇	九 六 〇	四八〇	五、五八六	100	九〇〇	一 八 〇	1100	二 五 〇	一 五 〇	二六六	- - - 0
								_	_		声 助 即	
								- - -	_		車掌五人各三拾六円积表品大大円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円<	

諸税金												
	雑	備消品	賄費	交際	印刷	会議	通信	旅費	小使	給仕	書記	主計長
									Ξ.	_	四	1
==, 000	11100	二 四 〇	<u>Ш</u> О	二 四 〇	= 0	五 〇	七 〇	二 四 〇	二六四	六 〇	1,0111	四八〇
	-, O										四、三七六	

収 入 八 万 五. 千 九 百 兀 拾 弐 円

郵一一各車 便人車日収 物一哩東入 及哩十行 小賃二十 手金人二 荷弐宛列 物銭卜車 金厘乗西 客行 総哩十 ※計五七、八一六四一二列(車欠力) 各三、○○○□二、六四二、八一六四二、八一六四 円円四各円 ○列 車 ニー客 日車 東二 行台 西連 行 結 各二此 八ノ八走 人行 ノ客 割車 哩

料五シ

一一前車 噸車仝収 哩哩断入 運 積 賃 載 列 金一車 八噸貨 銭 半 車 宛 二 一 此 連 輌 ノ結 東 総 果行西行各三十六幅 起何惧里二八九、○□ 走行貨車哩一九二 二三、一二六円 行噸走 順八二、

利 子、 書 売二、 代〇 金〇 其 〇 他円

日

割

雑

預収

金入

換 手 数 料、 不 用 品

五.

万三千

九

百

拾

壱

円

割五二二二 歩八六六六 余二九九九二三六六六 当円円円円

配役特法此

員別定ノ

左

如

純

チ当賞積積処 資 与立立分 本金金金金案 金 兀 拾 万 円 = 対 シ テ 年 壱 四 壱 ル

即

備 客営 車 業 定費 員ハ 四東 十 西 人 行 列 車 貨 各 車十 積六 載回 量卜 四シ 噸テ 計 算 収 入 ハ 列 車 口 数 上下各 + = 口 1

セ

IJ

右 1 通

明 治 兀 +兀 年 七 月 + 八 日

宇 和 島 軽 便 鉄 道 株 式 会 社

委 員 師 長 美今

技 創

1

野 田西 琢 幹 磨郎

【資料10】「(第一回株金払込通知書)」(明治44年8月1日〕

株式ニ対シ、左ノ通リ御便宜ノ個所へ御払込被下度、 陳者宇和島軽便鉄道株式会社株式既二満株ト相成候二付、 此段御通知申上候也 貴殿御引受ノ

金百五拾円也 第壱回払込金弐拾株分 (証拠金併算ノ事

期日 但壱株二付七円五拾銭 八月拾五日

|期日後ハ定款第拾条ニ依リ、 百円ニ付壱日金五銭ノ延滞日歩徴収可致候

二付、 御注意被下度候

宇和島軽便鉄道株式会社

恒三郎 殿 治四十四年八月壱日

創立委員長 今西幹 郎

伊予農業銀行 浪速銀行南支店 明治商業銀行 五十二銀行 大松神東

洲山戸京 第六十五銀行二 十 銀 行

商

業

銀

八幡浜 第廿九銀行支店 大 洲 銀 行 行

宇和島 吉田町 第廿九銀行支店 伊予吉田銀行

仝 仝 高知銀行支店 宇和島貯蓄銀行

宇和島 三間村

宇和島銀行 穂積銀行支店 株式種生会社 第二十九銀行

大洲銀行支店

宇和町

岩 소

岩

松銀行

西南銀行支店

宇和島 荘 当会社事務所 第廿九銀行支店

【資料11】「定款及株主名簿」 (明治44年10月調製

宇和嶋軽便鉄道株式会社定款

総則

本会社ハ株式組織トシ、資本金ヲ四拾万円トス

第 第 弐 壱 宇和島町ニ設置シ、 本会社ハ宇和島軽便鉄道株式会社ト称シ、本店ヲ愛媛県北宇和郡 便宜必要ノ地ニ支店及出張所ヲ設クルコトアルベ

第

参 条 名 好藤、各村ヲ軽テ同郡旭村ニ至ル間ニ軽便鉄道線路ヲ敷設シ、本会社ハ愛媛県北宇和郡八幡村ヲ起点トシ、同郡高光、三間、 旅

客貨物ノ運輸業ヲ営ムヲ以テ目的トス

五 四 本会社ノ存立期限ハ弐拾ケ年間トス

ニ登載ス 本会社ノ広告ハ本店所轄ノ区裁判所ノ登記事項ヲ広告スル新聞紙

六 条 本定款ニ規定ナキ事項ハ総テ法令ノ定ムル所ニ依ル

第

第 第

第二章 株式及払込

七 条 本会社ノ株式ハ壱株ノ金額ヲ五拾円トシ、其株数ヲ八千株トス

九 八 条 条 本会社ノ株金六万円ハ総株式引受者確定後三週日以内ニ創立委員 本会社ノ株式ハ記名式トシ、壱株券、五株券、拾株券ノ三種トス

第 第 第

決議ヲ以テ其払込ムベキ金額及時日ヲ定メ、各株主ニ通知スルモノト 長ノ通知ニヨリ払込ヲ為シ、残額参拾四万円ハ必要ニ応シ取締役会ノ

第

拾 条 之レヲ返附ス 生シタル諸費用ニ充テ、尚ホ不足ノ場合ハ之レヲ追徴シ、過剰アレハ 株式ヲ公売シ、該代金ヲ以テ延滞シタル払込金ノ利息並ニ之レニヨリ 込期日後三十日ヲ経ルモ尚ホ払込ヲ為サヽルトキハ、本会社ニ於テ其 二対シ一日金五銭ノ割合ヲ以テ延滞利息ヲ支払フコトヲ要ス、前項払 本会社ノ株式ニシテ株金払込ヲ怠リタルモノハ、其翌日ヨリ百円

第 拾 壱 条 本会社ノ株式ヲ売買譲与スル場合ハ、株券裏面ニ当事者相方記名 捺印シ、且ツ連署シタル株式名義書換請求書ヲ添へ其請求ヲ為スベシ、

但相続ニヨリ名義書換ヲ請求スル片並ニ氏名変更シタルトキハ戸籍吏 本会社ハ之レヲ株主名簿ニ登録シテ其権利ノ転換ヲ証明ス

ノ証明書ヲ、又遺贈及法律命令ノ結果ニヨルトキハ其事実ヲ証スヘキ

書類ヲ添附スヘシ

本条ノ場合ニ於テハ株券一通ニ付金五銭ノ手数料ヲ徴収ス

第 拾 弐 条 株券分合ノ為メ新株券ノ交付ヲ請求スルモノハ、其請求書ニ株券 徴収ス ヲ添ヘテ差出スベシ、 此場合ニ於テハ新券壱枚ニ付金五銭ノ手数料ヲ

第 拾参条 以上ノ確実ナル証人連署ノ上、其番号、枚数及紛失若クハ焼亡シタル 損傷券引換へニ新券ヲ交附スベシ、若シ紛失焼亡シタルトキハ、 本会社ノ株主ニシテ其所有株券ヲ損傷シタルトキハ、申出ニ従ヒ 弐名

新聞紙ニ広告シ、六十日以内ニ発見セザルトキハ新券ヲ交附ス、 事実ヲ本会社ニ申出ルベシ、本会社ハ本人ノ費用ヲ以テ三日以上其旨 本条

兀 . 条 、場合二於テハ手数料トシテ株券一通二付金弐拾銭ヲ徴収ス 本会社ハ定時株主総会前三十日以内ニ相当ノ期間ヲ定メ株券名義

第

拾 書換ヲ停止ス

但此場合ニハ期日一週日前ニ広告スベシ

第 拾 **T**i. 条 合モ亦同ジ 株主ハ住所及印鑑ヲ会社へ届出ルコトヲ要ス、尚ホ変更シタル場

第三章 株主総会

第拾六条 株主総会ヲ分テ定時総会、臨時総会ノニトス

第 拾七条 シ之レヲ開クモノトス 定時総会ハ毎年四月、 拾月ニ之レヲ招集ス、臨時総会ハ必要ニ際

第 拾 八条 コヲ得ス 総会ハ資本金ノ四分ノ一以上ニ当ル株主出席セザレバ決議ヲ為ス

第 拾 九 条 レニ任ス、尚ホ取締役ニ於テ差支アル片ハ出席株主中ヨリ選任ス 総会ノ議長ハ社長之レニ任ス、社長差支アルトキハ他ノ取締役之

第弐 拾 条 ニ壱個、百壱株以上ハ弐株ヲ以テ壱個トス 株主ノ役員選挙及総会ニ於ケル議決権ハ、 百株迄ハ其所有壱株毎

第弐拾壱条 会社ノ役員ニアラサル他ノ株主ニ限ル 株主代理人ニ委任シテ議決権ヲ行フコトヲ得ルモ、 其代理人ハ本

総会ノ議長ハ必要ノ場合ニ期日ヲ定メ会議ヲ延期シ、又ハ会場ヲ

他二移転スルコトヲ得

但延期会ニ於テハ前会ニ於テ決議シ終ラサル事項ノ外、 ヲ得ス 他議ニ亘ル事

、連署ヲ得テ保存スヘシ 総会ノ決議ハ之レヲ決議録ニ記載シ、 議長及出席取締役、 監査役

> 第四章 役員及其権限

第弐拾四条 互選ヲ以テ社長壱名、専務取締役壱名ヲ置ク、 本会社ノ役員ハ取締役五名以上、監査役参名以上トシ、 専務取締役壱名ヲ増ス事アルヘシ 但時宜ニ依リ副社長壱 取締役ノ

第弐拾五条 取締役ハ本会社ノ株式百株以上ヲ、監査役ハ参拾株以上ヲ所有ス

第弐拾六条 本会社役員ノ任期ハ取締役ハ三箇年トシ、監査役ハ一箇年トス ル株主中ヨリ選挙ス

第弐拾七条 本会社ノ取締役ハ其任期中各自所有ノ本会社株式百株ヲ監査役ニ 但何レモ再選ニ依リ重任スルコトヲ得

供托スヘシ

ヲ承諾シタル後ニアラザレバ、之レヲ取戻スコトヲ得ス 前項ノ株券ハ取締役退職後ト雖モ、株主総会ニ於テ在任中ノ決算報告

第参拾条 第弐拾九条 第弐拾八条 評議員ハ取締役ノ諮問ニ応へ、又ハ総会ノ委托ニヨリ評議ス、其 本会社ハ重役会ノ決議ニ依リ評議員十五名以上ヲ置クモノトス 本会社ハ役員ノ同意ヲ得テ、顧問又ハ相談役ヲ嘱托スルコトヲ得

但再選重任スルコトヲ得

任期ハ壱箇年トス

第参拾壱条 本会社ノ役員ニ欠員ヲ生スルコトアルモ、法定ノ数ニ欠ケサル限 リハ、次期総会迄補欠選挙ヲ延期スルコトヲ得

但補欠選挙後任者ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第参拾弐条 社長ハ会社ノ事務ヲ統理シ、法律命令、定款、 /決議ニ従ヒ業務ヲ執行ス、但社長差支アルトキハ副社長代理ス 株主総会及取締役

第参拾参条 専務取締役ハ取締役会ノ決議ヲ執行シ、業務ヲ整理シ、社長及副 社長事故アルトキハ之レヲ代理ス

第五章

第参拾四条 金トシ、之レヲ左ノ如ク分配ス 算ヲ為シ、毎期総収入金ヨリ営業上ノ諸経費ヲ控除シタル残額ヲ利益 本会社ノ計算ハ一箇年ヲ二期ニ分チ、毎年三月、 九月ノ終リニ決

利益金 百分ノ五以上

百分ノ五以上 別 法定準備積立金 途

同同

自分ノ五以下 役 員 賞与金 積立金

全 仝 仝 仝 取 専 專 副 社 役 務 取 取 結 報 稅 役 役 役 長 長 員

清水 玉井 安藏

成田 今西林三郎

全 仝 仝 仝 監 仝 仝 仝 取

株

主

名

簿

井上

玉井

河野 卓 虎尾

查

役

門田 居村繁治郎 重吉

第

几

拾条

発起人中ノ功労者ニ対ススル慰労金額ハ弐千五百円以内トシ、

役員ノ報酬ハ壱ケ年定額参千円以内トシ、重役会議ニ於テ決議ス

本会社ノ負担スヘキ創立費ハ金参千円以内トス

役会議ニ於テ決議スルモノトス

ルモノトス

第参拾九条 第参拾八条

今西幹一郎 井上角五郎

締

役 小西莊三郎 美野田琢磨

赤松 山 口 石崎 渡邊雅太郎 新吉

第参拾七条

本会社ノ印章左ノ如シ

第参拾六条

第六章 雑則

義務ヲ負フヘキ一切ノ書類ニハ、社名及社印ヲ用ヒ、

社長、

副社長又

官庁ニ宛テタル文書又ハ報告書、株券、其他会社ニ於テ権利ヲ得、

専務取締役之レニ署名捺印スルモノトス

氏社 名 長

氏



第参拾五条 株主ニシテ配当後五ケ年ヲ経ルモ配当金ヲ受取ラザルモノハ会社

但配当ノ都合ニ依リ後期へ繰越金トナスコトアルヘシ

配

当

金

残

額

ノ所得トス

(氏 名)

番号	株数	住 所	氏 名
1	1000	呉市	藤盛宗次郎
2	500	大阪	才賀藤吉
3	230	東京	成田榮信
4	200	東京	森村開作
5	200	東京	賀田金三郎
6	200	東京	美野田琢磨
7	200	北宇和郡	今西幹一郎
8	200	越智郡	小林森吉
9	100	東京	桂二郎
10	100	東京	井上角五郎
11	100	東京	根津嘉一郎
12	100	東京	村井保固
13	100	東京	後藤勝造
14	100	東京	横田千之助
15	100	東京	箕田定吉
16	100	大阪	今西林三郎
17	100	大阪	井上德次郎
18	100	東京	藤田謙一
19	100	大阪	瀬良隆藏
20	100	堺市	野田儀一郎
21	100	兵庫県	永井儀三郎
22	100	北宇和郡	内田薫
23	100	廣島県	郷田賢次郎
24	100	松山	清水隆德
25	100	松山	本間邦彦

番号	株数	住 所	氏 名
26	100	北宇和郡	小西莊三郎
27	100	北宇和郡	玉井卓一
28	100	北宇和郡	河野虎尾
29	100	北宇和郡	山口藤一
30	100	北宇和郡	玉井安藏
31	100	北宇和郡	石崎忠八
32	100	松山	井上要
33	70	北宇和郡	門田重吉
34	60	大阪	菊池恭三
35	50	東京	八十島親德
36	50	東京	山下龜三郎
37	50	東京	二宮基成
38	50	大阪	土居通夫
39	50	越智郡	矢野通保
40	50	越智郡	八木龜三郎
41	50	喜多郡	大洲銀行頭取 村上長次郎
42	50	北宇和郡	小西萬四郎
43	50	北宇和郡	岩城夘吉
44	50	北宇和郡	渡邊祐常
45	50	北宇和郡	赤松新吉
46	50	北宇和郡	堀部德之丞
47	50	北宇和郡	宇和島運輸株式会社長 堀部彦次郎
48	40	北宇和郡	稲葉熊吉
49	40	北宇和郡	渡邊雅太郎
50	30	東京	神田鎦藏

番号	株数	住所	氏 名
51	30	兵庫県	那須善治
52	30	東宇和郡	別宮周三郎
53	30	東宇和郡	赤松島吉
54	30	南宇和郡	吉良麟太郎
55	30	南宇和郡	猪崎保直
56	30	北宇和郡	清水新三
57	30	北宇和郡	居村繁治郎
58	25	越智郡	今井新治郎
59	20	東京	宇都宮政市
60	20	東京	小野金六
61	20	大阪	大野莊三郎 大野莊三郎
62			
	20	神戸	山下芳太郎
63	20	神戸	高津英馬
64	20	宇摩郡	山中好夫
65	20	新居郡	廣瀨満正
66	20	松山	仲田傳之訟
67	20	松山	石原操
68	20	松山	窪田節二郎
69	20	松山	長井政光
70	20	松山	高須峰造
71	20	温泉郡	近藤貞次郎
72	20	東宇和郡	別宮友一
73	20	東宇和郡	岡崎佐五郎
74	20	西宇和郡	菊池清平
75	20	西宇和郡	宇都宮壯十郎
76	20	西宇和郡	菊池清治
77	20	南宇和郡	宮下龜一郎
78	20	北宇和郡	赤松泰苞
79	20	北宇和郡	清家吉次郎
80	20	北宇和郡	山下重治郎
81	20	北宇和郡	井谷正命
82	20	北宇和郡	赤松兵三郎
83	20	北宇和郡	古谷義正
84	20	北宇和郡	今松佐一郎
85	20	北宇和郡	菅武市
86	20	北宇和郡	岡本景光
87	20	北宇和郡	芝恒三郎
88	20	北宇和郡	野川貞齊
89	20	北宇和郡	松浦浪吉
90	20	北宇和郡	芝貞光
91	20	北宇和郡	二宮乙四郎
92	20	北宇和郡	
93	20	北宇和郡	
93		北宇和郡	
	20		天野畊作 山村豊次郎
95	20	北宇和郡	
96	20	北字和郡	佐々木高義
97	20	北字和郡	久保喜田吉
98	20	北字和郡	長山竹一郎
99	20	北宇和郡	玉井岩城
100	20	北宇和郡	太宰喜一郎
101	20	北宇和郡	門田幾馬
102	20	北宇和郡	鎌原秀
103	20	北宇和郡	門脇惠三
104	20	北宇和郡	久松操

番号	株数	住 所	氏 名
105	15	北宇和郡	同盟 九恒市
106	15	北宇和郡	渡邊永治
107	15	越智郡	岡良淑
108	10	北宇和郡	尾崎通信
109	10	北宇和郡	宇都宮二郎
110	10	北宇和郡	堀部乙藏
111	10	温泉郡	德本良一
112	10	松山	赤松重老
113	10	東宇和郡	本多眞喜雄
114	10	北宇和郡	和泉傳吾
115	10	西宇和郡	西村ヒサ
116	10	東宇和郡	清水靜十郎
117	10	北宇和郡	芝圓治
118	10	温泉郡	村上半太郎
119	10	北宇和郡	清家テイ
120	10	北宇和郡	赤松則義
121	10	越智郡	阿部光之助
122	10	北宇和郡	川鰭市郎
123	10	北宇和郡	吉良銀次郎
124	10	北宇和郡	井伊定四郎
125	10	北宇和郡	清家彦右衛門
126	10	北宇和郡	八幡屋源太郎
127	10	西宇和郡	佐々木惣三郎
128	10	北宇和郡	佐竹正治郎
129	10	北宇和郡	井伊タケ
130	10	兵庫県	曽根正命
131	10	松山	村瀨敬二
132	10	東宇和郡	赤松常次郎
133	10	北宇和郡	田中實馬
134	6	北宇和郡	水野馬三郎
135	5	北宇和郡	堀部吉二郎
136	5	北宇和郡	朝岡康三郎
137	5	北宇和郡	松浦元太郎
138	5	北宇和郡	宮川利惠
139	5	北宇和郡	井上岩吉
140	5	西宇和郡	野本吉兵衛
141	5	北宇和郡	上甲譲
142	5	北宇和郡	渡邊榮太郎
143	5	北宇和郡	加賀山金吾
144	5	北宇和郡	有友令造
145	5	北宇和郡	槇本源藏
146	5	北宇和郡	菊池傳次郎
147	5	西宇和郡	浅井密藏
148	5	北宇和郡	松村德松
149	5	北宇和郡	九恒市
150	5	北宇和郡	川添喜一郎
151	5	北宇和郡	末光杢太郎
152	5	北宇和郡	河野庄次郎
153	5	北宇和郡	土居トモヱ
154	5	北宇和郡	長瀧嘉三郎
155	5	北宇和郡	神尾鉗尾
156	5	北宇和郡	宮本久雄
157	5	北宇和郡	高田嘉雄
158	5	北宇和郡	川添周太郎

番号	株数	住 所	氏 名
159	5	北宇和郡	山口市藏
160	5	北宇和郡	黒田森三郎
161	5	北宇和郡	松廣善治
162	5	北宇和郡	野田梅次郎
163	5	北宇和郡	澄田實夫
164	5	北宇和郡	中平常太郎
165	5	北宇和郡	渡邊清七
	<u>5</u>	北宇和郡	渡邊松三郎
166	<u>5</u>		
167		東宇和郡	末光千代太郎
168	5	北宇和郡	村山半藏
169	5	北宇和郡	池田綾三郎
170	5	北宇和郡	河野守次郎
171	5	北宇和郡	中村惣八
172	5	東宇和郡	伊藤莊三郎
173	5	北宇和郡	平山嘉平
174	5	北宇和郡	酒井島太郎
175	5	北宇和郡	水野初太郎
176	4	北宇和郡	鎌江伊之松
177	4	北宇和郡	高田春男
178	4	北宇和郡	家高貞義
179	4	北宇和郡	岡田宇三郎
180	4	北宇和郡	西村勘七
181	4	北宇和郡	渡邊昇藏
182	3	北宇和郡	赤松桂
183	3	北宇和郡	渡邊平悟
184	3	北宇和郡	松田仙太郎
185	3	北宇和郡	岩本今治
186	3	北宇和郡	善家隆一
187	3	北宇和郡	三輪田直一
188	3	北宇和郡	渡邊馬八郎
189	3	北宇和郡	深津平四郎
190	3	北宇和郡	樋口虎若
191	3	北宇和郡	兵頭政三
192	3	北宇和郡	鎌原幸澄
193	3	北宇和郡	土居菅男
194	3	北宇和郡	土谷久治郎
195	3	北宇和郡	松岡愼一
196	3	北宇和郡	兵頭朋治
197	3	北宇和郡	菊池貞
198	3	北宇和郡	巴賀壽
199	3	北宇和郡	上田富士太郎
200	3	北宇和郡	磯野浦吉
201	3	北宇和郡	清家彦六
202	3	北宇和郡	西川豊治
203	3	北宇和郡	松井芳三邱
204	2	北宇和郡	田原永松
205	2	北宇和郡	酒井浩
206	2	北宇和郡	西岡榮藏
207	2	北宇和郡	柴田知行
208	2	北宇和郡	赤松和江
209	2	北宇和郡	鶴井壽道
210	2	北宇和郡	横山儀作
211	2	北宇和郡	
212	2	北宇和郡	井上浦藏
<i></i>		ACT JHAIL	/ IIII////

TE 17	144- V61-	A = -	r
番号	株数	住所	氏名
213	2	北宇和郡	河野織太郎
214	2	北宇和郡	井谷吉利
215	2	北宇和郡	渡邊壽三
216	2	北宇和郡	高田清信
217	2	北宇和郡	高田美敬
218	2	北宇和郡	友澤友太郎
219	2	北宇和郡	桐田伊四郎
220	2	北宇和郡	久保貢
221	2	北宇和郡	西田藤三郎
222	2	北宇和郡	兵頭彦四郎
223	2	北宇和郡	熊崎類三郎
224	2	北宇和郡	長澤彌太郎
225	2	北宇和郡	篠塚竹太郎
226	2	北宇和郡	宮口孫兵衛
227	2	北宇和郡	武田彦平
228	2	北宇和郡	高田虎吉
229	2	北宇和郡	松浦定治
230	2	北宇和郡	
231	2	北宇和郡	河野榮
232	2	北宇和郡	
233	2	北字和郡	信崎早苗
234	2	北宇和郡	松本勇
235	2	北宇和郡	小川誠吉
236	2	北宇和郡	兵頭敏成
237	2	北宇和郡	巴誠二
238	2	北宇和郡	大久保定治郎
239	2	北宇和郡	武村準吉
240	2	北宇和郡	木村由藏
241	2	北宇和郡	蔭山巖
242	2	北宇和郡	渡邊甚藏
243	2	北宇和郡	松浦源太郎
244	2	北宇和郡	池田竹市
245	2	北宇和郡	常盤經一
246	2	北宇和郡	磯野久治郎
247	2	北宇和郡	田好義直
248	2	北宇和郡	石崎音平
249	2	北宇和郡	井上八十八
250	2	北宇和郡	鎌原カメ
251	2	北宇和郡	三好正義
252	2	北宇和郡	徳田清一
253	2	北宇和郡	濱中圓太郎
254	2	北宇和郡	平岡數太郎
255	2	北宇和郡	大宮庫吉
256	2	北宇和郡	河野義行
257	2	北宇和郡	薬師神岩雄
258	2	東宇和郡	龜甲智治郎
259	2	東宇和郡	上甲辰太郎
260	2	北宇和郡	丸山爲吉
261	2	北宇和郡	清家平悟
262	2	北宇和郡	梁瀨専太郎
263	2	北宇和郡	山内伊太郎
264	2	北宇和郡	阿武昇
265	2	北宇和郡	
266	2	北宇和郡	青芝ユキ

番号	株数	住 所	氏 名
267	2	北宇和郡	古谷定治郎
268	1	北宇和郡	今井眞澄
269	1	北宇和郡	二宮芳太郎
270	1	北宇和郡	二宮貞太郎
271	1	北宇和郡	二宮仙八
272	1	北宇和郡	二宮定夫
273	1	北宇和郡	二宮猪太郎
274	1	北宇和郡	二宮久治郎
275	1	北宇和郡	西田助七
276	1	北宇和郡	西田堅郎
277	1	北宇和郡	別宮豊
278	1	北宇和郡	兵頭槇三郎
279	1	北宇和郡	土居榮
280	1	北宇和郡	
281	1	北宇和郡	
282	1	北宇和郡	岡田忠一郎
	1	北宇和郡	若林與治
283			
284	1	北字和郡	渡邊孫太郎
285 286	1	北字和郡	川名英治郎 川名シヲ
		北字和郡	
287	1	北宇和郡	川名テイ
288	1	北字和郡	川名リウ
289	1	北宇和郡	川添寅一郎
290	1	北宇和郡	川添儀太郎
291	1	北宇和郡	横山馬治
292	1	北宇和郡	玉置榮治郎
293	1	北字和郡	玉置竹治郎
294 295		北宇和郡	武田又市 橘勝三郎
296	1	北宇和郡	MM
297	1	北宇和郡	太宰定治郎
298	1	北宇和郡	田中嘉三郎
299	1	北宇和郡	武田龜太郎
		北宇和郡	
300	1	東宇和郡	武田覺太郎
301	1	東宇和郡	高田久五郎高田トモ
302	1	東宇和郡	高田延一郎
304	1	北宇和郡	中浦岩吉
305	1	北宇和郡	中島話又
306	1	北宇和郡	
307	1	北宇和郡	宇治原由太郎
308	1	北宇和郡	#登屋吉馬
309	1	北宇和郡	能登屋一松 能登屋一松
310	1	北宇和郡	人留島三松 久留島三松
311	1	北宇和郡	山内又治
312	1	北宇和郡	山崎政嘉
313	1	北宇和郡	山岡元太郎
314	1	北宇和郡	柳澤屋直行
315	1	北宇和郡	山崎満
316	1	北宇和郡	薬師寺猪之七
317	1	北宇和郡	松井満蔵
318	1	北宇和郡	植本友三郎
319	1	北宇和郡	植本德太郎
320	1	北宇和郡	松浦房雄
520	1	시마 1 시타니다	141田1/月14庄

番号	株数	住 所	氏 名
321	1	北宇和郡	松浦トヨ
322	1	北宇和郡	桝谷正喜
323	1	北宇和郡	藤井竹治郎
324	1	北宇和郡	古谷武代
325	1	北宇和郡	古田瀧治郎
326	1	北宇和郡	藤井秀太郎
327	1	北宇和郡	兒島數馬
328	1	北宇和郡	河野里治
329	1	北宇和郡	青野富二郎
330	1	北宇和郡	赤松三代吉
331	1	北宇和郡	櫻屋古平
332	1	北宇和郡	酒井松太郎
333	1	北宇和郡	佐野惣八
334	1	北宇和郡	酒井計一
335	1	北宇和郡	佐々木岩生郎
336	1	北宇和郡	佐藤常治郎
337	1	北宇和郡	菊池光太郎
338	1	北宇和郡	清池伊平太
339	1	北宇和郡	桐本龜吉
340	1	北宇和郡	實登駒吉
341	1	北宇和郡	宮本隅吉
342	1	北宇和郡	芝サト
343	1	北宇和郡	清水閑一郎
344	1	北宇和郡	清水彌三
345	1	北宇和郡	芝八郎
346	1	北宇和郡	芝光治
347	1	北宇和郡	新城辰四郎
348	1	北宇和郡	芝則義
349	1	北宇和郡	日前清藏
350	1	北宇和郡	日前イワ
351	1	北宇和郡	廣田辰治
352	1	北宇和郡	東利藤太
353	1	北宇和郡	毛利萬太郎
354	1	北宇和郡	清家重次郎
355	1	北宇和郡	清家市松
356	1	北宇和郡	清家豊太郎
357	1	北宇和郡	清家德義
358	1	北宇和郡	鈴木鎭平
合計	8000		

- 注1. 番号は人数を把握するために付した。
- 注2. 株数は番号と同様にアラビア数字で記載した。
- 注3. 住所は原資料に「仝」と記載されているものもあるが、 略さずに記載した。
- 注4. 株数の合計は編者が計算して記載した。

【資料12】「第壱回営業報告書」(明治45年3月31日)

明治四十五年九月二十四日ヨリ仝四十五年三月三十一日ニ至ル当会社営業ノ要 宇和嶋軽便鉄道株式会社第壱期営業報告

領ヲ纂集シ、業務報告、

財産目録、

貸借対照表等ヲ提出スル事左ノ如シ

シムル等、諸方面ニ対スル社務最モ繁忙ヲ極メシト雖モ、今ヤ諸般其ノ緒ヲ開 メテ買収ノ実ヲ得、株式払込ハ遠隔セル都鄙ノ株主ヲシテ確実ナル信用ヲ保タ 当期間ハ会社創業ニ際シ、八幡村ヨリ旭村ニ至ル沿道六ケ村十七部落ヲ通ジテ、 ヲ見ルニ至ラン キ、

土工契約将ニナラントス、

工事着手ノ後約二十ケ月ヲ経テ営業開始ノ機運 二慎重ノ調査ヲ要シ、用地買収ハ価格ノ衡平ト円満ナル地主ノ承諾ヲ俟チ、始 可否ハ工費価格ノ増減ニ関シ、会社将来ノ経済ニ及ボス影響大ナルヲ以テ、特 延長約拾参哩ノ線路選定、工事設計、用地買収、株式払込等、会社ノ根元ヲ培 フ最初ノ期間ニ属シ、線路選定ノ適否ハ営業上永遠ノ利害ニ関シ、工事設計ノ

第

期

至明治四十五年三月三十一日自明治四十四年九月二十四日

貸借対照表

明治四十四年九月二十七日、本会社二於テ重役会ヲ開キ社長ニ井上角五郎 副社長二今西幹一郎、専務取締役ニ玉井卓一、仝河野虎尾ヲ互選就任セリ

合現預全創仮建

- 明治四十四年十月二日、当社設立ノ登記ヲ了セリ
- 明治四十四年十月十五日、工事施行認可申請書ヲ愛媛県庁ヲ経テ、鉄道院ニ 提出セリ
- 明治四十四年十一月卅日、本社ヲ宇和島町大字船大工町七十七番戸ヨリ仝町 大字本町百六十三番戸ニ移転セリ

〇 負

債

計

四〇〇、五五〇、〇〇一

鉄道用地ニ属スル地所買収ハ社業進行ノ基ニシテ最モ至難ノ事タルヲ以テ、 明治四十五年三月二十二日、鉄道院ヨリ工事施工認可書下附セラレタリ スル事トセリ 数及ビ価格合計ハ、 交渉ヲ経テ各地主ヨリ評定ノ価格ヲ定メ、其承諾書ヲ取纏メタリ、其用地坪 三名及監査役赤松新吉、 明治四十五年一月七日重役協議ノ結果、略ボ一定ノ評価ヲ定メ、常務取締役 他日工事着手以前ニ於テ其反別ヲ確定シ、其代金ヲ清算 仝渡邊雅太郎ヲ用地買収委員トシテ各村分担、

◎営業ノ事

本期間ハ当会社ノ営業準備期間ニ属シ、諸官庁ニ対スル願届及線路選定、工 将ニ工事請負契約調査ノ中ニアリ、不日起工ノ時期ニ接サン 事設計、用地買収、 株券発行等ニ従事シタル外、著シキ報告事項ナシ、今ヤ

◎株式ノ事

当期間株式売買受渡ノ登録総数壱千七百一株ニシテ、当期末日ニ於ケル現在 株主ハ三百五十一名ナリ

-	金	在	現
六七五、	金		預
二、五〇〇、〇〇〇	金	慰労	仝
七六六、		<u>17.</u>	
二五六、		出	
八三〇、		設	
四七、	株金	[込未済株	払込
	部	産ノ	○ 資
(明治四十五年三月□十一日			

	収	利	受		1
計	入	息	金	金	部
四〇				四〇	
				Ŏ	
五五〇、		四〇			
Ó	$\stackrel{-}{\prec}$	ť	\subseteq	Ŏ	
\bigcirc	1	九三二	\bigcirc	\bigcirc	
$\overline{}$	Ö	\equiv	\otimes	8	

合雜預仮株

金

◎財産目録

貸借対照表中資産ノ部ト同一ニ付キ之ヲ略ス

右ノ通ニ候也

明治四十五年三月三十一日

愛媛県北宇和郡宇和島町大字本町

宇和島軽便鉄道株式会社

同 副社長 今西幹一郎取締役社長 井上角五郎

専務取締役 締役 井上 清水 隆德 要德 玉井 卓一 山口 藤一 小西莊三郎 忠八 今西林三郎 榮信

同同同同同同同同取同

(明治四十五年三月三十一日現在)

清水 新三

居村繁治郎

同同同同監

門田 重吉 渡邊雅太郎 赤松 新吉

查 役

株

主

名

簿

右調査候処、相違無之候也

番号	株数	住 所	氏 名
1	1,600	北宇和郡	共有九名惣代 今西幹一郎
2	500	大阪	才賀藤吉
3	230	東京	成田榮信
4	200	東京	森村開作
5	200	東京	賀田金三郎
6	180	北宇和郡	今西幹一郎
7	105	北宇和郡	玉井卓一
8	100	東京	桂二郎
9	100	東京	井上角五郎
10	100	東京	根津嘉一郎
11	100	東京	村井保固
12	100	東京	後藤勝造
13	100	東京	横田千之助
14	100	東京	箕田定吉
15	100	大阪	今西林三郎
16	100	大阪	井上德次郎
17	100	東京	藤田謙一
18	100	大阪	瀨良隆藏
19	100	堺市	野田儀一郎
20	100	兵庫県	永井儀□郎
21	100	松山	清水隆德
22	100	松山	本間邦彦
23	100	北宇和郡	小西莊三郎
24	100	北宇和郡	河野虎尾
25	100	北宇和郡	山口藤一

番号	株数	住 所	氏 名	
26	100	北宇和郡	玉井安藏	
27	100	北宇和郡	石崎忠八	
28	100	松山	井上要	
29	70	北宇和郡	門田重吉	
30	60	大阪	菊池恭三	
31	50	東京	八十島親德	
32	50	東京	山下龜三郎	
33	50	東京	二宮基成	
34	50	大阪	土居通夫	
35	50	越智郡	矢野通保	
36	50	越智郡	八木龜三郎	
37	50	喜多郡	大洲銀行頭取 村上長次郎	
38	50	北宇和郡	小西萬四郎	
39	50	北宇和郡	岩城卯吉	
40	50	北宇和郡	渡邊祐常	
41	50	北宇和郡	赤松新吉	
42	50	北宇和郡	堀部德之丞	
43	50	北宇和郡	宇和島運輸株式会社長 堀部彦次郎	
44	40	北宇和郡	稲葉熊吉	
45	40	北宇和郡	渡邊雅太郎	
46	40	北宇和郡	赤松兵三郎	
47	30	東京	神田鐳藏	
48	30	兵庫県	那須善治	
49	30	東宇和郡	別宮周三郎	
50	30	東宇和郡	赤松島吉	

番号	株数	住 所	氏 名
51	30	神戸	田中泰菫
52	30	南宇和郡	吉良麟太郎
53	30	南宇和郡	猪崎保直
54	30	北宇和郡	清水新三
55	30	北宇和郡	居村繁治郎
56	25	越智郡	
57	21	北宇和郡	鎌原秀
58	20	東京	宇都宮政市
59	20	東京	小野金六
60	20	大阪	矢野莊三郎
61	20	神戸	山下芳太郎
62	20	神戸	高津英馬
63	20	宇摩郡	山中好夫
64	20	新居郡	廣瀨満正
65	20	松山	仲田傳之訟
66	20	松山	石原操
67	20	松山	窪田節二郎
68	20	松山	長井政光
69	20	松山	高須峰造
70	20	温泉郡	近藤貞次郎
71	20	東宇和郡	別宮友一
72	20	東宇和郡	岡崎佐五郎
73	20	西宇和郡	菊池清平
74	20	西宇和郡	宇都宮壯十郎
75	20	西宇和郡	菊池清治
76	20	南宇和郡	宮下龜一郎
77	20	北宇和郡	赤松泰苞
78	20	北宇和郡	山下重治郎
79	20	北宇和郡	古谷義正
80	20	北宇和郡	今松佐一郎
81	20	北宇和郡	菅武市
82	20	北宇和郡	岡本景光
83	20	北宇和郡	芝恒三郎
84	20	北宇和郡	野川貞齊
85	20	北宇和郡	松浦浪吉
86	20	北宇和郡	芝貞光
87	20	北宇和郡	二宮乙四郎
88	20	北宇和郡	土居富士一
89	20	北宇和郡	松田道藏
90	20	北宇和郡	天野畊作
91	20	北宇和郡	山村豊次郎
92	20	北宇和郡	佐々木高義
93	20	北宇和郡	久保喜田吉
94	20	北宇和郡	長山竹一郎
95	20	北宇和郡	玉井岩城
96	20	北宇和郡	太宰喜一郎
97	20	北宇和郡	門田幾馬
98	20	北宇和郡	門脇惠三
99	20	北宇和郡	久松操
100	15	北宇和郡	同盟 九常市
101	15	北宇和郡	渡邊永治
101	15	越智郡	
102	10	北宇和郡	
103	10	北宇和郡	宇都宮二郎
104	10	시다 기 사비지나	네셔― 디네티 1

105 10 北宇和郡 堀部乙蔵 徳本良一 107 10 松山 赤松重老 109 10 北宇和郡 西村とサ 111 10 東宇和郡 西村とサ 111 10 東宇和郡 西村とサ 111 10 東宇和郡 西村とサ 111 10 東宇和郡 西村とサ 111 10 北宇和郡 西村とサ 115 10 北宇和郡 市松則義 115 10 北宇和郡 一大東和郡 一大東東京 130 6 北宇和郡 一大東東京 131 5 北宇和郡 一大東東京 131 5 北宇和郡 上上岩吉 137 5 西宇和郡 上上岩吉 137 5 西宇和郡 上上岩市 138 5 北宇和郡 五大東市郡 五大東市郡 140 5 北宇和郡 五大東市郡 八東東京 141 5 北宇和郡 八東東京 142 5 北宇和郡 八東東京 143 5 北宇和郡 八東東京 144 5 北宇和郡 八東東京 145 5 北宇和郡 八東東京 146 5 北宇和郡 八東東京 147 5 北宇和郡 八東東京 148 5 北宇和郡 八東東京 148 5 北宇和郡 一大東京 148 5 北宇和郡 148 5 北宇和郡 149 5 北宇和郡 140 5 北宇和郡 1	番号	株数	住 所	氏 名
107 10 松山 赤松重老 本多眞喜雄 109 10 北宇和郡	105	10	北宇和郡	堀部乙藏
108 10 東宇和郡 本多眞喜雄 109 10 北宇和郡 和泉傳吾 110 10 西宇和郡 西村とサ 111 10 東宇和郡 西村とサ 111 10 東宇和郡 芝園治 113 10 北宇和郡 芝園治 114 10 北宇和郡 79井元直 115 10 北宇和郡 79井元直 116 10 北宇和郡 79井元直 116 10 北宇和郡 79井元直 118 10 北宇和郡 119	106	10	温泉郡	德本良一
109 10 北宇和郡 西村ヒサ 111 10 東宇和郡 芝園治 113 10 北宇和郡 村上半太郎 114 10 北宇和郡 荷家テイ 115 10 北宇和郡 赤松則義 117 10 越智郡 阿部光之助 118 10 北宇和郡 川鰆市郎 119 10 北宇和郡 古良銀次郎 120 10 北宇和郡 古良銀次郎 121 10 北宇和郡 古良銀次郎 121 10 北宇和郡 八幡屋源太郎 122 10 北宇和郡 八幡屋源太郎 123 10 西宇和郡 佐竹正治郎 124 10 北宇和郡 伊夕ケ 126 10 兵庫県 曽根正命 127 10 松山 村郷敬二 128 10 東宇和郡 赤松常次郎 129 10 北宇和郡 西村助七 130 6 北宇和郡 田中實馬 130 6 北宇和郡 明岡康三郎 131 6 北宇和郡 福部吉二郎 131 6 北宇和郡 朝岡康三郎 131 6 北宇和郡 東上岩吉 132 5 北宇和郡 朝岡康三郎 134 5 北宇和郡 井上岩吉 137 5 西宇和郡 井上岩吉 138 5 北宇和郡 東上田藤 139 5 北宇和郡 東上田藤 140 5 北宇和郡 村東田藤 141 5 北宇和郡 東本吉兵衛 142 5 北宇和郡 東上田龍 143 5 北宇和郡 東上田龍 145 北宇和郡 東上田龍 146 5 北宇和郡 東上甲龍 147 5 北宇和郡 東上甲龍 148 5 北宇和郡 東上田市 147 5 北宇和郡 東上田市 148 5 北宇和郡 東上田市 147 5 北宇和郡 東上田市 148 5 北宇和郡 東上田市 149 5 北宇和郡 東上田市 148 5 北宇和郡 東上田市 149 5 北宇和郡 東上田市 150 5 北宇和郡 東上田市 150 5 北宇和郡 東上田市 151 5 北宇和郡 東上田市 152 5 北宇和郡 東上田市 153 5 北宇和郡 東上田市 154 5 北宇和郡 東上田市 155 5 北宇和郡 東田森王郎	107	10	松山	赤松重老
110 10 西字和郡 西村ヒサ 清水静十郎 112 10 北字和郡 茂國治 万十二直 万十二直 113 10 北字和郡 元本 万十二直 元本 八本 八本 元本 八本 元本 八本 元本 元	108	10	東宇和郡	本多眞喜雄
111	109	10	北宇和郡	和泉傳吾
111	110	10		西村ヒサ
112 10 北宇和郡 芝園治 113 10 温泉郡 村上半太郎 114 10 北宇和郡 清家テイ 115 10 北宇和郡 今井元直 116 10 北宇和郡 戸齢市郎 117 10 越智郡 阿部光之助 118 10 北宇和郡 川峰市郎 119 10 北宇和郡 井伊定四郎 120 10 北宇和郡 井伊定四郎 121 10 北宇和郡 八幡屋源太郎 122 10 北宇和郡 八幡屋源太郎 123 10 西宇和郡 佐々木惣三郎 124 10 北宇和郡 井伊夕ケ 126 10 兵庫県 曽根正命 127 10 松山 村瀬敬二 128 10 東宇和郡 赤松常次郎 129 10 北宇和郡 西中島馬 130 6 北宇和郡 西村勘 131 6 北宇和郡 西村勘 132 5 北宇	111	10	東宇和郡	
113 10 温泉郡 村上半太郎 清家テイ 114 10 北宇和郡 清家テイ 115 10 北宇和郡 今井元直 116 10 北宇和郡 分井元直 117 10 越智郡 阿部光之助 川鰭市郎 119 10 北宇和郡 井伊定四郎 120 10 北宇和郡 古良銀次郎 井伊定四郎 121 10 北宇和郡 八幡屋源太郎 122 10 北宇和郡 八幡屋源太郎 123 10 西宇和郡 佐々木惣三郎 124 10 北宇和郡 佐ヤ正治郎 125 10 北宇和郡 井伊夕ケ 126 10 兵庫県 曽根正命 十万次郎 127 10 松山 村瀬敬二 128 10 東宇和郡 赤松常次郎 129 10 北宇和郡 田中寶馬 130 6 北宇和郡 西村勒七 132 5 北宇和郡 四村勒七 132 5 北宇和郡 松浦元太郎 131 6 北宇和郡 松浦元太郎 133 5 北宇和郡 松浦元太郎 134 5 北宇和郡 松浦元太郎 135 5 北宇和郡 北宇和郡 大上岩吉 137 5 西宇和郡 井上岩吉 137 5 西宇和郡 上甲譲 138 5 北宇和郡 上甲譲 139 5 北宇和郡 上甲譲 139 5 北宇和郡 九恒市 141 5 北宇和郡 和賀山金吾 141 5 北宇和郡 和茂今造 北宇和郡 村太帝派派 142 5 北宇和郡 大上市郡 有友令造 142 5 北宇和郡 大上市郡 村太帝派派 144 5 西宇和郡 九恒市 147 5 北宇和郡 九恒市 147 5 北宇和郡 九恒市 147 5 北宇和郡 九世市 148 5 北宇和郡 九世市 148 5 北宇和郡 九世市 148 5 北宇和郡 九世市 148 5 北宇和郡 九世市 149 5 北宇和郡 九世市 九元下北市郡 八元市 148 5 北宇和郡 九世市 九元下北市郡 八元市 日下北市 150 5 北宇和郡 日本上田 日本上田 日本上田 日下上工 日下工 日下上工 日下上工 日下上工 日下工 日下上工 日下上工 日下工 日下工 日下上工 日下上工 日下上工 日下上工 日下上工 日下上工 日下上工 日下工 日下上工 日下上工 日下上工 日下工 日下上工 日下上工 日下上工 日下上工 日下工 日下上工 日下工 日本工 日下工	112	10	北宇和郡	
115 10 北宇和郡	113	10		村上半太郎
116 10 北宇和郡 赤松則義 117 10 越智郡 阿部光之助 118 10 北宇和郡 古良銀次郎 119 10 北宇和郡 古良銀次郎 120 10 北宇和郡 井伊定四郎 121 10 北宇和郡 井伊定四郎 121 10 北宇和郡 八幡屋源太郎 122 10 北宇和郡 佐々木惣三郎 123 10 西宇和郡 佐々木惣三郎 124 10 北宇和郡 井伊夕ケ 126 10 兵庫県 曽根正命 127 10 松山 村瀬敬二 128 10 東宇和郡 赤松常次郎 129 10 北宇和郡 田中實馬 130 6 北宇和郡 西門馬馬 131 6 北宇和郡 西村勘上 132 5 北宇和郡 西村勘集 133 5 北宇和郡 松浦元太郎 134 5 北宇和郡 上甲護 135 5 北宇		10	北宇和郡	清家テイ
117 10 越智郡 阿部光之助 118 10 北宇和郡 川鰭市郎 119 10 北宇和郡 吉良銀次郎 120 10 北宇和郡 井伊定四郎 121 10 北宇和郡 井伊定四郎 121 10 北宇和郡 八幡屋源太郎 122 10 北宇和郡 八幡屋源太郎 123 10 西宇和郡 佐々木惣三郎 124 10 北宇和郡 井伊夕ケ 126 10 兵庫県 曽根正命 127 10 松山 村瀬敬二 128 10 東宇和郡 田中實馬 130 6 北宇和郡 西村勘七 131 6 北宇和郡 西村勘七 132 5 北宇和郡 西村勘七 132 5 北宇和郡 田内惠 131 6 北宇和郡 田内惠 131 6 北宇和郡 西村勘七 132 5 北宇和郡 西村勘七 132 5 北宇和郡 西村勘七 133 5 北宇和郡 楊浦元太郎 134 5 北宇和郡 知園康三郎 135 5 北宇和郡 大田市護 136 5 北宇和郡 井上岩吉 137 5 西宇和郡 井上岩吉 137 5 西宇和郡 東本吉兵衛 138 5 北宇和郡 東本吉兵衛 140 5 北宇和郡 加賀山金吾 141 5 北宇和郡 柏太鴻太郎 142 5 北宇和郡 柏太鴻太郎 144 5 西宇和郡 র大郎 145 5 北宇和郡 東本吉長市 147 5 北宇和郡 大田市	115	10	北宇和郡	今井元直
118 10 北宇和郡 川鱔市郎 119 10 北宇和郡 吉良銀次郎 120 10 北宇和郡 井伊定四郎 121 10 北宇和郡 井伊定四郎 122 10 北宇和郡 八幡屋源太郎 123 10 西宇和郡 佐々木惣三郎 124 10 北宇和郡 佐々木惣三郎 125 10 北宇和郡 井伊夕ケ 126 10 兵庫県 曽根正命 127 10 松山 村瀬敬二 128 10 東宇和郡 田中實馬 130 6 北宇和郡 西村勘七 132 5 北宇和郡 西村勘七 132 5 北宇和郡 田村惠田 133 5 北宇和郡 田村惠田 134 5 北宇和郡 井上岩吉 137 5 西宇和郡 上甲譲 138 5 北宇和郡 上甲譲 139 5 北宇和郡 上甲譲 139 5 北宇和郡 九恒市 141 5 北宇和郡 菊池傳次郎 141 5 北宇和郡 木大徳蔵 142 5 北宇和郡 大田市 大田市 143 5 北宇和郡 大田市 大田市 144 5 北宇和郡 大田市 大田市 大田市 145 5 北宇和郡 大田市 大田市 大田市 大田市 147 5 北宇和郡 大田市 大田市 大田市 148 5 北宇和郡 大田市 大田市 大田市 147 5 北宇和郡 大田市 大田市 大田市 148 5 北宇和郡 大田市 大田市 147 5 北宇和郡 大田市 大田市 148 5 北宇和郡 大田市 大田市 149 5 北宇和郡 大田市 大田市 149 5 北宇和郡 大田市 上居トモエ 150 5 北宇和郡 上居トモエ 上居 上居 上居 上居 上居 上居 上居 上	116	10	北宇和郡	赤松則義
119 10 北宇和郡 井伊定四郎 120 10 北宇和郡 井伊定四郎 121 10 北宇和郡 八幡屋源太郎 122 10 北宇和郡 佐々木惣三郎 123 10 西宇和郡 佐々木惣三郎 124 10 北宇和郡 井伊夕ケ 125 10 北宇和郡 井伊夕ケ 126 10 兵庫県 曽根正命 127 10 松山 村瀬敬二 128 10 東宇和郡 赤松常次郎 129 10 北宇和郡 田中實馬 130 6 北宇和郡 西中實馬 131 6 北宇和郡 西村勘七 132 5 北宇和郡 堀部吉二郎 133 5 北宇和郡 松浦元太郎 134 5 北宇和郡 井上岩吉 137 5 西宇和郡 井上岩吉 137 5 西宇和郡 上甲譲 138 5 北宇和郡 上甲譲 139 5 北宇和郡 <td>117</td> <td>10</td> <td>越智郡</td> <td>阿部光之助</td>	117	10	越智郡	阿部光之助
120 10 北宇和郡 井伊定四郎 121 10 北宇和郡 清家彦右衛門 122 10 北宇和郡 八幡屋源太郎 123 10 西宇和郡 佐々木惣三郎 124 10 北宇和郡 佐竹正治郎 125 10 北宇和郡 井伊タケ 126 10 兵庫県 曽根正命 127 10 松山 村瀬敬二 128 10 東宇和郡 田中實馬 130 6 北宇和郡 田中實馬 131 6 北宇和郡 西村勘七 132 5 北宇和郡 堀部吉二郎 133 5 北宇和郡 朝岡康三郎 134 5 北宇和郡 松浦元太郎 135 5 北宇和郡 上甲譲 136 5 北宇和郡 上甲譲 137 5 西宇和郡 上甲譲 138 5 北宇和郡 京川和惠 140 5 北宇和郡 加賀山金吾 141 5 北宇和郡 精本源藏 142 5 北宇和郡 精本源藏 143 5 北宇和郡 大田市 東本吉兵衛 141 5 北宇和郡 大田市 東本吉兵衛 142 5 北宇和郡 九恒市 144 5 西宇和郡 大田市 東本吉兵衛 145 5 北宇和郡 大田龍 東本語和 大田市 東本語和 大田市 東本吉兵衛 140 5 北宇和郡 九田市 大田市 大田市 大田市 大田市 大田市 大田市 大田市 大田市 大田市 大	118	10	北宇和郡	川鰭市郎
121 10 北字和郡 清家彦右衛門	119	10	北宇和郡	吉良銀次郎
121 10 北宇和郡 清家彦右衛門 122 10 北宇和郡 八幡屋源太郎 123 10 西宇和郡 佐々木惣三郎 124 10 北宇和郡 佐竹正治郎 125 10 北宇和郡 井伊タケ 126 10 兵庫県 曽根正命 127 10 松山 村瀬敬二 128 10 東宇和郡 赤松常次郎 129 10 北宇和郡 田中實馬 130 6 北宇和郡 田中實馬 131 6 北宇和郡 堀部吉二郎 131 6 北宇和郡 堀部吉二郎 132 5 北宇和郡 堀部吉二郎 133 5 北宇和郡 村上岩吉 135 5 北宇和郡 宮川利惠 136 5 北宇和郡 宇上岩吉 137 5 西宇和郡 野本吉兵衛 138 5 北宇和郡 加賀山金吾 140 5 北宇和郡 加賀山金吾 141 5 北宇和郡 精本源藏 142 5 北宇和郡 精本源藏 144 5 西宇和郡 大宇和郡 横本源藏 145 5 北宇和郡 大宇和郡 大田中護 147 5 北宇和郡 大田神徳松 148 5 北宇和郡 大田神徳松 149 5 北宇和郡 大田市 147 5 北宇和郡 大田市 148 5 北宇和郡 大田市 149 5 北宇和郡 大田市 149 5 北宇和郡 大田市 147 5 北宇和郡 大田市 148 5 北宇和郡 大田市 149 5 北宇和郡 大田市 149 5 北宇和郡 大田市 147 5 北宇和郡 大田市 148 5 北宇和郡 大田市 149 5 北宇和郡 大田市 149 5 北宇和郡 大田市 140 5 北宇和郡 大田市 147 5 北宇和郡 大田市 148 5 北宇和郡 大田市 149 5 北宇和郡 大田市 150 5 北宇和郡 大田市 150 5 北宇和郡 田南蘇雄 155 5 北宇和郡 高田嘉雄 155 5 北宇和郡 川添周太郎 156 5 北宇和郡 川添周太郎 157 5 北宇和郡 川添周太郎 157 5 北宇和郡 川添周太郎	120	10	北宇和郡	井伊定四郎
123 10 西宇和郡 佐々木惣三郎 124 10 北宇和郡 井伊タケ 126 10 兵庫県 曽根正命 127 10 松山 村瀬敬二 128 10 東宇和郡 赤松常次郎 129 10 北宇和郡 田中寶馬 130 6 北宇和郡 西村勘七 131 6 北宇和郡 西村勘七 132 5 北宇和郡 西村勘七 132 5 北宇和郡 朝岡康三郎 133 5 北宇和郡 朝岡康三郎 134 5 北宇和郡 宮川利惠 135 5 北宇和郡 上甲譲 136 5 北宇和郡 上甲譲 137 5 西宇和郡 井上岩吉 137 5 西宇和郡 上甲譲 138 5 北宇和郡 上甲譲 139 5 北宇和郡 上甲譲 140 5 北宇和郡 有友令造 141 5 北宇和郡 <	121		北宇和郡	清家彦右衛門
124 10 北宇和郡 井伊タケ 125 10 北宇和郡 井伊タケ 126 10 兵庫県 曽根正命 127 10 松山 村瀬敬二 128 10 東宇和郡 赤松常次郎 129 10 北宇和郡 田中寶馬 130 6 北宇和郡 西村勘七 131 6 北宇和郡 西村勘七 132 5 北宇和郡 堀部吉二郎 133 5 北宇和郡 朝岡康三郎 134 5 北宇和郡 宮川利惠 135 5 北宇和郡 井上岩吉 137 5 西宇和郡 井上岩吉 137 5 西宇和郡 井上岩吉 137 5 西宇和郡 上甲譲 138 5 北宇和郡 上甲譲 139 5 北宇和郡 上甲譲 140 5 北宇和郡 有友令造 141 5 北宇和郡 横本源藏 142 5 北宇和郡 <				
124 10 北宇和郡 井伊タケ 125 10 北宇和郡 井伊タケ 126 10 兵庫県 曽根正命 127 10 松山 村瀬敬二 128 10 東宇和郡 赤松常次郎 129 10 北宇和郡 田中寶馬 130 6 北宇和郡 西村勘七 131 6 北宇和郡 西村勘七 132 5 北宇和郡 堀部吉二郎 133 5 北宇和郡 朝岡康三郎 134 5 北宇和郡 宮川利惠 135 5 北宇和郡 井上岩吉 137 5 西宇和郡 井上岩吉 137 5 西宇和郡 井上岩吉 137 5 西宇和郡 上甲譲 138 5 北宇和郡 上甲譲 139 5 北宇和郡 上甲譲 140 5 北宇和郡 有友令造 141 5 北宇和郡 横本源藏 142 5 北宇和郡 <	123	10	西宇和郡	佐々木惣三郎
125 10 北宇和郡 井伊夕ケ 126 10 兵庫県 曽根正命 127 10 松山 村瀬敬二 128 10 東宇和郡 赤松常次郎 129 10 北宇和郡 田中實馬 130 6 北宇和郡 西村勘七 131 6 北宇和郡 西村勘七 132 5 北宇和郡 西村勘七 132 5 北宇和郡 西村勘七 132 5 北宇和郡 西村勘七 133 5 北宇和郡 松浦元太郎 134 5 北宇和郡 宮川利惠 135 5 北宇和郡 井上岩吉 137 5 西宇和郡 上甲譲 138 5 北宇和郡 上甲譲 139 5 北宇和郡 上甲譲 139 5 北宇和郡 上甲譲 140 5 北宇和郡 有友令造 141 5 北宇和郡 大上本高 142 5 北宇和郡 大上				
126 10 兵庫県 曽根正命 127 10 松山 村瀬敬二 128 10 東宇和郡 赤松常次郎 129 10 北宇和郡 田中實馬 130 6 北宇和郡 西村勘七 131 6 北宇和郡 西村勘七 132 5 北宇和郡 期岡康三郎 133 5 北宇和郡 松浦元太郎 134 5 北宇和郡 松浦元太郎 135 5 北宇和郡 宮川利惠 136 5 北宇和郡 井上岩吉 137 5 西宇和郡 野本吉兵衛 138 5 北宇和郡 上甲譲 139 5 北宇和郡 有友令造 140 5 北宇和郡 有友令造 141 5 北宇和郡 有友令造 142 5 北宇和郡 大恒市 143 5 北宇和郡 大恒市 144 5 西宇和郡 大恒市 144 5 北宇和郡				井伊タケ
127 10 松山 村瀬敬二 128 10 東宇和郡 赤松常次郎 129 10 北宇和郡 田中實馬 130 6 北宇和郡 四村勘七 131 6 北宇和郡 西村勘七 132 5 北宇和郡 期岡康三郎 133 5 北宇和郡 村田東 133 5 北宇和郡 宮川利惠 134 5 北宇和郡 井上岩吉 135 5 北宇和郡 井上岩吉 137 5 西宇和郡 野本吉兵衛 138 5 北宇和郡 上甲譲 139 5 北宇和郡 上甲譲 139 5 北宇和郡 有友令造 140 5 北宇和郡 有友令造 141 5 北宇和郡 有友令造 142 5 北宇和郡 大恒市 143 5 北宇和郡 大恒市 144 5 西宇和郡 大恒市 145 5 北宇和郡 九恒市 </td <td></td> <td></td> <td>兵庫県</td> <td>曽根正命</td>			兵庫県	曽根正命
128				
129 10 北宇和郡 田中實馬 130 6 北宇和郡 西村勘七 131 6 北宇和郡 西村勘七 132 5 北宇和郡 堀部吉二郎 133 5 北宇和郡 朝岡康三郎 134 5 北宇和郡 宮川利惠 134 5 北宇和郡 宮川利惠 135 5 北宇和郡 井上岩吉 137 5 西宇和郡 井上岩吉 137 5 西宇和郡 上甲譲 138 5 北宇和郡 上甲譲 139 5 北宇和郡 上甲譲 139 5 北宇和郡 有友令造 140 5 北宇和郡 有友令造 141 5 北宇和郡 養神傳次郎 142 5 北宇和郡 大恒市 143 5 北宇和郡 大恒市 144 5 西宇和郡 大七市 144 5 北宇和郡 大恒市 145 1 北宇和郡 大地吉 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>				
130 6 北宇和郡 水野馬三郎 131 6 北宇和郡 西村勘七 132 5 北宇和郡 堀部吉二郎 133 5 北宇和郡 松浦元太郎 134 5 北宇和郡 松浦元太郎 135 5 北宇和郡 宮川利惠 136 5 北宇和郡 井上岩吉 137 5 西宇和郡 上甲譲 138 5 北宇和郡 上甲譲 139 5 北宇和郡 上甲譲 139 5 北宇和郡 加賀山金吾 140 5 北宇和郡 有友令造 141 5 北宇和郡 横本源藏 142 5 北宇和郡 大博本源藏 143 5 北宇和郡 大恒市 144 5 西宇和郡 大村徳松村徳松 144 5 北宇和郡 九恒市 147 5 北宇和郡 大恒市 148 5 北宇和郡 大野本 148 5 北宇和郡 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>				
131 6 北宇和郡 西村勘七 132 5 北宇和郡 堀部吉二郎 133 5 北宇和郡 朝岡康三郎 134 5 北宇和郡 宮川利惠 135 5 北宇和郡 井上岩吉 136 5 北宇和郡 井上岩吉 137 5 西宇和郡 井上岩吉 137 5 西宇和郡 上甲讓 138 5 北宇和郡 上甲讓 139 5 北宇和郡 上甲讓 139 5 北宇和郡 相互会 140 5 北宇和郡 有友令造 141 5 北宇和郡 積本源藏 142 5 北宇和郡 大恒本源藏 143 5 北宇和郡 大恒本源藏 144 5 西宇和郡 大恒本藏 144 5 北宇和郡 九恒市 145 5 北宇和郡 九恒市 147 5 北宇和郡 大光本太太 148 5 北宇和郡 大上上上				
132 5 北宇和郡 堀部吉二郎 133 5 北宇和郡 松浦元太郎 134 5 北宇和郡 宮川利惠 135 5 北宇和郡 井上岩吉 136 5 北宇和郡 井里譲 137 5 西宇和郡 上甲譲 138 5 北宇和郡 上甲譲 139 5 北宇和郡 上甲譲 140 5 北宇和郡 相友令造 141 5 北宇和郡 有友令造 142 5 北宇和郡 浅井密藏 143 5 北宇和郡 浅井密藏 144 5 西宇和郡 浅井密藏 145 5 北宇和郡 九恒市 147 5 北宇和郡 九恒市 147 5 北宇和郡 大上本大本太郎 148 5 北宇和郡 大上大本太郎 149 5 北宇和郡 大上上上上 150 5 北宇和郡 大上上上上 150 5 北宇和郡 東本人雄 152 5 北宇和郡 高田嘉雄 153 5 北宇和郡 高田嘉雄 154 5 北宇和郡 山口市藏 156 5 北宇和郡 山口市藏 156 5 北		6		
133 5 北宇和郡 朝岡康三郎 134 5 北宇和郡 宮川利惠 135 5 北宇和郡 井上岩吉 136 5 北宇和郡 井上岩吉 137 5 西宇和郡 野本吉兵衛 138 5 北宇和郡 上甲譲 139 5 北宇和郡 加賀山金吾 140 5 北宇和郡 有友令造 141 5 北宇和郡 横本源藏 142 5 北宇和郡 大持密藏 143 5 北宇和郡 大持密藏 144 5 西宇和郡 大持密藏 145 5 北宇和郡 九恒市 147 5 北宇和郡 九恒市 147 5 北宇和郡 大門を本人郎 148 5 北宇和郡 土居トモス 149 5 北宇和郡 土居トモス 150 5 北宇和郡 宮本久雄 152 5 北宇和郡 高田嘉雄 153 5 北宇和郡 高田嘉雄 154 5 北宇和郡 山口市藏 156 5 北宇和郡 山口市藏 157 5 北宇和郡 黒田森三郎				
134 5 北宇和郡 松浦元太郎 135 5 北宇和郡 井上岩吉 136 5 北宇和郡 野本吉兵衛 137 5 西宇和郡 野本吉兵衛 138 5 北宇和郡 上甲譲 139 5 北宇和郡 加賀山金吾 140 5 北宇和郡 有友令造 141 5 北宇和郡 横本源藏 142 5 北宇和郡 大博本源藏 143 5 北宇和郡 大村德松 144 5 西宇和郡 大恒市 145 5 北宇和郡 九恒市 146 5 北宇和郡 九恒市 147 5 北宇和郡 川添喜一郎 148 5 北宇和郡 河野庄次郎 149 5 北宇和郡 三本上居下王 150 5 北宇和郡 三本八雄 152 5 北宇和郡 宮本八雄 153 5 北宇和郡 高田嘉雄 154 5 北宇和郡 川添周太郎 155 5 北宇和郡 山口市藏 156 5 北宇和郡 黒田森三郎	133	5	北宇和郡	
136 5 北宇和郡 井上岩吉 137 5 西宇和郡 野本吉兵衛 138 5 北宇和郡 上甲譲 139 5 北宇和郡 加賀山金吾 140 5 北宇和郡 桐友令造 141 5 北宇和郡 榎本源藏 142 5 北宇和郡 機本源藏 143 5 北宇和郡 大博本源藏 144 5 西宇和郡 大持密藏 145 5 北宇和郡 九恒市 146 5 北宇和郡 九恒市 147 5 北宇和郡 川添喜一郎 148 5 北宇和郡 三市 149 5 北宇和郡 三市 150 5 北宇和郡 上居卜モヱ 151 5 北宇和郡 宮本久雄 152 5 北宇和郡 高田嘉雄 153 5 北宇和郡 高田嘉雄 154 5 北宇和郡 山口市藏 156 5 北宇和郡 山口市藏 157 5 北宇和郡 黒田森三郎	134	5	北宇和郡	松浦元太郎
137 5 西宇和郡 野本吉兵衛 138 5 北宇和郡 上甲譲 139 5 北宇和郡 加賀山金吾 140 5 北宇和郡 有友令造 141 5 北宇和郡 横本源藏 142 5 北宇和郡 機本源藏 143 5 北宇和郡 找井密藏 144 5 西宇和郡 找井密藏 145 5 北宇和郡 九恒市 147 5 北宇和郡 川添喜一郎 148 5 北宇和郡 末光李太郎 149 5 北宇和郡 五居卜モヱ 150 5 北宇和郡 長瀧嘉三郎 150 5 北宇和郡 宮本久雄 152 5 北宇和郡 高田嘉雄 153 5 北宇和郡 高田嘉雄 154 5 北宇和郡 山口市藏 156 5 北宇和郡 山口市藏 157 5 北宇和郡 黒田森三郎	135	5	北宇和郡	宮川利惠
137 5 西宇和郡 野本吉兵衛 138 5 北宇和郡 上甲譲 139 5 北宇和郡 加賀山金吾 140 5 北宇和郡 有友令造 141 5 北宇和郡 横本源藏 142 5 北宇和郡 機本源藏 143 5 北宇和郡 找井密藏 144 5 西宇和郡 找井密藏 145 5 北宇和郡 九恒市 147 5 北宇和郡 川添喜一郎 148 5 北宇和郡 末光李太郎 149 5 北宇和郡 五居卜モヱ 150 5 北宇和郡 長瀧嘉三郎 150 5 北宇和郡 宮本久雄 152 5 北宇和郡 高田嘉雄 153 5 北宇和郡 高田嘉雄 154 5 北宇和郡 山口市藏 156 5 北宇和郡 山口市藏 157 5 北宇和郡 黒田森三郎	136	5	北宇和郡	井上岩吉
139 5 北宇和郡 渡邊榮太郎 140 5 北宇和郡 加賀山金吾 141 5 北宇和郡 槓本源藏 142 5 北宇和郡 菊池傳次郎 143 5 北宇和郡 松村德水 144 5 西宇和郡 松村德松 145 5 北宇和郡 九恒市 146 5 北宇和郡 川添喜一郎 147 5 北宇和郡 河野庄次郎 148 5 北宇和郡 河野庄次郎 150 5 北宇和郡 土居卜モヱ 151 5 北宇和郡 唐曜蘇三郎 152 5 北宇和郡 宮本久雄 153 5 北宇和郡 高田嘉雄 154 5 北宇和郡 川添周太郎 155 5 北宇和郡 山口市藏 156 5 北宇和郡 黒田森三郎		5	西宇和郡	
139 5 北宇和郡 渡邊榮太郎 140 5 北宇和郡 加賀山金吾 141 5 北宇和郡 榎本源藏 142 5 北宇和郡 境本源藏 143 5 北宇和郡 茂井密藏 144 5 西宇和郡 松村德松 145 5 北宇和郡 九恒市 147 5 北宇和郡 川添喜一郎 148 5 北宇和郡 河野庄次郎 149 5 北宇和郡 五居卜モヱ 150 5 北宇和郡 長瀧嘉三郎 150 5 北宇和郡 宮本久雄 152 5 北宇和郡 高田嘉雄 153 5 北宇和郡 高田嘉雄 154 5 北宇和郡 山口市藏 155 5 北宇和郡 山口市藏 156 5 北宇和郡 黒田森三郎	138	5	北宇和郡	上甲譲
141 5 北宇和郡 有友令造 142 5 北宇和郡 賴本源藏 143 5 北宇和郡 浅井密藏 144 5 西宇和郡 松村德松 145 5 北宇和郡 九恒市 146 5 北宇和郡 川添喜一郎 147 5 北宇和郡 末光杢太郎 148 5 北宇和郡 河野庄次郎 150 5 北宇和郡 土居トモエ 151 5 北宇和郡 長瀧嘉三郎 152 5 北宇和郡 宮本久雄 153 5 北宇和郡 高田嘉雄 154 5 北宇和郡 川添周太郎 155 5 北宇和郡 山口市藏 156 5 北宇和郡 黒田森三郎	139	5		渡邊榮太郎
142 5 北宇和郡 槇本源藏 143 5 北宇和郡 浅井密藏 144 5 西宇和郡 松村德松 145 5 北宇和郡 九恒市 146 5 北宇和郡 川添喜一郎 147 5 北宇和郡 河野庄次郎 148 5 北宇和郡 河野庄次郎 150 5 北宇和郡 長瀧嘉三郎 151 5 北宇和郡 南尾釮男 152 5 北宇和郡 宮本久雄 153 5 北宇和郡 高田嘉雄 154 5 北宇和郡 川添周太郎 155 5 北宇和郡 山口市藏 156 5 北宇和郡 黒田森三郎	140	5	北宇和郡	加賀山金吾
143 5 北宇和郡 菊池傳次郎 144 5 西宇和郡 浅井密藏 145 5 北宇和郡 九恒市 146 5 北宇和郡 川添喜一郎 147 5 北宇和郡 河野庄次郎 148 5 北宇和郡 河野庄次郎 150 5 北宇和郡 長瀧嘉三郎 151 5 北宇和郡 宮本久雄 152 5 北宇和郡 富田嘉雄 153 5 北宇和郡 高田嘉雄 154 5 北宇和郡 川添周太郎 155 5 北宇和郡 山口市藏 156 5 北宇和郡 黒田森三郎	141	5	北宇和郡	有友令造
144 5 西宇和郡 浅井密藏 145 5 北宇和郡 九恒市 146 5 北宇和郡 川添喜一郎 147 5 北宇和郡 末光杢太郎 148 5 北宇和郡 河野庄次郎 149 5 北宇和郡 土居トモヱ 150 5 北宇和郡 長瀧嘉三郎 151 5 北宇和郡 宮本久雄 152 5 北宇和郡 高田嘉雄 153 5 北宇和郡 川添周太郎 154 5 北宇和郡 山口市藏 155 5 北宇和郡 山口市藏 156 5 北宇和郡 黒田森三郎	142	5	北宇和郡	槇本源藏
145 5 北宇和郡 松村德松 146 5 北宇和郡 九恒市 147 5 北宇和郡 川添喜一郎 148 5 北宇和郡 河野庄次郎 149 5 北宇和郡 土居トモヱ 150 5 北宇和郡 長瀧嘉三郎 151 5 北宇和郡 神尾釮男 152 5 北宇和郡 宮本久雄 153 5 北宇和郡 高田嘉雄 154 5 北宇和郡 川添周太郎 155 5 北宇和郡 山口市藏 156 5 北宇和郡 黒田森三郎	143	5	北宇和郡	菊池傳次郎
146 5 北宇和郡 九恒市 147 5 北宇和郡 川添喜一郎 148 5 北宇和郡 河野庄次郎 149 5 北宇和郡 河野庄次郎 150 5 北宇和郡 長瀧嘉三郎 151 5 北宇和郡 南尾釮男 152 5 北宇和郡 宮本久雄 153 5 北宇和郡 高田嘉雄 154 5 北宇和郡 川添周太郎 155 5 北宇和郡 山口市藏 156 5 北宇和郡 黒田森三郎	144	5	西宇和郡	浅井密藏
147 5 北宇和郡 川添喜一郎 148 5 北宇和郡 末光杢太郎 149 5 北宇和郡 河野庄次郎 150 5 北宇和郡 上居トモヱ 151 5 北宇和郡 藤瀧嘉三郎 152 5 北宇和郡 宮本久雄 153 5 北宇和郡 高田嘉雄 154 5 北宇和郡 川添周太郎 155 5 北宇和郡 山口市藏 156 5 北宇和郡 黒田森三郎	145	5	北宇和郡	松村德松
148 5 北宇和郡 末光杢太郎 149 5 北宇和郡 河野庄次郎 150 5 北宇和郡 土居トモヱ 151 5 北宇和郡 長瀧嘉三郎 152 5 北宇和郡 宮本久雄 153 5 北宇和郡 高田嘉雄 154 5 北宇和郡 川添周太郎 155 5 北宇和郡 山口市藏 156 5 北宇和郡 黒田森三郎	146	5	北宇和郡	九恒市
149 5 北宇和郡 河野庄次郎 150 5 北宇和郡 土居卜モヱ 151 5 北宇和郡 長瀧嘉三郎 152 5 北宇和郡 神尾釮男 153 5 北宇和郡 宮本久雄 154 5 北宇和郡 高田嘉雄 155 5 北宇和郡 山添周太郎 156 5 北宇和郡 山口市藏 157 5 北宇和郡 黒田森三郎	147	5	北宇和郡	川添喜一郎
150 5 北宇和郡 土居トモヱ 151 5 北宇和郡 長瀧嘉三郎 152 5 北宇和郡 宮本久雄 153 5 北宇和郡 高田嘉雄 154 5 北宇和郡 川添周太郎 155 5 北宇和郡 山口市藏 157 5 北宇和郡 黒田森三郎	148	5	北宇和郡	末光杢太郎
151 5 北宇和郡 長瀧嘉三郎 152 5 北宇和郡 神尾針男 153 5 北宇和郡 宮本久雄 154 5 北宇和郡 川添周太郎 155 5 北宇和郡 山口市藏 156 5 北宇和郡 黒田森三郎	149		北宇和郡	河野庄次郎
152 5 北宇和郡 神尾釮男 153 5 北宇和郡 宮本久雄 154 5 北宇和郡 高田嘉雄 155 5 北宇和郡 川添周太郎 156 5 北宇和郡 山口市藏 157 5 北宇和郡 黒田森三郎	150		北宇和郡	土居トモヱ
153 5 北宇和郡 宮本久雄 154 5 北宇和郡 高田嘉雄 155 5 北宇和郡 川添周太郎 156 5 北宇和郡 山口市藏 157 5 北宇和郡 黒田森三郎	151		北宇和郡	長瀧嘉三郎
154 5 北宇和郡 高田嘉雄 155 5 北宇和郡 川添周太郎 156 5 北宇和郡 山口市藏 157 5 北宇和郡 黒田森三郎	152	5	北宇和郡	神尾釮男
155 5 北宇和郡 川添周太郎 156 5 北宇和郡 山口市藏 157 5 北宇和郡 黒田森三郎	153	5	北宇和郡	宮本久雄
155 5 北宇和郡 川添周太郎 156 5 北宇和郡 山口市藏 157 5 北宇和郡 黒田森三郎	154	5	北宇和郡	高田嘉雄
157 5 北宇和郡 黒田森三郎	155	5		川添周太郎
157 5 北宇和郡 黒田森三郎	156	5	北宇和郡	山口市藏
158 5 北宇和郡 松廣善治	157	5	北宇和郡	黒田森三郎
	158	5	北宇和郡	松廣善治

番号	株数	住 所	氏 名
159	5	北宇和郡	野田梅次郎
160	5	北宇和郡	澄田實夫
161	5	北宇和郡	中平常太郎
162	5	北宇和郡	渡邊清七
163	5	北宇和郡	渡邊松三郎
164	5	東宇和郡	末光千代太郎
165	5	北宇和郡	村山半藏
166	5	北宇和郡	池田綾三郎
167	5	北宇和郡	河野守次郎
168	5	北宇和郡	中村惣八
169	<u>5</u>	東宇和郡	伊藤莊三郎
170	5	北宇和郡	平山嘉平
	<u>5</u>	北宇和郡	
171			酒井島太郎
172	5	北宇和郡	水野初太郎
173	4	北宇和郡	鎌江伊之松
174	4	北宇和郡	高田春男
175	4	北宇和郡	家高貞義
176	4	北宇和郡	岡田宇三郎
177	4	北宇和郡	渡邊昇藏
178	4	北宇和郡	兵頭槇三郎
179	3	北宇和郡	赤松桂
180	3	北宇和郡	渡邊平悟
181	3	北宇和郡	松田仙太郎
182	3	北宇和郡	岩本今治
183	3	北宇和郡	善家隆一
184	3	北宇和郡	三輪田直一
185	3	北宇和郡	渡邊馬八郎
186	3	北宇和郡	樋口虎若
187	3	北宇和郡	兵頭政三
188	3	北宇和郡	鎌原幸澄
189	3	北宇和郡	土居菅男
190	3	北宇和郡	土谷久治郎
191	3	北宇和郡	松岡愼一
192	3	北宇和郡	兵頭朋治
193	3	北宇和郡	菊池貞
194	3	北宇和郡	巴賀壽
195	3	北宇和郡	上田富士太郎
196	3	北宇和郡	磯野浦吉
197	3	北宇和郡	清家彦六
198	3	北宇和郡	西川豊治
199	3	北宇和郡	松井芳三郎
200	2	北宇和郡	田原永松
201	2	北宇和郡	酒井浩
202	2	北宇和郡	西岡榮藏
203	2	北宇和郡	柴田知行
204	2	北宇和郡	赤松和江
205	2	北宇和郡	鶴井壽道
206	2	北宇和郡	横山儀作
207	2	北宇和郡	矢野信親
208	2	北宇和郡	井上浦藏
209	2	北宇和郡	河野織太郎
210	2	北宇和郡	井谷吉利
211	2	北宇和郡	渡邊壽三
212	2	北宇和郡	
414		「ソビコール目付け	间川仴旧

番号	株数	住所	氏 名
213	2	北宇和郡	高田美敬
214	2	北宇和郡	友澤友太郎
215	2	北宇和郡	桐田伊四郎
216	2	北宇和郡	久保貢
217	2	北宇和郡	西田藤三郎
218	2	北宇和郡	兵頭彦四郎
219	2	北宇和郡	
220	2	北宇和郡	
221			篠塚竹太郎
	2	北宇和郡	宮口孫兵衛
222	2	北宇和郡	武田彦平
223	2	北宇和郡	高田虎吉
224	2	北宇和郡	松浦定治
225	2	北宇和郡	武田信賢
226	2	北宇和郡	河野榮
227	2	北宇和郡	久保盛丸
228	2	北宇和郡	信崎早苗
229	2	北宇和郡	松本勇
230	2	北宇和郡	小川誠吉
231	2	北宇和郡	兵頭敏成
232	2	北宇和郡	巴誠二
233	2	北宇和郡	大久保定治郎
234	2	北宇和郡	武村準吉
235	2	北宇和郡	木村由藏
236	2	北宇和郡	蔭山巖
237	2	北宇和郡	渡邊甚藏
238	2	北宇和郡	松浦源太郎
239	2	北宇和郡	池田竹市
240	2	北宇和郡	常盤經一
241	2	北宇和郡	磯野久治郎
242	2	北宇和郡	田好義直
243	2	北宇和郡	石崎音平
244	2	北宇和郡	井上八十八
245	2	北宇和郡	鎌原カメ
246	2	北宇和郡	三好正義
247	2	北宇和郡	
248	2	北宇和郡	濱中圓太郎
249	2	北宇和郡	平岡數太郎
250	2	北宇和郡	大宮庫吉
251	2	北宇和郡	
252	2	北宇和郡	
252	2	東宇和郡	
253	2	東宇和郡	上甲辰太郎 上甲辰太郎
255	2	北宇和郡	工中成為即 丸山為吉
256	2	北字和郡	清家平悟
257	2	北字和郡	梁瀨専太郎
258	2	北字和郡	山内伊太郎
259	2	北字和郡	阿武昇
260	2	北宇和郡	高山久米治
261	2	北宇和郡	青芝ユキ
262	2	北宇和郡	古谷定治郎
263	1	北宇和郡	今井眞澄 一
264	1	北宇和郡	二宮芳太郎
265	1	北宇和郡	二宮貞太郎
266	1	北宇和郡	二宮仙八

番号	株数	住 所	氏 名
267	1	北宇和郡	二宮定夫
268	1	北宇和郡	二宮猪太郎
269	1	北宇和郡	二宮久治郎
270	1	北宇和郡	西田助七
271	1	北宇和郡	西田堅郎
272	1	北宇和郡	別宮豊
273	1	北宇和郡	
274	1	北字和郡	緒賀愼一
275	1	北字和郡	岡田清一郎
276	1	北宇和郡	岡田忠一郎
277	1	北宇和郡	若林與治
278	1	北宇和郡	渡邊孫太郎
279	1	北宇和郡	川名英治郎
280	1	北宇和郡	川名シヲ
281	1	北宇和郡	川名テイ
282	1	北宇和郡	川名リウ
283	1	北宇和郡	川添寅一郎
284	1	北宇和郡	川添儀太郎
285	1	北宇和郡	横山馬治
286	1	北宇和郡	玉置榮治郎
287	1	北宇和郡	玉置竹治郎
288	1	北宇和郡	武田又市
289	1	北宇和郡	橘勝三郎
290	1	北宇和郡	橘松太郎
291	1	北宇和郡	太宰定治郎
292	1	北宇和郡	田中嘉三郎
293	1	北宇和郡	武田龜太郎
294	1	北宇和郡	武田覺太郎
295	1	東宇和郡	高田久五郎
296	1	東宇和郡	高田トモ
297	1	東宇和郡	高田延一郎
298	1	北宇和郡	中浦岩吉
299	1	北宇和郡	中島詣又
300	1	北宇和郡	長岡義正
301	1	北宇和郡	宇治原由太郎
302	1	北宇和郡	能登屋吉馬
303	1	北宇和郡	<u>能</u> 登屋一松
304	1	北宇和郡	大留島三松 大留島三松
305	1	北宇和郡	山内又治
306	1	北宇和郡	山崎政嘉
307	1	北宇和郡	山岡元太郎
308	1	北宇和郡	柳澤屋直行
309	1	北宇和郡	
	1	北宇和郡	
310			
311	1	北宇和郡	松井満藏
312	1	北字和郡	植本友三郎
313	1	北字和郡	松浦房雄
314	1	北字和郡	松浦トヨ
315	1	北宇和郡	桝谷正喜
316	1	北宇和郡	藤井竹治郎
317	1	北宇和郡	古谷武代
318	1	北宇和郡	古田瀧治郎
319	1	北宇和郡	藤井秀太郎
320	1	北宇和郡	兒島數馬

番号	株数	住 所	氏 名
321	1	北宇和郡	河野里治
322	1	北宇和郡	青野富二郎
323	1	北宇和郡	赤松三代吉
	1		
324		北字和郡	
325	1	北宇和郡	酒井松太郎
326	1	北宇和郡	佐野惣八
327	1	北宇和郡	酒井計一
328	1	北宇和郡	佐々木岩生郎
329	1	北宇和郡	佐藤常治郎
330	1	北宇和郡	菊池光太郎
331	1	北宇和郡	清池伊平太
332	1	北宇和郡	桐本龜吉
333	1	北宇和郡	實登駒吉
334	1	北宇和郡	宮本隅吉
335	1	北宇和郡	芝サト
336	1	北宇和郡	清水閑一郎
337	1	北宇和郡	清水彌三
338	1	北宇和郡	芝八郎
339	1	北宇和郡	芝光治
340	1	北宇和郡	新城辰四郎
341	1	北宇和郡	芝則義
342	1	北宇和郡	日前清藏
343	1	北宇和郡	日前イワ
344	1	北宇和郡	廣田辰治
345	1	北宇和郡	東利藤太
346	1	北宇和郡	毛利萬太郎
347	1	北宇和郡	清家重次郎
348	1	北宇和郡	清家市松
349	1	北宇和郡	清家豊太郎
350	1	北宇和郡	清家德義
351	1	北宇和郡	鈴木鎭平
合計	8,005		

- 注1. 番号は人数を把握するために付した。
- 注2. 株数は番号と同様にアラビア数字で記載した。
- 注3. 住所は原資料に「仝」と記載されているものもあるが、 略さずに記載した。
- 注4. 株数の合計は編者が計算して記載した。どこかに誤記があるのか、合計 8,005 株となっている。

【資料13】「第弍回営業報告書」(大正元年9月30日

宇和島鉄道株式会社第二期営業報告

明治四十五年四月ヨリ大正元年九月迄、六ケ月間ニ於ケル当会社営業ノ要領ヲ 業務報告、 財産目録、 貸借対照表等ヲ提出スル事左ノ如シ

リツ、アリ、全線其半ハ峻嶮、工事至難ノ地域ニ属シ、出来形未ダ顕著ナラズ 督所ヲ設ケ、数名ノ監督員ヲ派シ、厳密ニ檢査セシメ、工事ノ確実ト進行ヲ図 影響ヲ及ボスヲ以テ、特ニ線路中高光村大字光満及ヒ二名村大字大内ニ工事監 外、地所全部ノ買収ヲ了へ、次テ工事設計ハ最モ深重ナル調査ヲ遂ケ、予算ヲ スル諸種ノ手続等、 主ノ売約ヲ完フシ、是レカ分裂丈量、地上障害物取除ケ、河川道路ノ使用ニ対 当期間ハ線路ノ根本タル用地ヲ確定セシメ、田畑山林其他ヲ合シテ蛇長セル地 ト雖モ、漸次日ヲ遂テ工事ノ進捗ヲ期セン 今ヤ専ラ工事ニ従事中ナリ、抑モ土工ノ巧拙ハ将来運輸、保線ノ経費ニ至大ノ 決定シテ、更ニ厳密ナル受負規則ニ依リ、数多ノ見積価格ヲ徴収シ、更ニ競争 所反別約拾三町歩、総筆数略弐千弐百筆ニ達セル価格ヲ協定シテ、衡平ナル地 入札ニ依リ尚協定ノ結果、金拾七万円ヲ以テ土工事業ヲ松田道藏ニ受負ハシメ、 其業務最モ複雑ヲ極メシト雖モ、今ヤ停車場敷地ヲ除クノ

- 明治四十五年四月三十日、宇和島公会堂ニ於テ第一回定期総会ヲ開催シ、当 ヲ経タリ 社第壱期間ニ於ケル営業状態ノ報告ヲナシ、貸借対照表、財産目録等ノ承認
- 五月三日、 当社第一期間ニ於ケル営業状態ヲ逓信省ニ申達セリ
- 五月九日、 道ト為セル変更申請登記ヲ了へ、其ノ変更届ヲ主務省ニ申達セリ 第壱期定期総会ノ決議ニ基ツキ、 商号宇和島軽便鉄道ヲ宇和島鉄
- 五月九日、 了へ、変更届ヲ差出シタリ 本社取締役井上要、 仝美野田琢磨ノ両氏辞任ニ付、其抹消登記ヲ
- 六月十九日、 線路ニ当ル用地収用願ヲ内閣ニ提出セリ 一鉄道用地買収ニ付、其協定価格ニ応ゼザルモノアルヲ慮リ、 全
- 六月十九日、 取締役小西莊三郎、七月九日、 全 今 西 林 三 郎 、 全 月 拾 参 日 、 井

- 上角五郎ノ参氏辞任ニ付、各抹消登記ヲ了へ、変更届ヲ差出シタリ
- 七月十日、 特設橋梁架設認可申請書ヲ愛媛県知事ニ差出シタリ 鉄道線路ニシテ河川ヲ横キルモノ須賀川支流高串外六流ニ対シ、
- 八月壱日、鉄道工事ニ着手スル旨、主務省ニ申達セリ
- 八月三日、取締役成田榮信、八月弐拾参日、監査役清水新三ノ両氏辞任ニ付、 其抹消登記ヲ了へ、変更届ヲ差出シタリ
- 八月廿九日、警察電話柱ニシテ線路内ニアリ障害トナルモノニ対シ、其ノ移 転願ヲ愛媛県知事ニ差出シタリ
- 以上ノ外、諸官衙へ提出シタル願届数多アリト雖モ、重大事項ニアラザルヲ 以テ之ヲ略ス
- 土地買収ハ地主ト協定ノ上、衡平ナル価格ニ基ツキ決定スベキモノニシテ、 モノ左ノ如シ 其買収価格ヲ定メ、地面約拾参町歩、其筆数弐千弐百余ノ買収ヲ完フシタル 分割測量、登記申請等ニ要スル手続キ、最モ復雑ヲ極メシト雖モ、今ヤ略ホ ト仝時ニ、其反別中線路ノ局部ヲ収用スルハ、地主ノ喜バザル而己ナラズ、 従来地価ハ米価ヲ基礎トシ、当今米価ハ上騰シテ用地価格ノ協定ニ困難ナル
- 田反別 六町五反八畝拾弐歩
- 畑反別 弐町弐反弐畝拾四歩
- 宅地反別 壱反壱畝○弐歩
- 山林反別 参町七反弐畝廿八歩
- 其 壱反弐畝弐拾七歩
- 合 計 他 拾弐町七反弐畝廿参歩
- 四万四千参拾壱円拾八銭
- 線路用地確定丈量後、 土工ハ五月七日、受負人ト公正証書ヲ以テ契約ヲナシ、次テ土工ニ着手スベ 場ハ全線中最モ至難ノ地域、則チ起点ヨリ四哩弐拾五鎖ニ至ル峻嶮工事ニ属 当社ハ適当ナル監督員ヲ派シ、其作業ヲ檢査セシメツヽアリ、而テ目下ノエ 月十五日ニ至リ実地事業ニ着手セリ、爾来連続シテ事業ヲ進行シツヽアレバ、 キヲ誓ヒタリ、而シテ受負人ハ事業準備及ヒ材料買収等ニ時日ヲ費ヤシ、七 地確定ノ個所ヨリ順次土地分割調査ヲ経テ、目下其分裂申請手続中ナリ シ、殊二電信柱、警電柱及宇和水電ノ送電柱ニ接スルモノ百個以上ニ達シ、 八月ニ渉リ用地代金支払計算ヲナシ、九月ヨリ用

目下調査ヲ了ヘタル工事成績要領左ノ如シ 之レガ移転交渉等ニ時日ヲ要シツヽアルハ、幾分工事ノ進歩ヲ防ケシト雖モ、

◎工事出来形報告

築堤盛土坪数 土砂岩石掘取坪数

溝渠付替切取坪数 土留石垣築造坪数

拾弐坪

百九拾八坪

弐千五百八拾六坪

参千弐百拾四坪

土管埋設

基礎コンクリート坪数 橋台及溝橋坐堀坪数

◎株式ノ事

事業振展シテ工事成績ノ見ルヘキモノアルニ至ラン

従来工事ノ成績ハ顕著ナラズト雖モ、今ヤ工事用材料、土工用器具完備セハ、

七個所

壱坪壱合 参拾壱坪

参拾参個所

当期間ニ於ケル株式ノ売買譲渡ノ登録総数弐千四百拾株ニシテ、当期末日ニ 於ケル現在株主ハ参百五拾参名ナリ

第弐期 至大正 元 年九月自明治四十五年四月 貸借対照表

)資産ノ部

金弐万五百七拾六円四拾六銭壱厘 金弐拾九万参千七百弐拾五円

金参万弐千八百六拾七円五銭五厘

金弐千七百六拾六円六拾銭

金六万八千四拾六円参拾五銭 金弐千五百円

金弐拾九円八拾五銭

計金四拾弐万五百拾壱円参拾壱銭六厘

 現 銀 創 仮 建

 在 行 慰 立 出 設

 預 労 金 金 費 金 費

◎負債ノ部

金四十万円

金壱万七千九拾円

雑利仮株

入定金金

金九拾参円九拾九銭五厘 金参千参百弐拾七円参拾弐銭壱厘

計金四拾弐万五百拾壱円参拾壱銭六厘

))財産目録

貸借対照表中資産ノ部ト同一ニ付略ス

右ノ通ニ候也

大正元年九月参拾日

愛媛県北宇和郡宇和島町大字本町 宇和島鉄道株式会社

専務取締役 取締役副社長 玉井 今西幹一郎

全 取 仝 締 役 玉井 河野 安藏

仝 石崎 清水 忠八

山口 藤一

仝 仝 監 查 役 赤松 右調査候処、相違無之候也

渡邊雅太郎

門田 重吉

居村繁治郎

渡邊雅太郎、 門田重吉、 居村繁治郎重任、別宮周三

追而監査役満期改撰ノ処、

大正元年九月三十日現在 株主名簿

番号	株数	住 所	氏 名
1	830	北宇和郡	共有7名代表 今西幹一郎
2	600	東京市	八束可海
3	500	大阪市	才賀藤吉
4	350	北宇和郡	共有 9 名代表 今西幹一郎
5	280	東京市	森村開作
6	200	東京市	賀田金三郎
7	180	北宇和郡	今西幹一郎
8	150	東京市	兒島富雄
9	100	東京市	井上角五郎
10	100	東京市	根津嘉一郎
11	100	東京市	仁壽生命社長 下郷傳平
12	100	東京市	服部金太郎
13	100	東京市	
14	100	東京市	村井保固
15	100	東京市	第田定吉 2 〒 11 〒 117
16	100	大阪市	今西林三郎
17	100	大阪市	井上德次郎
18	100	堺市	野田儀一郎
19	100	兵庫県	永井儀三郎
20	100	東宇和郡	別宮周三郎
21	100	松山市	清水隆德
22	100	松山市	本間邦彦
23	100	北宇和郡	小西莊三郎
24	100	北宇和郡	河野虎尾
25	100	北宇和郡	山口藤一
26	100	北宇和郡	玉井安藏
27	100	北宇和郡	石崎忠八
28	100	北宇和郡	玉井卓一
29	60	北宇和郡	門田重吉
30	60	大阪市	菊池恭三
31	50	東京市	八十島親德
32	50	東京市	大橋新太郎
33	50	東京市	山下龜三郎
34	50	東京市	二宮基成
35	50	大阪市	土居通夫
36	50	越智郡	八木龜三郎
37	50	喜多郡	大洲銀行 村上長次郎
38	50	北宇和郡	小西萬四郎
39	50	北宇和郡	岩城卯吉
40	50	越智郡	矢野通保
41	50	北宇和郡	渡邊祐常
42	50	北宇和郡	赤松新吉
43	50	北宇和郡	堀部德之烝
44	50	北宇和郡	運輸会社 堀部彦次郎
45	40	北宇和郡	稲葉熊吉
46	40	北宇和郡	渡邊雅太郎
47	40	北宇和郡	赤松兵三郎
48	30	東京市	神田鐳藏
49	30	兵庫県	那須善治
50	30	東宇和郡	赤松島吉
51	30	神戸市	田中泰菫
52	30	南宇和郡	吉良麟太郎
		TIT TARR	ロエルがたべいに

番号	株数	住 所	氏 名
53	30	南宇和郡	猪崎保直
54	30	北宇和郡	居村繁治郎
55	30	北宇和郡	中川鹿太郎
56	25	越智郡	今井新治郎
57	21	北宇和郡	鎌原秀
58	20	東京市	宇都宮政市
59	20	東京市	小野金六
60	20	大阪	矢野莊三郎
61	20	神戸	山下芳太郎
62	20	神戸	高津英馬
63	20	宇摩郡	山中好夫
64	20	新居郡	廣瀨満正
65	20	松山	仲田傳之訟
66	20	松山	石原操
67	20	松山	窪田節二郎
68	20	松山	長井政光
69	20	松山	高須峰造
70	20	温泉郡	近藤貞次郎
71	20	東宇和郡	別宮友一
72	20	東宇和郡	岡崎佐五郎
73	20	西宇和郡	菊池清平
74	20	西宇和郡	宇都宮貞一
75	20	西宇和郡	菊池清治
76	20	南宇和郡	宮下龜一郎
77	20	北宇和郡	山下重治郎
78	20	北宇和郡	古谷義正
79	20	北宇和郡	今松佐一郎
80	20	北宇和郡	一
81	20	北宇和郡	岡本景光
82	20	北宇和郡	芝恒三郎
83	20	北宇和郡	野川貞齋
84	20	北宇和郡	松浦浪吉
85	20	北宇和郡	芝貞光
86	20	北宇和郡	二宮乙四郎
87	20	北宇和郡	土居富士一
88	20	北宇和郡	松田道藏
89	20	北宇和郡	天野畊作
90	20	北宇和郡	山村豊次郎
91	20	北宇和郡	佐々木高義
92	20	北宇和郡	久保喜田吉
93	20	北宇和郡	三崎屋長吾
94	20	北宇和郡	玉井岩城
95	20	北宇和郡	太宰喜一郎
96	20	北宇和郡	門田幾馬
97	20	北宇和郡	清家常太郎
98	20	北宇和郡	門脇惠三
99	20	北宇和郡	
100	15	北宇和郡	渡邊永治
101	15	越智郡	岡良淑
101	12	北宇和郡	
102	10	北宇和郡	
103	10	北宇和郡	
104	10	시다 기 시타다	1 비사— 다마

番号	株数	住 所	氏 名
105	10	北宇和郡	堀部乙藏
106	10	温泉郡	德本良一
107	10	松山市	赤松重老
108	10	東宇和郡	本多眞喜雄
109	10	北宇和郡	赤松泰苞
110	10	北宇和郡	大久保忠義
111	10	北宇和郡	和泉傳吾
112	10	西宇和郡	西村ヒサ
113	10	東宇和郡	清水靜十郎
114	10	北宇和郡	芝圓治
115	10	温泉郡	村上平太郎
116	10	北宇和郡	今井元直
117	10	北宇和郡	赤松則義
118	10	越智郡	阿部光之助
119	10	北宇和郡	川鰭市郎
120	10	北宇和郡	吉良銀次郎
120		北宇和郡	井伊定四郎
	10		
122	10	北宇和郡	清家彦右衛門
123	10	北宇和郡	八幡屋源太郎
124	10	北宇和郡	佐竹正治郎
125	10	北宇和郡	井伊タケ
126	10	西宇和郡	佐々木惣三郎
127	10	兵庫県	曽根正命
128	10	松山市	村瀨敬二
129	10	東宇和郡	赤松常次郎
130	10	北宇和郡	田中實馬
131	6	北宇和郡	水野馬三郎
132	6	北宇和郡	西村勘七
133	5	北宇和郡	堀部吉二郎
134	5	北宇和郡	朝岡康三郎
135	5	北宇和郡	松浦元太郎
136	5	北宇和郡	宮川利惠
137	5	北宇和郡	井上岩吉
138	5	西宇和郡	野本吉兵衛
139	5	北宇和郡	上甲譲
140	5	北宇和郡	渡邊榮太郎
141	5	北宇和郡	加賀山金吾
142	5	北宇和郡	有友令造
143	5	北宇和郡	槇本源藏
144	5	北宇和郡	菊池傳次郎
145	5	北宇和郡	松村德松
146	5	北宇和郡	九恒市
147	5	北宇和郡	川添喜一郎
148	5	北宇和郡	末光杢太郎
149	5	北宇和郡	河野庄次郎
150	5	北宇和郡	土居トモヱ
151	5	北宇和郡	長瀧嘉三郎
152	5	北宇和郡	神尾釮男
153	5	北宇和郡	宮本久雄
154	5	北宇和郡	高田嘉雄
155	5	北宇和郡	川添周太郎
156	5	北宇和郡	山口市藏

番号	株数	住 所	氏 名
157	5	北宇和郡	黒田森三郎
158	5	北宇和郡	松廣善治
159	5	北宇和郡	野田梅次郎
160	5	北宇和郡	清家俊三
161	5	北宇和郡	澄田實夫
162	5	北宇和郡	中平常太郎
163	5	北宇和郡	渡邊清七
164	5	北宇和郡	渡邊松三郎
165	5	東宇和郡	未光千代太郎
166	5	北宇和郡	村山半藏
167	<u>5</u>	北宇和郡	 池田綾三郎
168	<u>5</u>	北宇和郡	河野守次郎
	<u>5</u>		
169	<u>5</u>	北宇和郡	中村惣八
170		東宇和郡	伊藤庄三郎
171	5	北宇和郡	平山嘉平
172	5	北宇和郡	酒井嶋太郎
173	5	北宇和郡	水野初太郎
174	4	北宇和郡	鎌江伊之松
175	4	北宇和郡	高田春男
176	4	北宇和郡	家高貞義
177	4	北宇和郡	岡田宇三郎
178	4	北宇和郡	渡邊昇藏
179	3	北宇和郡	兵頭槇三郎
180	3	北宇和郡	赤松桂
181	3	北宇和郡	渡邊平悟
182	3	北宇和郡	松田仙太郎
183	3	北宇和郡	岩本今治
184	3	北宇和郡	善家隆一
185	3	北宇和郡	三輪田直一
186	3	北宇和郡	渡邊馬太郎
187	3	北宇和郡	樋口虎若
188	3	北宇和郡	兵頭政三
189	3	北宇和郡	鎌原幸澄
190	3	北宇和郡	土居菅男
191	3	北宇和郡	土谷久治郎
192	3	北宇和郡	松岡愼一
193	3	北宇和郡	兵頭明治
194	3	北宇和郡	菊池貞
195	3	北宇和郡	巴賀壽
196	3	北宇和郡	上田富士太郎
197	3	北宇和郡	
198	3	北宇和郡	武村準吉
199	3	北宇和郡	清家彦六
200	3	北宇和郡	ク留島辰太郎
201	3	北字和郡	西川豊治
202	3	北字和郡	松井芳三郎
203	2	北字和郡	田原永松
204	2	北字和郡	酒井浩
205	2	北宇和郡	西岡榮藏
206	2	北宇和郡	柴田知行
207	2	北宇和郡	赤松和江
208	2	北宇和郡	鶴井壽道

番号	株数	住 所	氏 名
209	2	北宇和郡	横山儀作
210	2	北宇和郡	矢野信親
211	2	北宇和郡	井上浦藏
212	2	北宇和郡	河野織太郎
213	2	北宇和郡	井谷吉利
214	2	北宇和郡	渡邊壽三
215	2	北宇和郡	高田清信
216	2	北宇和郡	高田美敬
217	2	北宇和郡	友澤友太郎
218	2	北字和郡	桐田伊四郎
219	2	北字和郡	久保貢
220	2	北宇和郡	西田藤三郎
221	2	北宇和郡	兵頭彦四郎
222	2	北宇和郡	熊崎類三郎
223	2	北宇和郡	篠塚竹太郎
224	2	北宇和郡	宮口孫兵衛
225	2	北宇和郡	武田彦平
226	2	北宇和郡	高田虎吉
227	2	北宇和郡	松浦定治
228	2	北宇和郡	武田信賢
229	2	北宇和郡	河野榮
230	2	北宇和郡	久保盛丸
231	2	北宇和郡	信崎早苗
232	2	北宇和郡	松本勇
233	2	北宇和郡	小川誠吉
234	2	北宇和郡	兵頭敏成
235	2	北宇和郡	巴誠二
236	2	北宇和郡	大久保定治郎
237	2	北宇和郡	木村由藏
238	2	北宇和郡	蔭山巖
239	2	北宇和郡	渡邊甚藏
240	2	北宇和郡	松浦源太郎
241	2	北宇和郡	池田竹市
242	2	北宇和郡	常盤經一
243	2	北宇和郡	磯野久治郎
244	2	北宇和郡	田好義直
245	2	北宇和郡	石崎音平
246	2	北宇和郡	井上八十八
247	2	北宇和郡	鎌原カメ
248	2	北宇和郡	三好正義
249	2	北宇和郡	徳田清一
250	2	北宇和郡	濱中圓太郎
251	2	北宇和郡	平岡數太郎
252	2	北宇和郡	大宮虎一
253	2	北宇和郡	河野義行
254	2	北宇和郡	薬師神岩雄
255	2	東宇和郡	金融甲智治郎 1000年 - 100年 -
	2	東宇和郡	上甲辰太郎
256			
257	2	北字和郡	丸山爲吉
258	2	北字和郡	清家平悟
259	2	北字和郡	梁瀨専太郎
260	2	北宇和郡	山内伊太郎

番号	株数	住 所	氏 名
261	2	北宇和郡	阿武昇
262	2	北宇和郡	高山久米治
263	2	北宇和郡	青芝ユキ
264	2	北宇和郡	古谷定治郎
265	1	北宇和郡	今井眞澄
266	1	北宇和郡	二宮芳太郎
267	1	北宇和郡	
	1	北宇和郡	
268			二宮仙八
269	1	北宇和郡	二宮定夫
270	1	北宇和郡	二宮猪太郎
271	1	北宇和郡	二宮久治郎
272	1	北宇和郡	西田助七
273	1	北宇和郡	西田堅郎
274	1	北宇和郡	別宮豊
275	1	北宇和郡	緒賀愼一
276	1	北宇和郡	岡田清一郎
277	1	北宇和郡	岡田忠一郎
278	1	北宇和郡	若林與治
279	1	北宇和郡	渡邊孫太郎
280	1	北宇和郡	川名英治郎
281	1	北宇和郡	川名シヲ
282	1	北宇和郡	川名テイ
283	1	北宇和郡	川名リウ
284	1	北宇和郡	川添寅一郎
285	1	北宇和郡	川添儀太郎
286	1	北宇和郡	横山馬治
287	1	北宇和郡	玉置榮治郎
288	1	北宇和郡	玉置竹治郎
289	1	北宇和郡	武田又市
290	1	北宇和郡	橘松太郎
291	1	北宇和郡	橘勝三郎
292	1	北宇和郡	太宰定治郎
293	1	北宇和郡	田中嘉三郎
294	1	北宇和郡	武田龜太郎
295	1	北宇和郡	武田覺太郎
296	1	東宇和郡	高田久五郎
297	1	東宇和郡	高田トモ
298	1	東宇和郡	高田延一郎
299	1	北宇和郡	中浦岩吉
300	1	北宇和郡	中島詰又
301	1	北宇和郡	長岡義正
302	1	北宇和郡	宇治原由太郎
303	1	北宇和郡	能登屋吉馬
304	1	北宇和郡	能登屋一松
305	1	北宇和郡	久留島三松
306	1	北宇和郡	山内又治
307	1	北宇和郡	山崎正嘉
308	1	北宇和郡	
309	1	北宇和郡	柳澤屋直行
310	1	北宇和郡	
311	1	北字和郡	薬師寺猪之吉
312	1	北宇和郡	松井満藏

シ、茲ニ報告ス大正十五年四月一日ヨリ同年九月三十日ニ至ル大正十五年度上期諸勘定ヲ結了

宇和島鉄道株式会社

貸

借

対

照

表

亚口		/ - 一部	『 夕
番号	株数	住所	氏名
313	1	北宇和郡	槇本友三郎
314	1	北宇和郡	松浦房雄
315	1	北宇和郡	松浦トヨ
316	1	北宇和郡	桝谷正嘉
317	1	北宇和郡	藤井竹治郎
318	1	北宇和郡	古谷武代
319	1	北宇和郡	古田瀧治郎
320	1	北宇和郡	藤井秀太郎
321	1	北宇和郡	兒島數馬
322	1	北宇和郡	河野里治
323	1	北宇和郡	青野富二郎
324	1	北宇和郡	赤松三代吉
325	1	北宇和郡	櫻屋古平
326	1	北宇和郡	酒井松太郎
327	1	北宇和郡	佐野惣八
328	1	北宇和郡	酒井計一
329	1	北宇和郡	佐々木岩生郎
330	1	北宇和郡	佐藤常治郎
331	1	北宇和郡	菊池光太郎
332	1	北宇和郡	清池伊平太
333	1	北宇和郡	桐本龜吉
334	1	北宇和郡	實登駒吉
335	1	北宇和郡	宮本隅吉
336	1	北宇和郡	芝サト
303		.10 7 18 81	~ .

番号	株数	住 所	氏 名
337	1	北宇和郡	清水閑一郎
338	1	北宇和郡	清水彌三
339	1	北宇和郡	芝八郎
340	1	北宇和郡	芝光治
341	1	北宇和郡	新城辰四郎
342	1	北宇和郡	芝則義
343	1	北宇和郡	日前清藏
344	1	北宇和郡	日前イワ
345	1	北宇和郡	廣田辰治
346	1	北宇和郡	東利藤太
347	1	北宇和郡	毛利萬太郎
348	1	北宇和郡	清家重次郎
349	1	北宇和郡	清家市松
350	1	北宇和郡	清家豊太郎
351	1	北宇和郡	清家德義
352	1	北宇和郡	鈴木鎭平
353	1	北宇和郡	二宮トク
合計	8,000		

- 注1. 番号は人数を把握するために付した。
- 注2. 株数は番号と同様にアラビア数字で記載した。
- 注3. 住所は原資料に「仝」と記載されているものもあるが、 略さずに記載した。
- 注4. 株数の合計は編者が計算して記載した。

略ス

財

産

目

録

本
表
11
貸
借
対
題
表
皇
座
力ワ
部
部ト同
IH]
_
社
불
7
尘
彪

合計	現金	未収入金		出	貯蔵物品	遊園地費	建設費	近永吉野間	間建設費	宮野下近永	下間建設費	宇和島宮野	科目	資産
`	四七四八九〇	一二、五三九 〇六〇	四八、四〇九二六〇	二九、五五六 七三〇	九、七八八 七一七	四、六〇八三八四		四七三、三六八,四八三		二〇八、三六三二三五		四二〇、五二九二六六二	金額	ノ 部 (借 方)
	力 越	未払配当金	仮受金	未払金	準備積立金	法定積立金		借入金		特別資金		株金	科目	負債
二、二〇七、六三八二二一〇四) 一 う 八			•	一七、四六七 〇〇〇	一七、四六七 〇〇〇		三七二、六四三 三九〇		一四、八四九 五七九		七〇〇、〇〇〇 〇〇〇	金額	日 ノ 部 (貸 方)

◎附帯決議 政府査定ノ結果、前記諸表ニ異動ヲ生ジタル場合ハ、次期ニ於テ

		合計	雜 収 入	計			運輸雑収入	以収		
後期繰越金 四六、六七三 〇〇五 準備積立金 一、九一五 〇〇〇 準備積立金 一、九一五 〇〇〇 上標度等通名左来 一、九一五 〇〇〇 優先等通名左来 一、九一五 〇〇〇 優先等通名左来 一、九一五 〇〇〇 本 一、九一 一、九一 本	合	一〇二、二〇五 二九〇 差引益金	九二八五五〇 負担借人金利子	一〇一、二七六 七四〇	賈分担 設営業	係	五二一五四〇 運 輸 費	三四〇保存	額 支	損益計算書
	○一一七 ○八○二 五○四一	二六、二七八 一〇四	一四、三三三八四〇	六一、五九三 三四六		六、六一三〇五〇		八三六二	金額	

資 料 解 説

明治二九(一八九六)年(資料1】「宇和嶋鉄道株式会社創業総会決定要領」

明治二七年六月一日、発起人総代今西幹一郎

町)の庄屋に生まれ、同一三年に県会議員、同二 県会議員、 遠村(現鬼北町)の庄屋に生まれ、明治一七年に 波村(現鬼北町)の庄屋に生まれ、同一九年に県 瀧嘉三郎など二○名、評議員予備に青木正穀(吉 議員)など五名、評議員に宇和島の豪商である長 生まれ、同一九年に県会議員、同二五年に衆議院 四、幹一郎の弟、同三一年に阪神電鉄取締役)、 議所初代会頭)、今西林三郎 (一八五二~一九二 れる。第七条では以下の役員が選出されている。 第三条の申合規則は【資料3】に該当すると思わ 決定事項であり、第二条の定款は【資料2】に、 九年一月二五日に仮免状が下付されると、同年四 軽便鉄道の敷設に関する請願書を提出した。同二 外八六名が連署した宇和島鉄道株式会社の設立と 愛媛県知事に逓信大臣への進達を願い、玉井安蔵 会議員)など一〇名の名前が見える。 議員)など九名、監査役に清水新三(一八五三~ 九三〇、宮下村(現宇和島市)の庄屋・醤油業に 玉井安蔵(一八三五~一九二〇、清水村(現鬼北 二七年に大阪から衆議院議員、翌年に大阪商業会 愛媛県立図書館所蔵行政資料『鉄軌索道』(M06: 月二〇日に創業総会が開催された。議事の内容は 七年に衆議院議員)、堀部彦次郎(一八六〇~一 12-6) に所収されている。本資料は創業総会での (一八三七~一九一七、宇和島藩士に生まれ、同 九一六、宇和島藩士に生まれ、同二一年に県会 取締役に今西幹一郎(一八四六~一九二七、国 同二九年に衆議院議員)、土居通夫

【資料2】「宇和嶋鉄道株式会社定款」

間隔を設けて払い込むことを定めている。

世別のに分割し、一株一三円以内を一○週以上の一○回に分割し、一株一三円以内を一○週以上の二章株式では株金について、工事竣成予定期間を一○回に分割し、一株五○円)とすること、第二章株式では株金について、工事竣成予定期間を一○回に分割し、一株五○円)とすること、第二章株式では株金について、工事竣成予定期間を一○回に分割し、一株五○円)とすること、第二章株式では株金について、工事竣成予定期間を一○回に分割し、一株一三円以内を一○週以上の一○回に分割し、一株一三円以内を一○週以上の一○回に分割し、一株一三円以内を一○週以上の一○回に分割し、一株一三円以内を一○週以上の一○回に分割し、一株一三円以内を一○週以上の一○回に分割し、一株一三円以内を一○週以上の一○回に分割し、一株一三円以内を一○週以上の一○回に分割し、一様一、一点に対している。

半数以上かつ総株金の半額以上)、株主の選挙権 分の一以上に当たる株主の出席が必要であること 取締役や監査役が必要と認めた場合又は総株金の 金にあてることを定めている。 として預金又は公債証書を買い入れ、一〇〇分の 算を行うこと、純益の一○○分の五を準備積立金 計算では一年を上半期と下半期の二期に分けて決 上の株主から監査役を五名、評議員を二○名選出 と議決権は一株一票を基本に、一一株、五一株、 に臨時総会を開催すること、決議には総株金の四 五分の一以上に当たる株主から要求があった場合 し、任期を各二年(再選可)とすること、 九名(内一名社長、二名専務取締役)、一〇株以 一〇一株以上ごとに一定の増票を定めている。 (定款変更、債券発行、会社解散の決議は株主の ○以内を役員の賞与金に、残金を株主への配当 第四章役員では二〇株以上の株主から取締役を 第三章株主総会では毎年一、七月に通常総会を、 、第五章

【資料3】「宇和嶋鉄道株式会社申合規則」

について全六条で規定している。 鉄道株式会社の申合規則で、役員等の給与や旅費 本資料は【資料1】の総会で決定された宇和島

第一条では年間の報酬・俸給について、社長は第一条では年間の報酬・俸給について、社長は第一条では年間の報酬・俸給について、取締役、支配人、諸課長が六○日以上の病休、三○日以上の私事旅行をした場合は月給を三分の一とし、駅長以下が六○日以上の病休、三○日以上の私事旅行をした場合は月給を三分の一とし、駅長以下が六○日以上の病休、三○日以上の私事旅行をした場合は取締役が代人を高じるか、月給を減じることを定めている。

籍地までの旅費を支給することを定めている。籍四条では旅費について、一等級(社長・取締の往復が六里未満のような短距離には日当を支給の往復が六里未満のような短距離には日当を支給の往復が六里未満のような短距離には日当を支給の往復が六里未満のような短距離には日当を支給のないこと、第六条では辞任・解雇した場合は在しないこと、第六条では辞任・解雇した場合は在しないこと、第六条では辞任・解雇した場合は在しないこと、第六条では辞任・解雇した場合は在

条関係)の様式を掲載している。

、株式券状売買・譲与登録請求書」(同第一七る「株式券状売買・譲与登録請求書」(同第一七該与した際、双方が連署して所有者の変更を求め式(【資料2】第一六条関係)と、株券を売買・式(【資料2】第一六条関係)と、株券を売買・式(【資料2】第一六条関係)と、株券を売買・式(【資料2】第一六条関係)の様式を掲載している。

明治二九(一八九六)年四月二○日具料4】「評議員予備員当選状」

鉄道株式会社創立事務所が送った当選状である。された三間村(現宇和島市)の芝恒三郎に宇和島本資料は【資料1】の総会で評議員予備に選出

青木正穀(【資料1】解説参照)、宇和島の豪商で郵便局長、同三五年に三間村会議員)のほかに、 男は衆議院議員の孫九)たちが選出されている。 年に同村助役、同四三年に同村長)、岩村茂敝 得点順に補われた。会社の草創期に当たるため、 され、評議員に欠員が生じた場合は、予備員から 島市)の庄屋に生まれ、同二八年に二名村長、長 正二年に同村長)、太宰文治郎(大内村(現字和 同二七年に同村収入役、同三〇年に同村助役、大 会議員、同四一年の選挙まで連続当選)、菅武市 ある槇本源蔵、居村繁治郎 あらかじめ予備員についても選出したのだろう。 評議員の役割は大きかったと思われる。そこで、 として評議員二○名のほか、予備員一○名が選出 郎(同二三年に二名(現字和島市)村会議員 (同二三年に丸穂(現宇和島市)村長)、今松佐 (同二三年に好藤(現鬼北町)村会議員、 芝恒三郎は【資料11~13】(明治四四~大正元 評議員予備には芝恒三郎 【資料2】の定款によると、取締役の諮問機関 (同二七年に宇和島町 (明治一九年に宮野下 同二七

【資料5】「宇和島鉄道再興之趣意書」

を通知した際、同封した趣意書と思われる。 宇和島鉄道株式会社は逓信省から明治二十九年 宇和島鉄道株式会社は逓信省から明治二十九年 宇和島鉄道株式会社は逓信省から明治二十九年 宇和島鉄道株式会社は逓信省から明治二十九年 宇和島鉄道株式会社は逓信省から明治二十九年 宇和島鉄道株式会社は逓信省から明治二十九年

具体的な数字を第一~三表に掲げている。数、営業収支と予算を挙げ、調査や試算に基づく字和島鉄道再興の要点として建設費、乗客と貨物いとして「完備ナル交通機関」の必要性を説き、本資料では旅客や貨物の往来が昔日の比ではな

株金の半額(二〇万円)が払い込まれれば、社債

に徴収)を出して創立費にあてること、第五条で

三八円と算出している。この収益から車両修繕費、 第一表では中国、九州地方の軽便鉄道会社五社 第一表では中国、九州地方の軽便鉄道会社五社 第三表では中国、野車賃を一人四三銭、貨物賃を 「「一覧」で三五人乗り客車二台と四噸積み 「大力車、乗合馬車の数などを、第二表では下村分岐 が、延長一七哩の乗車賃を一人四三銭、貨物を三八 「第三表では一日の乗客を四六八人、貨物を三八 「第三表では一日の乗客を四六八人、貨物を三八 「第三表では一日の乗客を四六八人、貨物を三八 「第三表では一日の乗客を四六八人、貨物を三八 「第三表では中国、九州地方の軽便鉄道会社五社 第一表では中国、九州地方の軽便鉄道会社五社

明治四三(一九一〇)年一一月八日【資料6】「宇和嶋鉄道布設ノ義ニ付有志大会決議」

【資料5】で今西幹一郎たちは有志一八七名に「資料5」で今西幹一郎たちは有志一八七名によると、明治四三年一一月八日に集合した者はによると、明治四三年一一月八日に集合した者はによると、明治四三年一一月八日に集合した者は一株五○円とすること、第三条で発起人は二○株五○円とすること、第三条で発起人は二○株五○円とすること、第三条で発起人は二○株五○円とすること、第三条で発起人は信認金として一○円(第一三条で同月末まで人は信認金として一○円(第一三条で同月末まで人は信認金として一○円(第一三条で同月末まで人は信認金として一○円(第一三条で同月末まで人は信認金として一○円(第一三条で同月末まで人は信認金として一○円(第一三条で同月末まで

の出張費は実費とすることを決議している。

恭いて第六条で発起人の中から創立委員一五名創立委員から委員長を一名、理事を二名互選すること、第八条で委員長と理事の報酬は一ケ月一二こと、第八条で委員長と理事の報酬は一ケ月一二二とすること、第九条で繁忙期には創立事務所に関立すると、第九条で発起人の中から創立委員一五名を起こすことができることを決議している。

条の信認金は返金しないことを決議している。第一五条で発起人を辞任した場合においても第四委員が連帯責任を負うこと、第一二条で発起人を辞任した場合においても第四代表を創立委員長と理事に定め、官庁へ提出する代表を創立委員長と理事に定め、官庁へ提出するで表で創立事後にあて、同総会で否認した場合は創立者の信認金は返金しないことを決議している。

経済的にも大きな支えとなったことだろう。したことは、今西幹一郎たちにとって精神的にものように引き続いて支援を惜しまない住民が存在

四〇年代に再度機運が盛り上がった際、

芝恒三郎

純益は五万七六二一円六〇銭となり、工費予算の法定積立金、役員賞与金、通行税を差し引くと、

三五万円に対して一割六歩四厘強を見込んでいる。

年)の株主名簿でも二○株を所有している。明治

二○年代に始まった鉄道敷設計画は頓挫するが、

明台四四(一九一一), 年三月一5資料7】「鉄道線路網縮図「四国之部」

明治四四(一九一一)年三月一五日

な位置付けにあろうとしたことがうかがえる。本資料で、宇和島軽便鉄道は宇和島・近永へ分岐)へ南下する幹線と、近永から下山(須崎・中村へへ南下する幹線と、近永から下山(須崎・中村へへ南下する幹線と、近永から下山(須崎・中村へへ南下する幹線と、近永から下山(須崎・中村へへ南下する幹線と、近永から下山(須崎・中村へへ南下する幹線と、近永から下山(須崎・中村へへ南下する幹線と、近永から下山(須崎・中村へへ南下する幹線と、近永が高いである。

鉄道に接続するルートが維持されている。大洲から南下した鉄道は、宮野下・近永で宇和島号線として明記されているが、双方とも八幡浜・四人町〜宮野下〜宇和島〜中村、宮野下八幡浜〜卯之町〜宮野下〜宇和島〜中村、宮野下八曜浜―卯之町〜宮野下〜宇和島〜中村、宮野下八田八田に改正された鉄道敷設法において、大正一一年に改正された鉄道敷設法において、

明治四四(一九一一)年九月末頃【資料8】「宇和島軽便鉄道株式会社創立事務報告

川立に間には 本資料は明治四三年一一月から翌年九月におけ 本資料は明治四三年一一月から翌年九月におけ 本資料は明治四三年一一月から翌年九月におけ

されてないが、三月二七日に内閣総理大臣桂太郎 幹一郎を創立委員長、河野虎尾と門脇恵三を理事 に軽便鉄道を敷設する免許状を下付されている。 から八幡村(現宇和島市)~旭村(現鬼北町)間 松山や東京へ赴いている。請願書については記載 翌年二月にかけて、今西幹一郎が請願要務で度々 月一五日と定め、株主へ通知状を発送している。 を理事に選出、 名を創立委員に選出、さらに同月二○日には今西 町堀端通に設け、同月一六日に玉井安蔵など二〇 工町に移転、八月二日に第一回株金払込期日を同 に選出している。また、翌年五月四日に赤松新吉 日に宇和島軽便鉄道株式会社の仮事務所を宇和島 官庁に関する事項では、明治四三年一二月から 創立に関する事項では、明治四三年一一月一〇 同月一一日に仮事務所を同町船大

徳島~小松島が幹線の予想線となっている。郡中~大洲~宮野下、近永~下山~中村~下田、

多度津~今治~古町、高松~小島~池田~高知~

船戸~小島が幹線の未成線、

古町~松山~

資料で幹線の既成線となっている。このほかに、

から株主を募集するため東奔西走している。 関量に関する事項では、浜田長太郎、美野田琢 から株主を募集するため東奔西走している。 は、明治四四年四月二二日に土居通夫外四六名に は、明治四四年四月二二日に土居通夫外四六名に は、明治四四年四月二二日に土居通夫外四六名に がら株主を募集するをめ東奔西走している。 から株主を募集するため東奔西走している。

明治四四(一九一一)年七月一八日【資料9】「宇和島軽便鉄道収支予算書」

資料として作成されたものと思われる。の収支予算書である。株主または株主募集の説明今西幹一郎と技師の美野田琢磨が作成した一ケ年本資料は宇和島軽便鉄道株式会社創立委員長の

四、八十二年(名) 中国 (名) 中国 (古) 中国 (古

想定して算出したことが記載されている。一六往復、客車は四○人乗り、貨車は四噸積みをなお、備考に収入は一日一二往復、支出は一日

経営状況と比較する上で貴重な資料である。
に、法定積立金、特別積立金、役員賞与金に各田で、法定積立金、特別積立金、役員賞与金に各出一割一歩となる。伊予鉄道の明治四四年上期には一割一歩となる。伊予鉄道の明治四四年上期には一割一歩となる。伊予鉄道の明治四四年上期には一割一歩となる。伊予鉄道の明治四四年上期には一割一歩となる。伊予鉄道の明治四四年上期には一割一歩となる。

【資料10】「(第一回株金払込通知書)」

規定によって、一〇〇円に付一日五銭の延滞金が 発生するため、注意するよう記載されている。 と、一株五○円に対して一○分の一に当たる五円 未納のため合算されたようだ。証拠金を差し引く 六月二〇日が期限だったが(目録12・14参照)、 る。七円五○銭の中には、二円五○銭の証拠金 七円五○銭、合計一五○円の払込額となってい 送った通知書であり、八月一日付となっている。 宇和島市)の芝恒三郎(【資料4】解説参照) 株式会社創立委員長の今西幹一郎から三間村(現 月一五日と定められ、株主に通知書が送付された の払込みとなる。なお、期日後は定款第一○条の (【資料8】解説参照)。本資料は宇和島軽便鉄道 (担保金)も含まれていた。証拠金は明治四四年 芝恒三郎は二〇株を所有しており、一株当たり 明治四四年八月二日に第一回株金払込期日が に

は松山の伊予農業銀行、商業銀行、五十二銀行、 その利便を図ったものと思われる。県内において 渋沢栄一の勧めで金禄公債を資本化して設立した 銀行と二十銀行(前身は明治一〇年に伊達宗城が 明記されている。県外においては東京の明治商業 貯蓄銀行、大洲銀行支店、高知銀行支店のほか、 宇和島の第二十九銀行支店、宇和島銀行、 第二十国立銀行)、大阪の浪速銀行南支店、神戸 大洲、川之石、八幡浜、宇和、 に株主が存在していたことがうかがえる。 第六十五銀行で、 次に株金の払込先である一七行の本店と支店が 城辺に本店や支店をおく銀行で、県内各地 県外株主がこの地域に多く、 吉田、三間、岩松、 宇和島

【資料11】「定款及株主名簿」

計算、 増員可、任期三年)、三○株以上の株主から監査 以上の株主から取締役を五名以上(内一名社長、 株主の出席が必要で、株主の選挙権と議決権は 軽便鉄道株式会社の定款と株主名簿である。 株主名簿(三五八名)が掲載されている。 役を三名以上(任期一年)選出のほか、 に減票すること、第四章役員と権限では一○○株 株までは一株を一票、一〇一株以上は二株を一票 臨時総会を設け、資本金の四分の一以上に当たる では一株五○円、株数を八○○○株とし、 て、八幡村(現宇和島市)から旭村(現鬼北町) は総則、株式と払込み、株主総会、役員と権限、 土井安蔵ほか八名、監査役赤松新吉ほか四名)と 最後に役員名簿(社長井上角五郎、 は役員報酬(一年三〇〇〇円以内) で金額と期日を決めて払い込むことを定めている。 に払い込み、残額の三四万円については取締役会 万円については総株式引受者が確定後三週間以内 に軽便鉄道を敷設すること、第二章株式と払込み 島軽便鉄道株式会社とし、 任期一年)を一五名以上置くことを定めている。 名専務取締役、副社長一名と専務取締役一名の 【資料2】の大株主への対応とは異なり、一〇〇 郎、専務取締役玉井卓一、同河野虎尾、 第五章計算では利益金の分配を、 第三章株主総会では定時総会(四、一〇月)と 第一章総則では資本金を四○万円、社名を宇和 本資料は明治四四年一○月に調製された宇和島 雑則の六章、全四○条から成っている。 本社を宇和島町に置い 第六章雑則で 副社長今西幹 などを定め、 、株金六 取締役 評議員

三五一名であることを報告している。

【資料12】「第壱回営業報告書」

明治四五(一九一二)年三月三一日

開始の見込みであることを報告している。 慎重に調査したこと、地主の承諾と株主の信用を 株式では売買譲渡が一七〇一株、当期末の株主が 三月二二日に工事施工認可書が下付されたこと、 に本社を宇和島町船大工町から本町へ移転、翌年 認可申請書を鉄道院に提出したこと、翌月三〇日 に会社設立の登記を終え、同月一五日に工事施行 に玉井卓一と河野虎尾を選出したこと、翌月二日 工事の契約を締結して、着手後約二○ケ月で営業 得て用地買収と株式払込を進めたこと、間もなく 価格に大きな影響を与える線路選定と工事設計を 日の営業報告書である。総況では会社経営と工費 に井上角五郎、 庶務では明治四四年九月二七日の重役会で社長 本資料は明治四四年九月二四日~翌年三月三一 副社長に今西幹一郎、 専務取締役

誤記されていると思われる。○株であるため、株主名簿のどこかが五株分多く株数を計算すると八○○五株になる。本来八○○株数を計算すると八○○五株になる。本来八○○日載されている。株主は三五一名だが、その合計

「第弐回営業報告書

大正元 (一九一二) 年九月三〇日

現在工事中であることを報告している。 と二名村(共に現宇和島市)に工事監督所を設け、 を除く買収を終えたこと、競争入札の結果、一七 ○日の営業報告書である。総況では線路用地の約 万円で松田道蔵と工事の契約を締結して、高光村 三町歩について地主と契約を結び、停車場用地 本資料は明治四五年四月一日~大正元年九月三

辞任、用地買収は米価高騰を背景に地主との交渉 井上要、美野田琢磨、小西荘三郎、 翌月一五日に工事着手、この前後に取締役である 変更登記、六月一九日に用地収用願を内閣に提出、 や手続きに苦労したが、約一三町歩を約四万四〇 井上角五郎、成田栄信、監査役である清水新三が 同月九日に総会決議に基づき社名を宇和島鉄道と 総会を開催、翌月七日に松田道蔵と契約を締結、 ○○円で買収したことを報告している。 庶務では明治四五年四月三○日に第一回の定期 今西林三郎、

費が二七六六円六○銭、慰労金が二五○○円、銀 銭一厘、仮出金が三万二八六七円五銭五厘、創立 雑収入が九三円九九銭五厘で、共に合計四二万五 行預金が六万八〇四六円三五銭、現在金が二九円 が二九万三七二五円、建設費が二万五七六円四六 万七〇九〇円、利息勘定が三三二七円三二銭一厘、 八五銭、負債の部は株金が四〇万円、仮受金が一 一円三一銭六厘となっている。 貸借対照表によると、資産の部は払込未済株金

三五三名、株数は八〇〇〇株となっている。 載されている。 最後に大正元年九月三〇日現在の株主名簿が掲 人数と株数を計算すると、人数は

大正一五(一九二六)年九月三〇日

益金処分案が記載されている。 の営業報告書である。貸借対照表、損益計算表、 本資料は大正一五年四月一日~同年九月三〇日

費が二〇万八三六三円一三銭五厘、近永~吉野間 運輸費が一万六四二一円二七銭四厘、借入金利子 純益金は二万六二七八円一〇銭四厘となる。 円一八銭六厘、収入から支出を差し引くと、 が一万四三三三円八四銭などで合計七万五九二七 六八銭七厘、汽車費が二万四一六円一五銭三厘、 純益金が二万六二七八円一〇銭四厘などで、共に 四厘など、負債は株金が七〇万円、借入金が三七 の造成費と思われる遊園地費が四六〇八円三八銭 建設費が四七万三三六八円四八銭三厘、文殊公園 四二万五二九円六六銭二厘、宮野下~近永間建設 万二二〇五円二九銭、支出は保存費が九八三六円 合計一二○万七六三八円二三銭一厘となっている。 七四六七円、前期繰越金が三万三一一八円七二銭 万二六四三円三九銭、法定・準備積立金が各一万 厘 損益計算表の収入は客車が七万一五四五円三四 貸借対照表の資産は宇和島~宮野下間建設費が 貨車が二万九二〇九円八六銭などで合計一〇 政府補助金が一万二〇二〇円一八銭、 当期 当期

六六七三円五厘を配分することにしている。 株主配当金に一万九〇〇〇円、 準備積立金に各一九一五円、賞与金に一九一四円、 加えた合計七万一四一七円五厘について、法定・ ○銭四厘に、前期繰越金の三万三一一八円七二 益金処分案は当期純益金である二万六二七八円 一厘と、政府補助金の一万二〇二〇円一八銭を 後期繰越金に四万

【資料15~21】 「宇和島鉄道関係写真」 大正三 (一九一四) 年

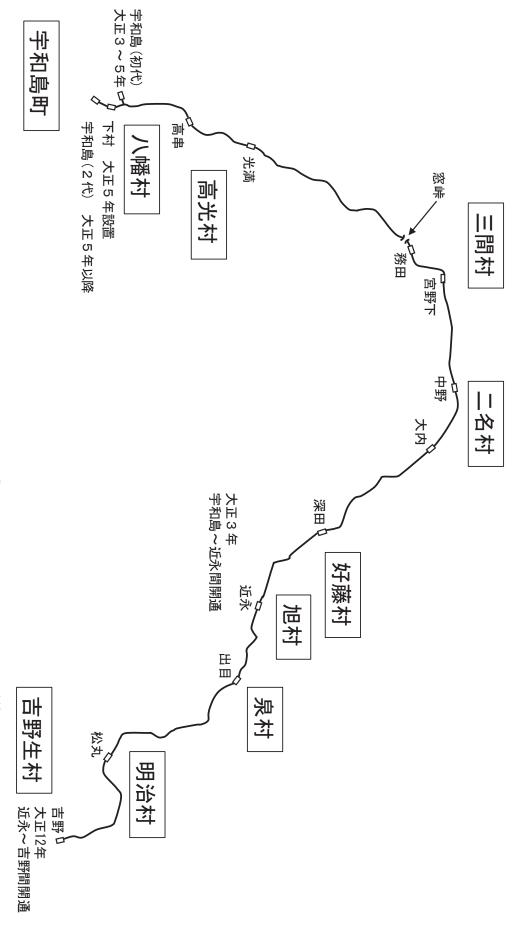
関する写真である。資料内容から宇和島~近永間 が開通する大正三年頃のものと思われる 九〇、西宇和・東宇和郡長)の子である立花秀顕 (一八七四~一九二四) 氏が遺した宇和島鉄道に 本資料は宇和島藩士長尾信敬(一八三八~一八

間が開通する大正三年まで勤務している。 した後、翌年に召集解除された。その後、 半島北部に位置する永興湾要塞の工事などに従事 として台湾総督府に、続いて同三一年に築城本部 年に宇和島鉄道会社の技師となり、宇和島~近永 の同三七年に召集され、陸軍工兵少尉として朝鮮 を結ぶ粤漢鉄道の建設に携わった。日露戦争直前 に勤務した。同三五年に依願退職すると、京城 東京科学大学)を卒業後、同二九年に陸軍の技手 (現ソウル)と釜山を結ぶ京釜鉄道や武漢と広州 立花秀顕氏は、明治二五年に東京工業学校 同四五 (現

宇和島鉄道、⑦近永駅と宇和島鉄道の七点。 渡る宇和島鉄道、⑥ホッケ山(場所不明)を走る 渡る宇和島鉄道、 る宇和島鉄道、④上三間川(宮野下~中野間)を (光満~務田間)を渡る宇和島鉄道、 写真は、①宇和島駅と宇和島鉄道、②長追川 ⑤下三間川(大内~深田間)を ③窓峠を走

様々な情報が伝わってくる。 からは宇和島駅や近永駅の外観、 移転し、宇和島~高串間に下村駅を設けた。写真 学校付近にあったが、大正五年に宇和島町寄りに 開通当初、 乗客や見物人たちの表情や服装など、 線路・トンネル・橋梁の構造、貨車 宇和島駅は現在の宇和島市立城北中 機関車・客車・

宇和島鉄道路線図



* 本図は国土地理院所蔵 明治37年測量・同42年発行の5万分1地形図「字和島」、明治37年測量・昭和3年鉄道補入・昭和5年発行の5万分1 地形図「宇和島」を加工して作成した。

資料目録

番号	年代	表 題	作成者	受取者	数量	法量 (cm)	備考	整理 番号	図版 番号
1	明治28年11月	通知書(本月2日宇和 島公会堂において発起 人総代会を開き、別紙 報告書決定に付、1株 に付50銭本月25日まで に払込みのこと)	宇和嶋鉄道株 式会社創立事 務所		状 1	縦24.7 × 横17.0		1702	
2	明治29年	宇和嶋鉄道株式会社創 業総会決定要領	宇和嶋鉄道株 式会社創立事 務所		状 1	縦24.7 × 横34.7	3、4と関連カ	1702 -2	1
3	(明治29年カ)	宇和嶋鉄道株式会社定 款			∰ 1	縦18.5 × 横13.8	2と関連カ 傷みが激しいため写 真閲覧	1702 -3	2
4	(明治29年カ)	宇和嶋鉄道株式会社申 合規則			∰ 1	縦19.0 × 横14.7	2と関連カ	1702 -4	3
5	明治29年 4 月 20日	評議員予備員当選状	宇和島鉄道株 式会社創立事 務所	芝恒三郎	状 1	縦19.2 × 横25.7		1702 -5	4
6	明治32年1月	第弐回報告書	宇和嶋鉄道株式会社		 状 1	縦29.7 × 横42.0	複写物 明治31年7月1日~ 同年12月31日の報告 書	1702 -6	
7	明治32年7月	第三回報告書	宇和島鉄道株式会社		状 1	縦25.7 × 横36.4	複写物 明治32年1月1日~ 同年6月30日の報告 書	1702 -7	
8	明治33年1月	第四回報告書	宇和島鉄道株式会社		状 1	縦25.7 × 横36.4	複写物 明治32年7月1日~ 同年12月31日の報告 書	1702 -8	
9	明治43年10月	宇和島鉄道再興之趣意 書	首唱者		状 1	縦33.0 × 横42.5	傷みが激しいため写 真閲覧	1702 -9	5
10	明治43年11月 8日	宇和嶋鉄道布設ノ義ニ 付有志大会決議			状 1	縦24.4 × 横32.5		1702 -10	6
11	明治44年3月 15日	鉄道線路網縮図 四国 之部			状 1	縦27.3 × 横39.2		1702 -11	7
12	明治44年6月 5日	(株式申込証及び印鑑 用紙送付に付、6月20 日までに捺印の上、1 株に付証拠金2円50銭 振込みの事)	古林式会社 創立委員長	芝恒三郎	状 1	縦16.9 × 横25.6	15と同封	1702 -12	
13	明治44年7月 18日	宇和島軽便鉄道収支予 算書	宇和島軽便鉄 道林式委員立 曾西師 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		綴 1	縦24.5 × 横16.7		1702 -13	9
14	明治44年7月	(字和島軽便鉄道株式 の義、客月20日期限の 処、今以て手続き無き ため、至急申込証送 付、証拠金払込みの 事)	宇和島軽便鉄 道株式会社創 立事務所	芝恒三郎	状 1	縦44.4 × 横16.3	封筒有り(縦20.2× 横7.9) 「郡内三間村宮野下 芝恒三郎様」、「七月 四日 愛媛県宇和島町船大工町船大工町島軽便七十 戸 宇和島軽便・岩島番道株式会社創立事務所」(差出印)「宇和□(島カ)□(44カ).7.4」、(受付印)「愛媛・宮野下44.7.4」	1702 -14	

番号	年代	表 題	作成者	受取者	数量	法量 (cm)	備考		図版 番号
15	明治44年8月1日	(第一回株金払込通知 書)	宇和島軽便鉄 道株式会社 創立委員長 今西幹一郎	芝恒三郎	状 1	縦18.0 × 横38.1	封筒有り(縦20.8× 横7.8) 「北宇和郡三間村芝 恒三郎殿」、「「東田」、「 下工島町駅 宇和島町駅大工和島立 宇和島本式会社印) 「□□□(宇和島カ) 44.8.2」、(受付印)「□ □(愛媛カ)・宮野下 44.8.□(2カ)」 12と同封	1702 -15	10
16	明治44年9月末頃	宇和島軽便鉄道株式会 社創立事務報告			綴 1	縦24.2 × 横16.9	明治43年11月4日~ 同44年9月20日の会 社設立事務事項	1702 -16	8
17	明 治44年10月 14日	(宇和島軽便鉄道会社の要件を帯び帰省のところ、昨13日帰京に付礼状)	成田榮信	二宮市太郎	状 1	縦19.7 × 横39.2		1702 -17	
18	明 治44年10月 調製	定款及株主名簿	宇和嶋軽便鉄 道株式会社		∰ 1	縦18.8 × 横13.3		1702 -18	11
19	明治44年10月	推選状(評議員の件)	宇和島軽便鉄 道株式会社 副社長 今西幹一郎	芝恒三郎	状 1	縦27.0 × 横19.5	封筒有り(縦21.8× 横8.3) 「北宇和郡三間村宮 野下芝恒三郎殿」、 「愛媛県宇和島町般 大工町宇和島軽便 鉄道株式会社」、(差 出印)「□□□ (年和 島カ)□□ (44.10.17 カ)」、(受付印)「愛媛 ・宮野下44.10.17」 20と同封	1702 -19	
20	明 治44年10月 18日	承諾書(評議員の件)	芝恒三郎	宇和島軽便 鉄道株式会 社御中	状 1	縦24.2 × 横16.4	19と同封	1702 -20	
21	明治45年 3 月 31日	第壱回営業報告書	宇和嶋島軽便 鉄道株式会社		∰ 1	×	明治44年9月24日~ 同45年3月31日の報 告書	1702 -21	12
22	大正元年9月 30日	第弐回営業報告書	宇和島鉄道株 式会社		∰ 1	×	明治45年4月~大正 元年9月の報告書 23挟み込み	1702 -22	13
23	大正元年10月	(本社健全、御安心に 付書簡)	宇和島鉄道株 式会社 今西幹一郎 玉井卓一 河野虎尾		状 1	縦15.0 × 横11.0	22に挟み込み	1702 -23	
24	大正15年 9 月 30日	報告書	宇和島鉄道株 式会社		状 1	×	大正15年4月1日~ 同年9月30日の報告 書	1702 -24	14
25		発起人ノ引受株数住所 氏名			状 1	縦28.0 × 横39.9		1702 -25	
26		宇和嶋軽便鉄道株式会 社仮定款	創立委員会		∰ 1	縦19.5 × 横66.2		1702 -26	
27		宇和島軽便鉄道株式会 社株主名記			綴 1	縦24.5 × 横16.6		1702 -27	

番号	年代	表 題	作月	成 者	受取者	数量	法量 (cm)	備考	整理 番号	図版 番号
28		(四国鉄道延長に関する方針)				 壮 1	縦24.4 × 横32.7		1702 -28	
29	(大正3年頃)	宇和島駅と宇和島鉄道				写真 1	(本紙) 縦20.5 × 横26.2 (台紙) 縦32.2 × 横38.8	台紙に「宇和嶋本町 巴衆芳軒写真館」と 有り	4682	15
30	(大正3年頃)	長追川を渡る宇和島鉄 道				写真 1	(本紙) 縦13.8 × 横9.5 (台紙) 縦23.9 × 横18.8	台紙に「宇和嶋本町 巴衆芳軒写真館」、 「Nagaoigawa」と有 り	4682	16
31	(大正3年頃)	窓峠を走る宇和島鉄道				写真 1	(台紙)	台紙に「宇和嶋本町 巴衆芳軒写真館」、 「Madonoto To(uカ) nnel out-way」と有り	4682	17
32	(大正3年頃)	上三間川を渡る宇和島 鉄道				写真 1	(本紙) 縦9.5 × 横13.8	台紙に「宇和嶋本町 巴衆芳軒写真館」、 「Kami Mimagawa」 と有り		18
33	(大正3年頃)	下三間川を渡る宇和島 鉄道				写真 1	(本紙) 縦9.5 × 横13.8	台紙に「宇和嶋本町 巴衆芳軒写真館」、 「Shimo Mimagawa」 と有り	4682	19
34	(大正3年頃)	ホッケ山を走る宇和島 鉄道				写真 1	(本紙) 縦9.5 × 横13.8	台紙に「宇和嶋本町 巴衆芳軒写真館」、 「Hokkeyama」と有 り	4682	20
35	(大正3年頃)	近永駅と宇和島鉄道				写真 1	(本紙) 縦9.5 × 横13.8 (台紙) 縦18.8 × 横23.9	台紙に「宇和嶋本町 巴衆芳軒写真館」、 「Chikanaga」と有り	4682 -7	21

参考文献

卸道 史 関 係

全国

- 九七二年)。 九七二年)。

) 愛 媛 (伊予鉄道) ~

- 『五十年史』(伊予鉄道電気株式会社、一九三六年)。
- 『伊予鉄道百年史』(伊予鉄道株式会社、一九八七年)。

一愛媛(宇和島鉄道・その他)~

- 井上要『愛媛県鉄道苦行史』(井上要、一九二七年)。
- の明治大正史』(泉山草房、一九六八年)。津村寿夫「宇和島軽便鉄道の開通とその後の国鉄予讃線問題」『宇和島
- ・『阪神電気鉄道八十年史』(阪神電気鉄道、一九八五年)。
- 告』第二号(愛媛県総合科学博物館、一九九七年)。・藤本雅之「愛媛県における鉄道の変遷」『愛媛県総合科学博物館研究報
- 館、一九九八年)。 遺産」『愛媛県総合科学博物館研究報告』第三号(愛媛県総合科学博物遺産」『愛媛県総合科学博物館研究報告』第三号(愛媛鉄道に関わる鉄道・大島高義・河野藤夫・藤本雅之「宇和島鉄道及び愛媛鉄道に関わる鉄道

目治体史

- 『愛媛県議会史』第一、二巻(愛媛県議会、一九七五、一九七七年)。
- 『愛媛県史』地誌Ⅱ(南予)(愛媛県、一九八五年)。
- 『愛媛県史』商工経済3商工(愛媛県、一九八六年)。
- ・『愛媛県史』近代下(愛媛県、一九八八年)。

- ・『愛媛県史』人物(愛媛県、一九八九年)。
- ・『宇和島市誌』(宇和島市長、一九七四年)。
- ・『吉田町誌』下巻(吉田町教育委員会、一九七六年)。
- ・『広見町誌』(広見町、一九八五年)。
- ・『三間町誌』(三間町、一九九四年)。
- 『松野町誌』改訂版(松野町、二〇〇五年)。

人物関係

- 一八九三~一九〇三、一九〇七~一九一二年)。 一八九三~一九〇三、一九〇七~一九一二年)。
- 『愛媛県人物名鑑』第三輯(海南新聞社、一九二三年)。
- 『南予人物名鑑』(南予人物名鑑刊行会、一九二九年)。
- 淺井伯源『伊予の山水と人物と事業』(愛媛県出版協会、一九三○年)。

個人伝記

- ・半井桃水編『土居通夫君伝』(野中昌雄、一九二四年)。
- · 今西林三郎『今西林三郎遺文録』上(今西与三郎、一九二五年)。
- 記編纂会、一九四三年)。・井上角五郎先生伝』(井上角五郎先生伝・井上角五郎先生伝記編纂会編『井上角五郎先生伝』(井上角五郎先生伝
- ・井上雄馬編『山村豊次郎伝』(山村豊次郎氏伝記刊行会、一九五○年)。
- 高橋紅六『太宰孫九伝』(太宰孫九伝刊行会、一九六四年)。

その他

- 五五年)。
 ・竜門社編『渋沢栄一伝記資料』第五巻(渋沢栄一伝記資料刊行会、一九
- 『第一銀行史』上巻(第一銀行八十年史編纂室、一九五七年)。

愛媛県歴史文化博物館資料目録 第33集 宇和島鉄道関係資料目録

発 行 日 令和7年3月28日

編輯·発行 愛媛県歴史文化博物館

〒797-8511 西予市宇和町卯之町 4-11-2

TEL 0894-62-6222 FAX 0894-62-6161

印 刷 岡田印刷株式会社